

## 第五期

# 徳島県廃棄物処理計画 (案)

令和3年2月

徳 島 県



# 〈目次〉

## 第1章 計画の意義

- 第1節 計画策定の目的
- 第2節 計画の期間
- 第3節 計画の位置づけ

## 第2章 廃棄物処理の現状

- 第1節 一般廃棄物（ごみ）の現状（平成30年度実績）
- 第2節 一般廃棄物（生活排水）の現状（平成30年度実績）
- 第3節 産業廃棄物の現状（平成30年度実績）
- 第4節 その他の現状

## 第3章 第四期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

- 第1節 一般廃棄物の目標達成に関する点検・評価
- 第2節 産業廃棄物の目標達成に関する点検・評価

## 第4章 排出量及び処理量の見込み

- 第1節 一般廃棄物（ごみ）の将来予測
- 第2節 産業廃棄物の将来予測
- 第3節 今後影響を与える要因

## 第5章 廃棄物の減量等目標値

- 第1節 一般廃棄物（ごみ）の目標値
- 第2節 産業廃棄物の目標値

## 第6章 基本施策

- 第1節 減量化目標達成のための取組
- 第2節 適正処理のための取組
- 第3節 処理施設の高度化及び強靱化等
- 第4節 循環型社会構築のための取組
- 第5節 非常災害時における廃棄物処理
- 第6節 とくしまプラスチックごみ削減プログラム
- 第7節 関係者の役割

## **第7章 計画の進行管理**

### **第1節 推進体制及び進行管理**

### **補章1 徳島県食品ロス削減推進計画**

#### **第1節 計画策定の趣旨**

#### **第2節 本県における食品ロスの現状**

#### **第3節 推進事項及び施策**

#### **第4節 各主体の役割**

#### **第5節 目標設定**

### **補章2 ごみ処理の広域化・集約化計画**

#### **第1節 計画の趣旨**

#### **第2節 計画期間**

#### **第3節 前計画の点検・評価**

#### **第4節 人口及びごみ排出量の将来予測**

#### **第5節 広域化ブロック区割りの設定**

#### **第6節 各ブロックにおける廃棄物処理体制**

## **用語の定義・解説**

## 第1章

# 計画の意義



# 第1章 計画の意義

## 第1節 計画策定の目的

我が国では、循環型社会を構築していくため、数次にわたる「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種リサイクル関連法の制定等の対策が行われてきました。

本県においても、こうした対策により、相当程度の改善は図られたものの、廃棄物の排出量、再生利用の取組や最終処分の状況をみると、循環型社会への転換の途上にあり、不法投棄をはじめとする不適正処理についても、改善傾向にあるものの未だ撲滅には至っていません。

さらに、近年は、世界的な資源制約の顕在化、災害の頻発化・激甚化など、廃棄物の3Rや適正処理を巡る情勢は大きく変化しており、地球温暖化や海洋プラスチックごみなど、SDGs達成に向けた地球環境問題への対応も急務になっています。

加えて、東日本大震災をはじめとする巨大地震や近年頻発する大規模な台風・豪雨災害により、国民の安全・安心に対する意識が高まっていることを踏まえ、今後はより一層の環境保全と安全・安心を重視した循環の実現を図っていく必要があります。

本県においても、近い将来の発生が予想されている南海トラフ巨大地震や台風・豪雨による被害が想定されており、これまでの大規模災害の経験を踏まえた防災・減災対策が必要であり、こうした諸課題に対応していくためには、循環型社会の構築が重要となっています。

本県では平成14年3月に「第一期徳島県廃棄物処理計画」を策定して以来、廃棄物の減量や適正処理等の目標値を掲げ、各種施策に取り組んできたところであり、平成28年3月には、計画年度を平成32年度（令和2年度）とする「第四期徳島県廃棄物処理計画」を策定し、適正な廃棄物処理を推進してきました。

今回、第四期計画が目標年度を迎えるにあたり、ごみ減量等目標値の達成状況及び関連施策の評価等を行い、この評価結果を基に課題を抽出して目標値及び施策の見直しを行った上で、新たに「第五期徳島県廃棄物処理計画」を策定することとしました。

今後は、この「第五期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民、事業者、市町村及び県が一体となり、本県における循環型社会構築を目指した取組を推進します。

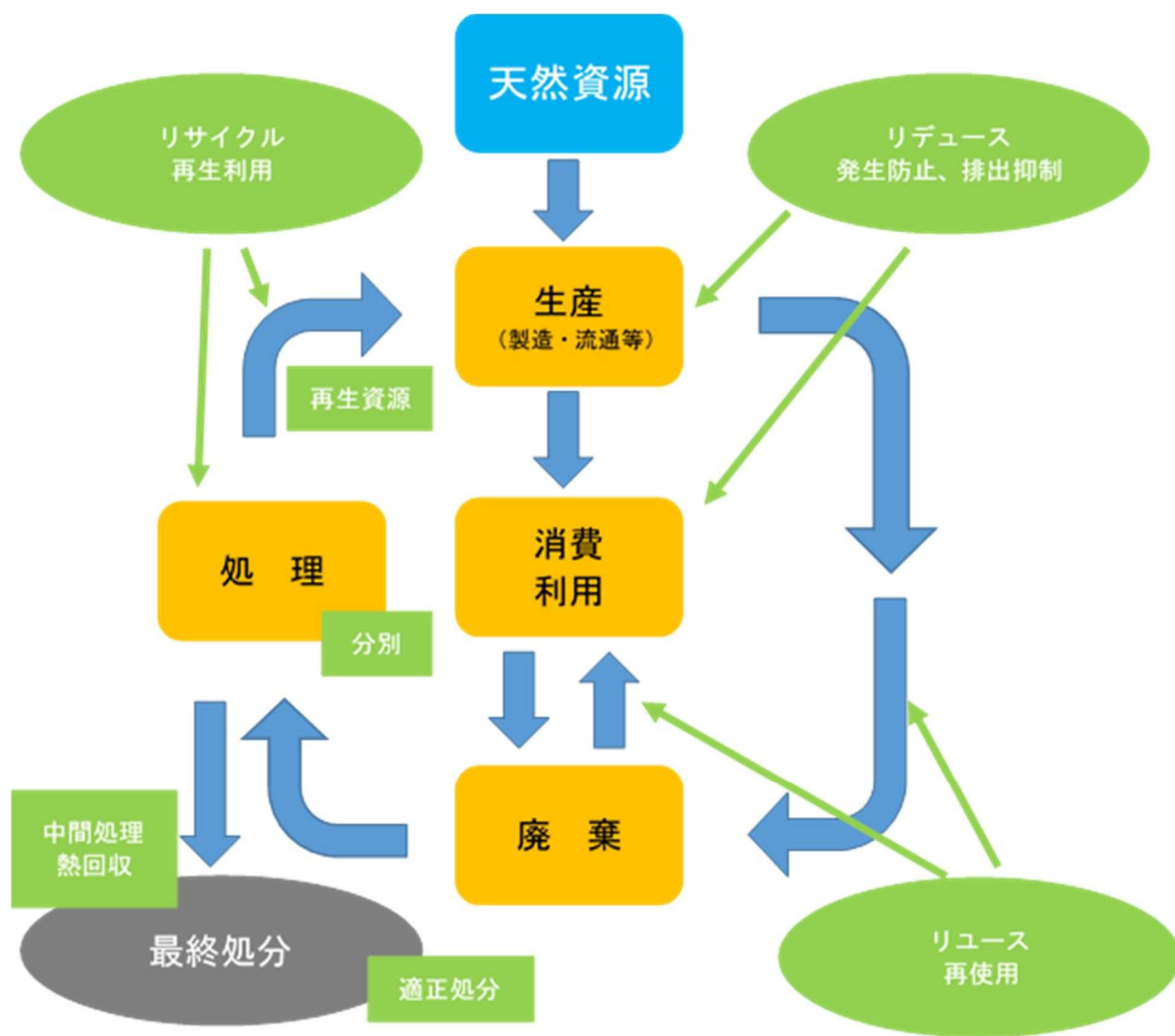


図1 目指すべき循環型社会の姿



## 第2節 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年とし、令和7年度を目標年度とします。

また、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして、令和7年度における廃棄物排出量の予測及びごみ減量等目標値の設定、目標を達成するための施策の検討を行います。

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく廃棄物処理計画であり、同法第5条の2に基づき、国が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の内容を遵守するとともに、「循環型社会形成推進基本法」や各種の廃棄物リサイクル関連法の趣旨を尊重して策定するものとします。

また、補章1の「徳島県食品ロス削減推進計画」については、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づき、本県の区域内における食品ロスの削減の推進を図るために定める計画です。

さらに、「『未知への挑戦』とくしま行動計画」、「第3次徳島県環境基本計画」等の上位計画や「徳島県分別収集促進計画」、「徳島県災害廃棄物処理計画」等の廃棄物関連の各種計画との整合性にも配慮します。

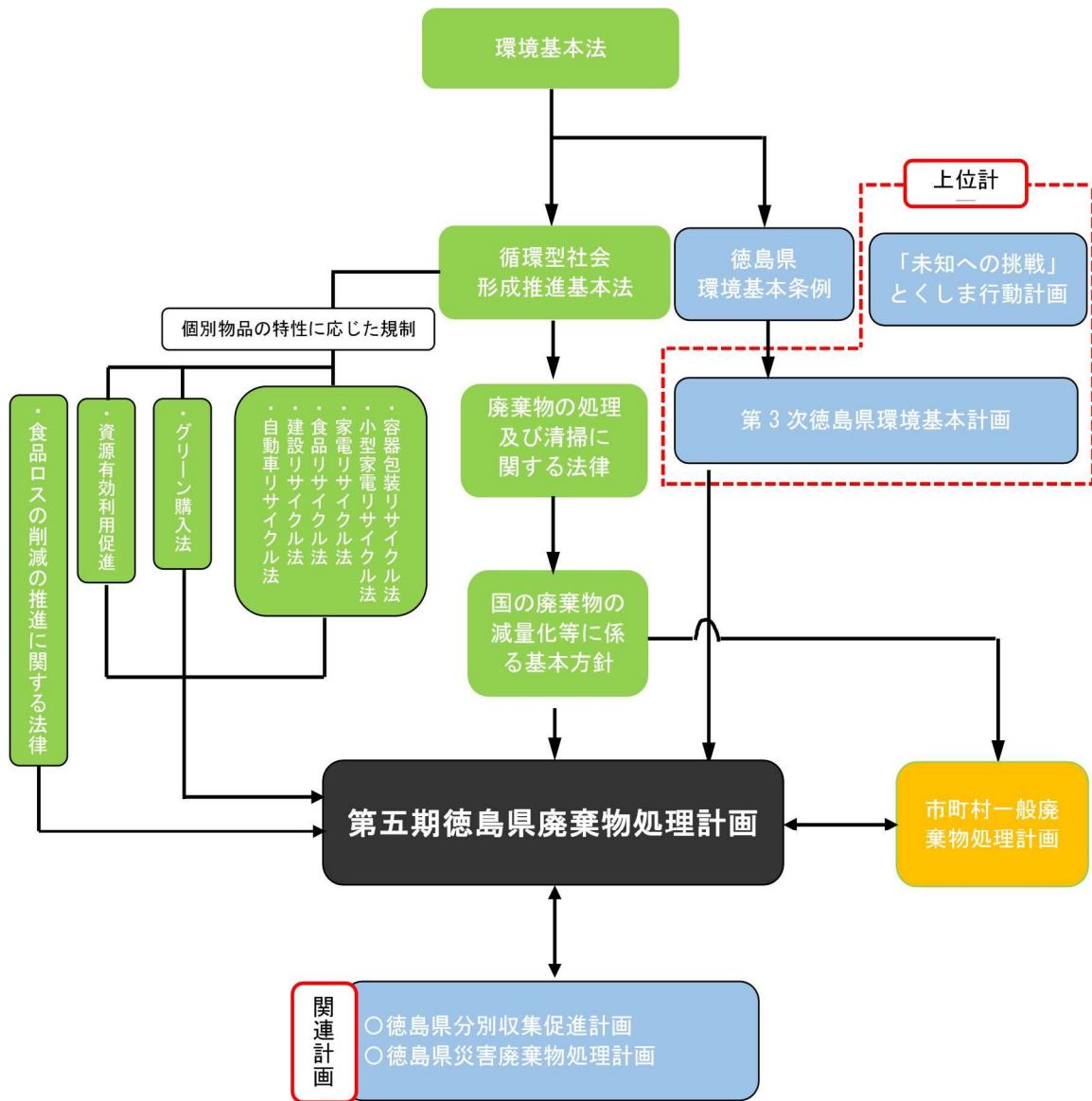


図2 本計画の位置付け

## 第2章

# 廃棄物処理の現状



## 第2章 廃棄物処理の現状

### 第1節 一般廃棄物(ごみ)の現状(平成30年度実績)

#### 1. ごみの排出量の推移

##### (1) 排出量及び1人1日あたり排出量の推移

表1に排出量の指数比較(H25を100), 図3に年間排出量の推移を示します。

ごみの排出量は、全国的に減少傾向にあります。本県においても平成26年度以降、排出量は減少しています。特に平成28年から顕著な減少傾向を示しており、表1に示すとおり、第四期徳島県廃棄物処理計画の基準年度である平成25年度と指数比較すると平成30年度では、約5%の減少(26万1千t)となっています。

また、1人1日あたり排出量で見ると、図4に示すとおり平成25年度には959g/人・日であったものが平成30年度には954g/人・日とほぼ横ばいであり、約5g/人・日の削減にとどまっています。平成26年度には968g/人・日と9g/人・日増加し、その後平成28年度まで減少傾向を示していましたが、平成28年度の945g/人・日より平成29年度、平成30年度と増加しています。そのため、平成20年度から平成23年度までは全国平均を下回っていましたが、平成25年度以降は全国平均を上回る結果となっています。

表1 排出量の指数比較(H25を100)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
排出量(t/年の指数)	100.0	100.2	98.5	96.3	95.5	95.4
徳島県1人1日あたり(g/人・日の指数)	100.0	100.9	99.8	98.5	98.7	99.5
全国1人1日あたり(g/人・日の指数)	100.0	98.9	98.0	96.6	96.1	95.8

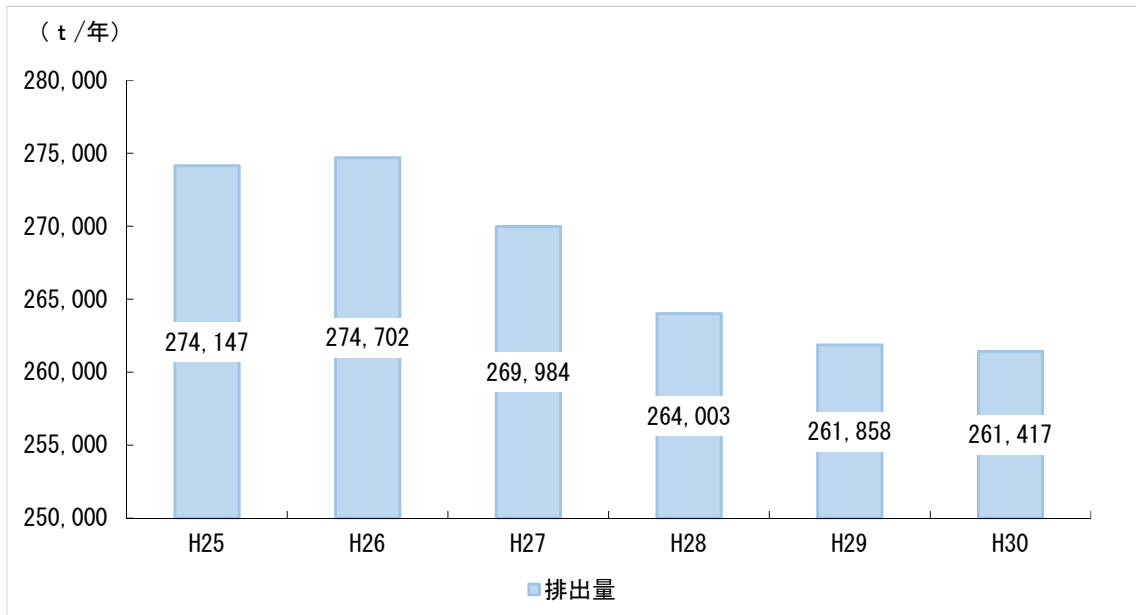


図3 年間排出量の推移

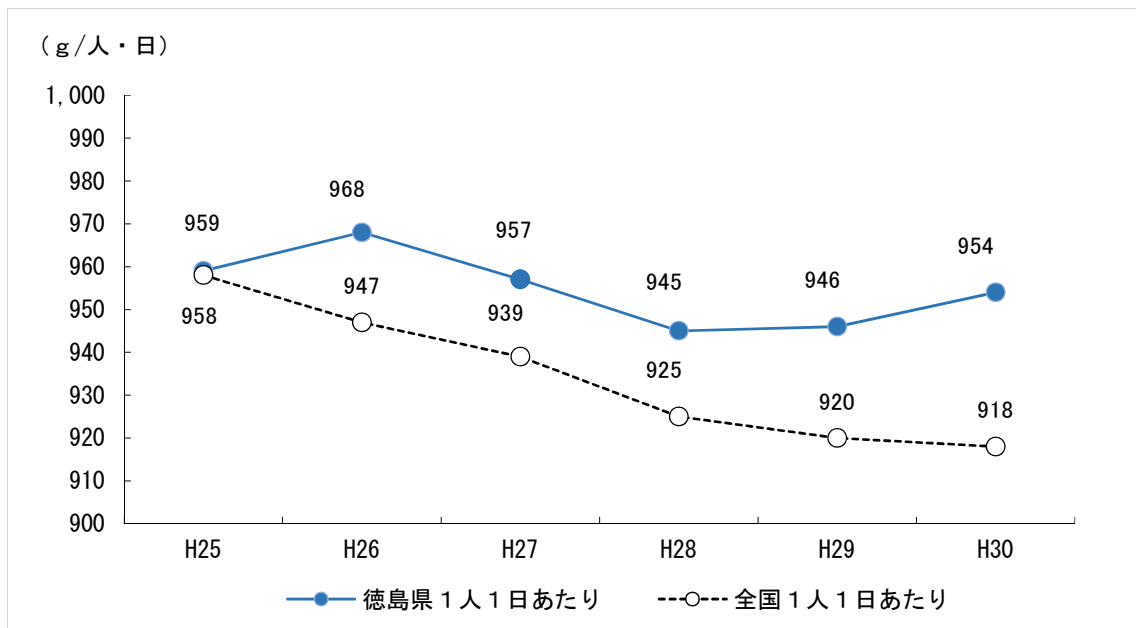


図4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

## (2) 排出形態別ごみ排出量の推移

図5に排出形態別排出量の推移を示します。

平成25年度以降の家庭系ごみ、事業系ごみ毎のごみの排出量をみると、家庭系ごみは平成25年度から減少傾向にあります。事業系ごみは平成26年度をピークに増減を繰り返しながらほぼ横ばいとなっています。

事業系ごみは、産業廃棄物以外の事業系一般廃棄物であり、事業者が市町村施設等へ直接搬入又は許可業者を介して搬入したものです。表2の排出形態別排出量の指数比較に示すとおり、平成25年度を100とした場合の指数でみると、平成30年度には家庭系ごみは6.4%減少となっていますが、事業系ごみは0.9%微増傾向にあります。

なお、平成30年度において事業系ごみの排出量に占める割合は、全国平均では30.5%に対し、本県は25.7%となっており、全国より低い状況にあります。

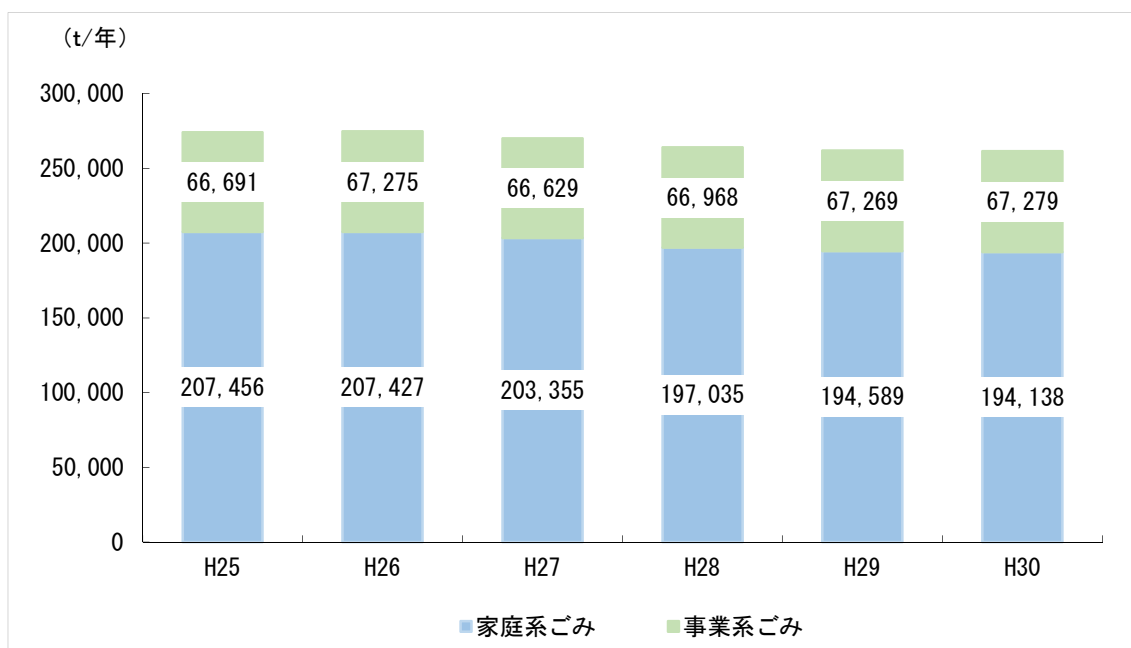


図5 排出量形態別排出量の推移

表2 排出形態別排出量の指数比較 (H25を100)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
家庭系ごみ	100.0	100.0	98.0	95.0	93.8	93.6
事業系ごみ	100.0	100.9	99.9	100.4	100.9	100.9

### (3) ごみ種別排出量の推移

図6にごみ種別割合の比較を示します。

平成25年度と平成30年度のごみ種別の割合を比較すると、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみの割合が増加し、資源ごみ・集団回収量の割合が減少しています。

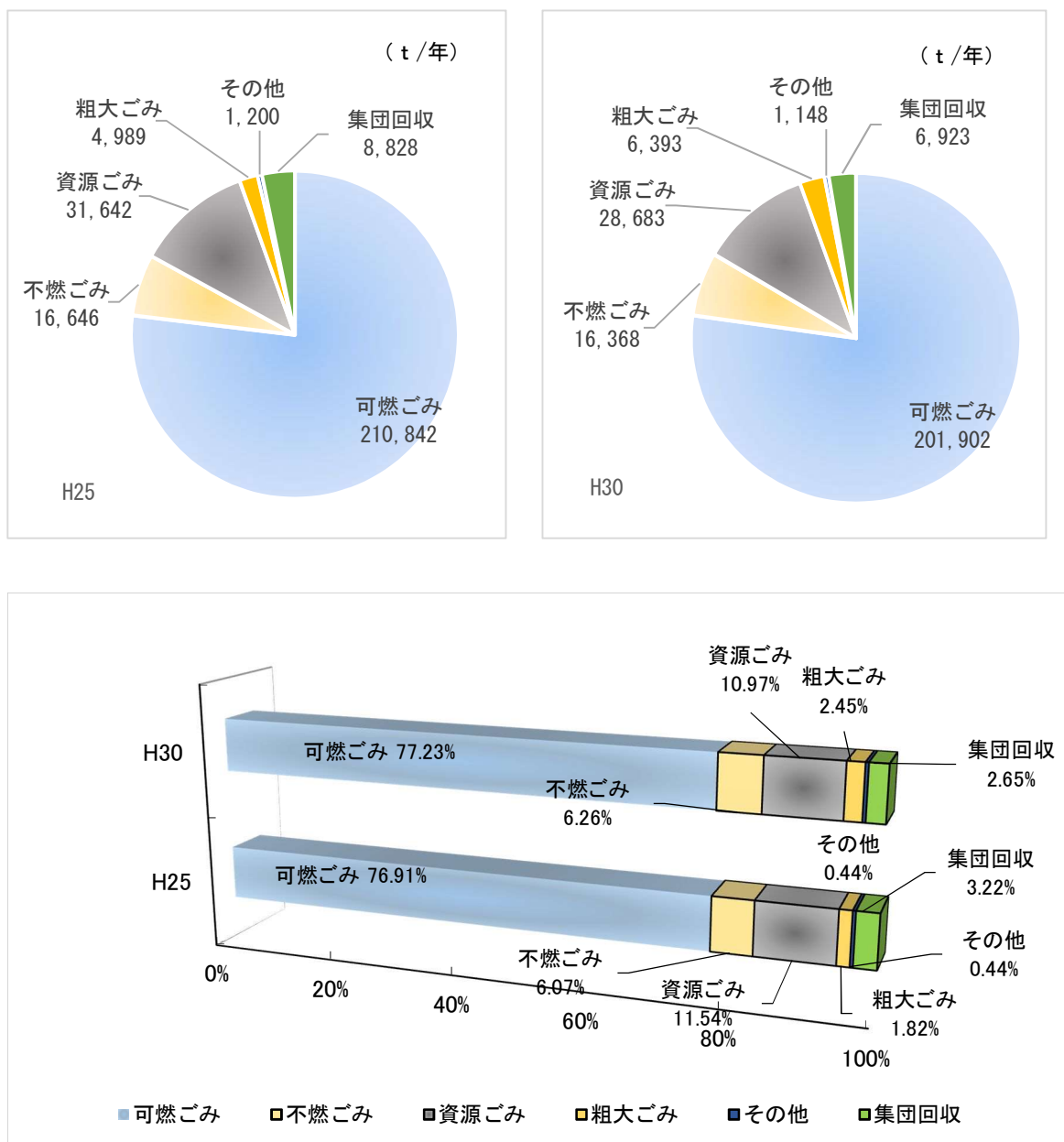


図6 ごみ種別割合の比較



## 2. 処理・処分状況

平成 30 年における本県の一般廃棄物（ごみ）処理・処分フローは図 7 のとおりです。

本県の排出量は 26 万 1 千 t であり、このうち集団回収活動により 6.9 千 t が資源化されています。残りの 25 万 4 千 t のうち約 80% にあたる 20 万 2 千 t は焼却施設において直接焼却処理され、その他は直接資源化、焼却以外の中間処理、直接最終処分されています。

最終的には、資源化量が 4 万 3 千 t（リサイクル率 16.6%）、最終処分量が 2 万 9 千 t（最終処分率 11.2%）となり、約 18 万 9 千 t が焼却処理等により減量化されたこととなります。

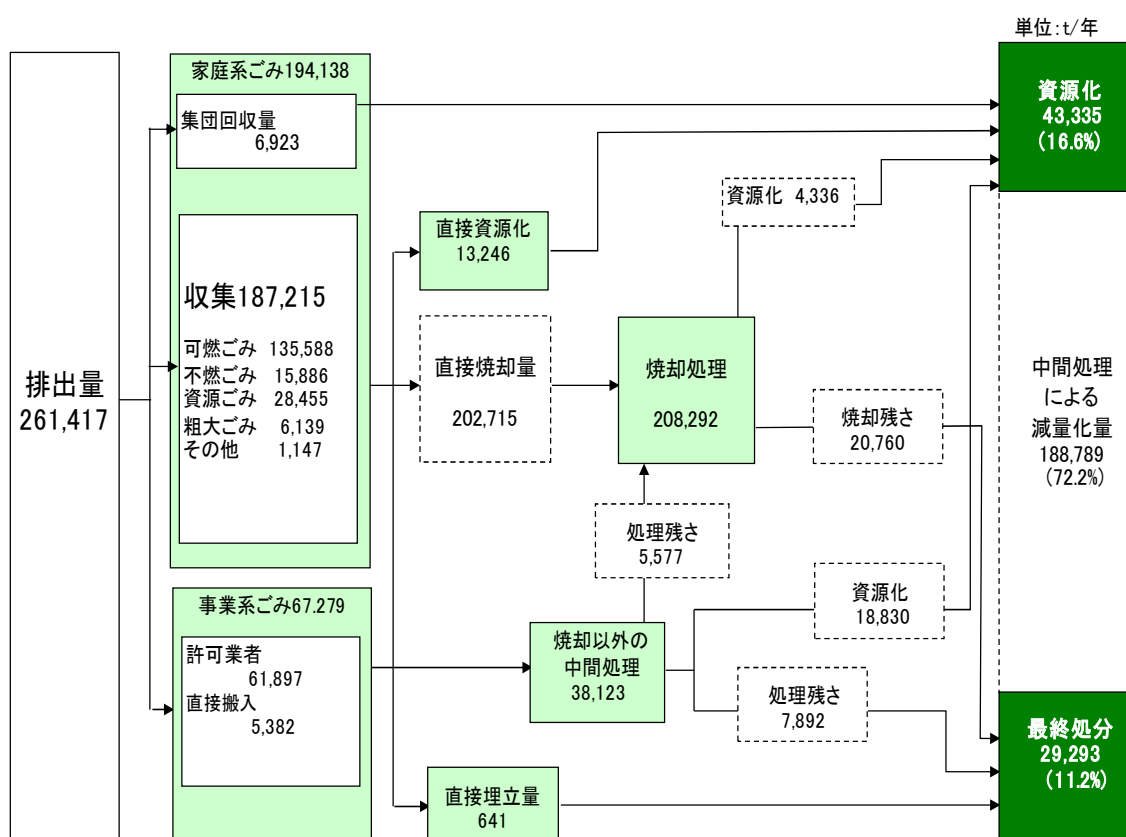


図 7 平成 30 年度一般廃棄物（ごみ）処理・処分フロー

### 3. リサイクルの状況

#### (1) 品目別資源化量の推移

図8に資源化量の推移を示します。

資源化量をみると、平成25年度以降では、平成26年度をピークに減少に転じており、特に、平成30年度では大きく減少しています。

表3に示すとおり、1人1日あたり品目別資源化量の推移をみると、金属類、燃料化は微増傾向、スラグ化・セメント化・ペットボトルは横ばい傾向を示している以外、全品目が減少しており、特に紙類の大幅に減少しています。

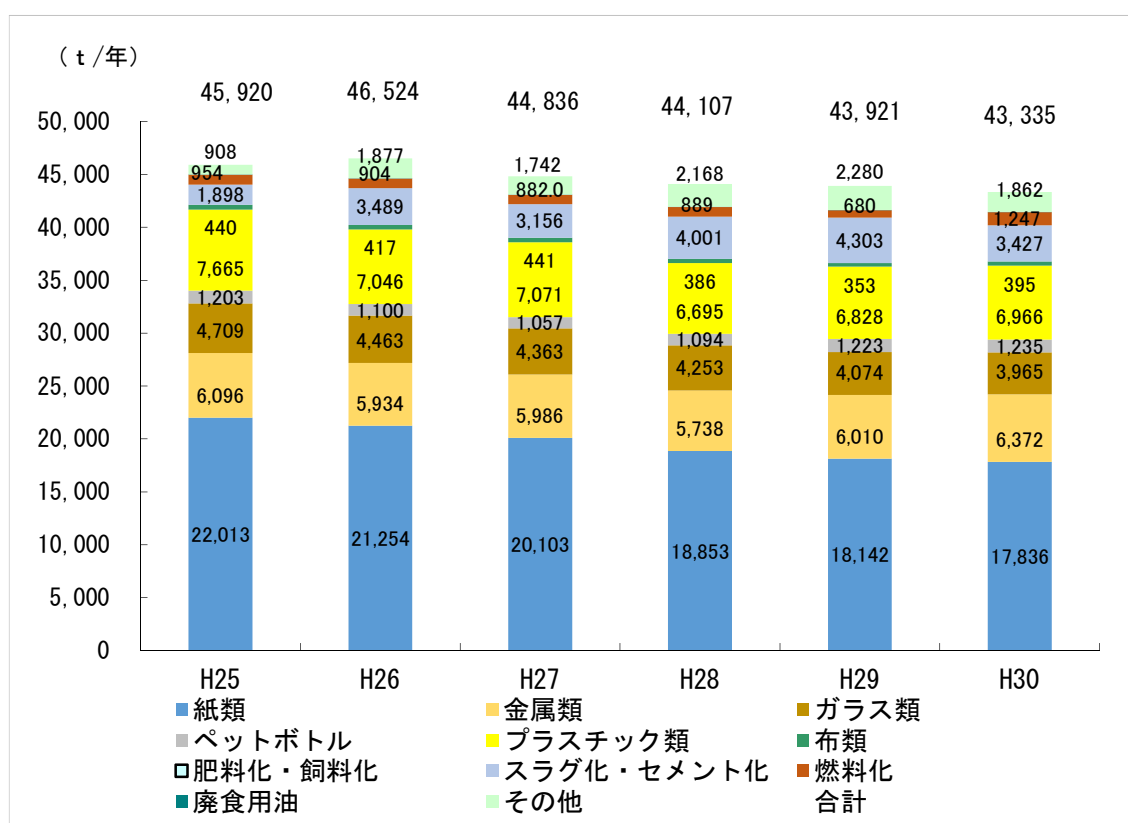


図8 資源化量の推移

表3 1人1日あたり品目別資源化量の推移

(g/人・日)

	H25	H26	H27	H28	H29	H30
紙類	77.0	74.9	71.3	67.5	65.6	65.1
金属類	21.3	20.9	21.2	20.5	21.7	23.3
ガラス類	16.5	15.7	15.5	15.2	14.7	14.5
ペットボトル	4.2	3.9	3.7	3.9	4.4	4.5
プラスチック類	26.8	24.8	25.1	24.0	24.7	25.4
布類	1.5	1.5	1.6	1.4	1.3	1.4
肥料化・飼料化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
スラグ化・セメント化	6.6	12.3	11.2	14.3	15.5	12.5
燃料化	3.3	3.2	3.1	3.2	2.5	4.6
廃食用油	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他	3.2	6.6	6.2	7.8	8.2	6.8
合計	160.5	163.9	159.0	157.9	158.7	158.2

(2) リサイクル率の推移

図9にリサイクル率の推移を示します。

本県は全国平均よりも低い状況にあり、横ばい傾向で推移しています。

全国平均の推移も、横ばい傾向であり、これは直接資源化量及び再生利用量の拡大、集団回収量の拡大が難しいためだと考えられます。

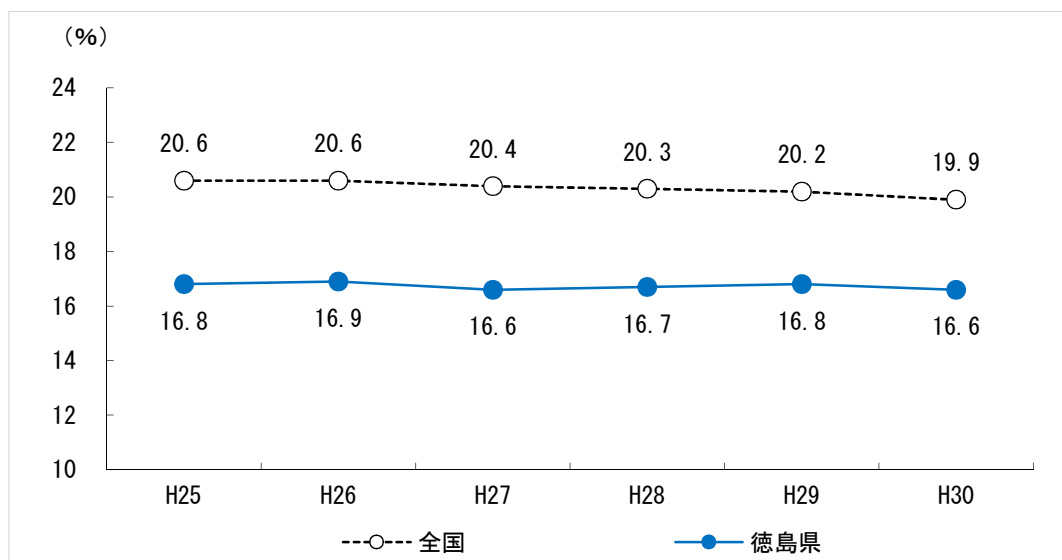


図9 リサイクル率の推移

#### 4. 最終処分の状況

##### (1) 最終処分量の推移

図 10 に最終処分量の推移を示します。

本県の最終処分量は平成 25 年度から平成 29 年度まで減少しておりましたが、平成 30 年度は 2 万 9 千 t となっており増加しています。

平成 30 年度が増加しているのは、微増傾向を示している事業系ごみから排出される最終処分量も影響していると考えられます。

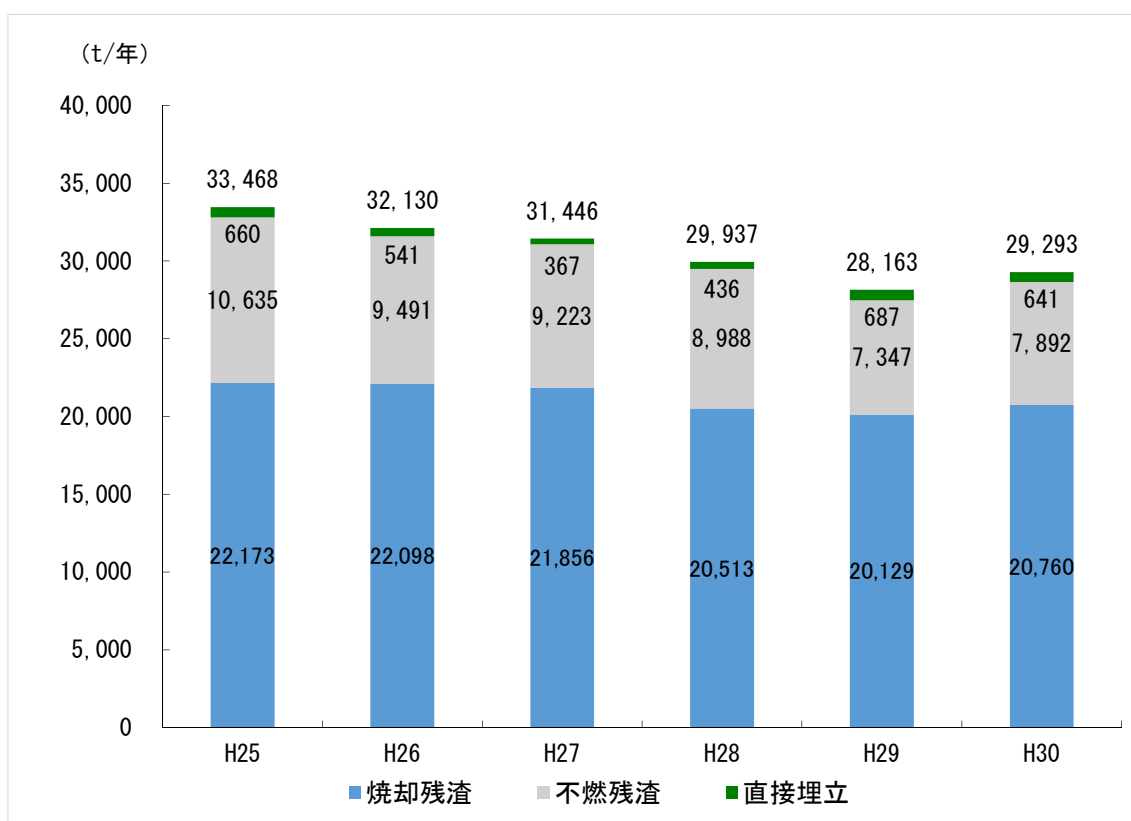


図 10 最終処分量の推移

## (2) 最終処分率の推移

図 11 に最終処分率の推移を示します。

最終処分量の減少に伴い、最終処分率も年々減少しています。平成 30 年度の本県における最終処分率は 11.2%であり、全国平均よりも高い状況にあります。

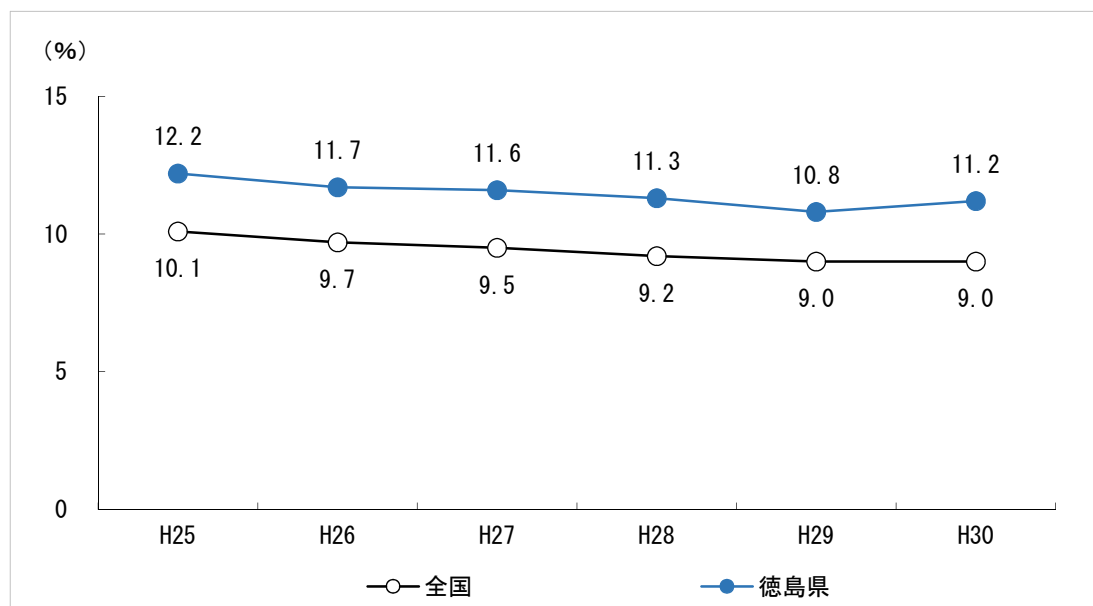


図 11 最終処分率の推移

## (3) 最終処分場の状況

本県の一般廃棄物最終処分場の状況を表 4 に示します。

令和元年度現在、最終処分場は 9 箇所あり、全体容量は約 210 万 6 千 m<sup>3</sup>、残余容量は約 77 万 m<sup>3</sup>となっています。

表 4 最終処分場の状況

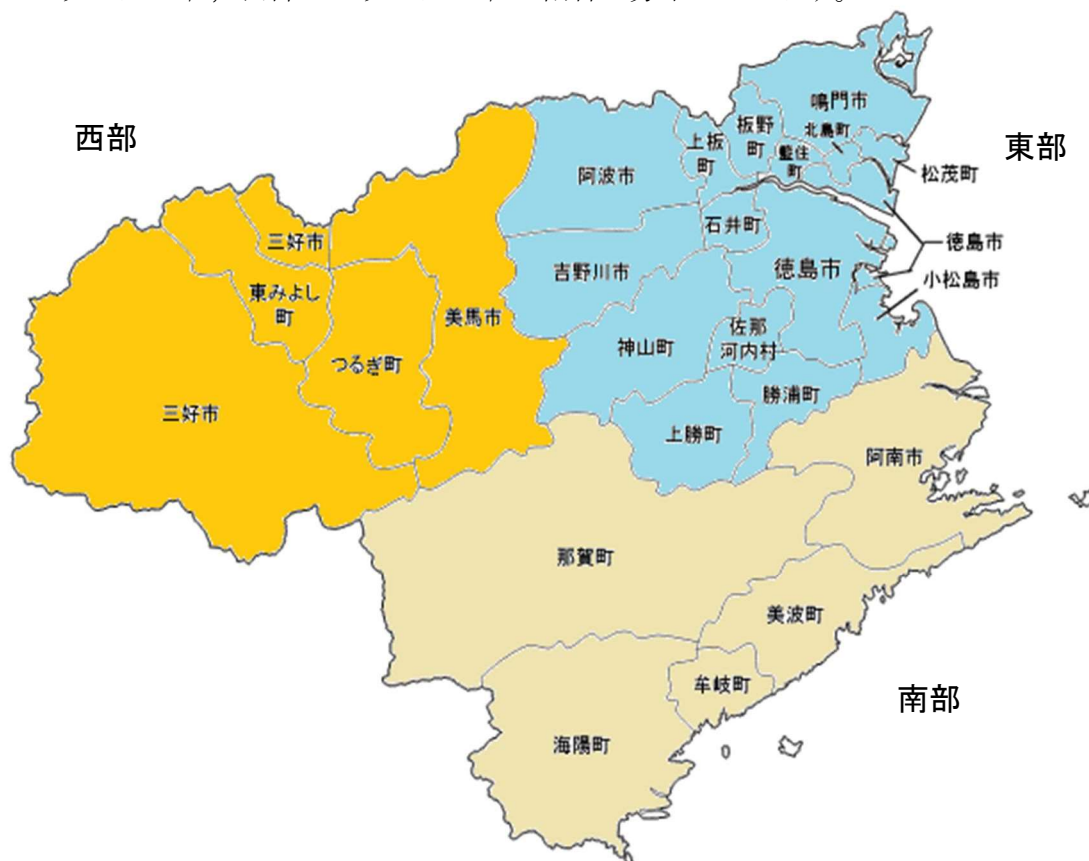
	H27	H28	H29	H30	R1
市町村、一部事務組合及び(一財)徳島県環境整備公社	1,326,400 836,933 (8)	1,326,400 818,171 (8)	1,326,400 793,170 (8)	1,326,400 767,739 (8)	1,326,400 742,224 (8)
民間	752,444 168,990 (1)	752,444 119,133 (1)	780,041 103,677 (1)	780,041 63,416 (1)	780,041 28,424 (1)
合計	2,078,844 1,005,923 (9)	2,078,844 937,304 (9)	2,106,441 896,847 (9)	2,106,441 831,155 (9)	2,106,441 770,648 (9)

※上段：全体容量 (m<sup>3</sup>) 中段：残容量 (m<sup>3</sup>) ( )内は施設数

#### (4) 一般廃棄物処理施設の分布状況

図 12 に一般廃棄物処理施設の分布状況をブロックごとに示します。

一般廃棄物処理施設は現在 87 施設あり、62%が東部ブロックに集中しており、南部ブロックに 22%，西部ブロックに 16%の割合で分布しています。



	東部	南部	西部	計
焼却施設	9	3	2	14
粗大ごみ処理施設	2	3	2	7
資源化施設	8	2	2	12
その他のごみ処理施設	17	3	3	23
し尿処理施設	10	4	2	16
コミュニティ・プラント	3	4	0	7
最終処分場	5	1	2	8
計	54	20	13	87

図 12 一般廃棄物処理施設の分布状況

### (5) ごみ処理経費

表5に本県のごみ処理経費，表6に全国のごみ処理経費を示します。

本県の平成30年度における経費は150億円となっています。平成25年度は大きな施設整備を実施したために高い数値となっていますが，平成26年度以降増減を繰り返す傾向を示しています。全国のごみ処理経費をみると，微増傾向を示しています。

図13に1人あたりのごみ処理・処分費（施設整備費除く）の推移を示します。

平成25年度から平成30年度までの間に約2千円高くなっており，全国平均より高い状況で推移しています。

表5 本県のごみ処理経費

(単位：千円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
施設整備費		6,692,208	1,542,005	1,830,017	1,809,963	847,446	1,903,878
処理・処分費	処理費	8,296,848	8,031,567	7,991,449	8,014,971	8,134,446	8,143,013
	委託費	3,480,823	3,967,121	4,117,604	4,206,281	4,252,004	4,348,961
	収集運搬機材費	183,577	165,773	82,812	100,744	111,698	134,144
	その他	271,995	276,210	303,557	301,778	532,965	477,898
	小計	12,233,243	12,440,671	12,495,422	12,623,774	13,031,113	13,104,016
合計	18,925,451	13,982,676	14,325,439	14,433,737	13,878,559	15,007,894	

表6 全国のごみ処理経費

(単位：千円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
施設整備費		257,469,847	312,129,312	330,011,803	338,537,925	359,695,437	423,832,276
処理・処分費	処理費	756,041,531	752,467,166	734,052,408	716,591,598	698,028,970	702,966,279
	委託費	711,287,300	754,930,471	768,382,674	783,866,621	798,577,916	821,369,516
	収集運搬機材費	5,477,709	5,326,609	5,846,787	5,762,895	5,842,592	5,878,486
	その他	120,730,728	119,680,509	111,228,122	115,883,331	112,305,685	136,918,659
	小計	1,593,537,268	1,632,404,755	1,619,509,991	1,622,104,445	1,614,755,163	1,667,132,940
合計	1,851,007,115	1,944,534,067	1,949,521,794	1,960,642,370	1,974,450,600	2,090,965,216	

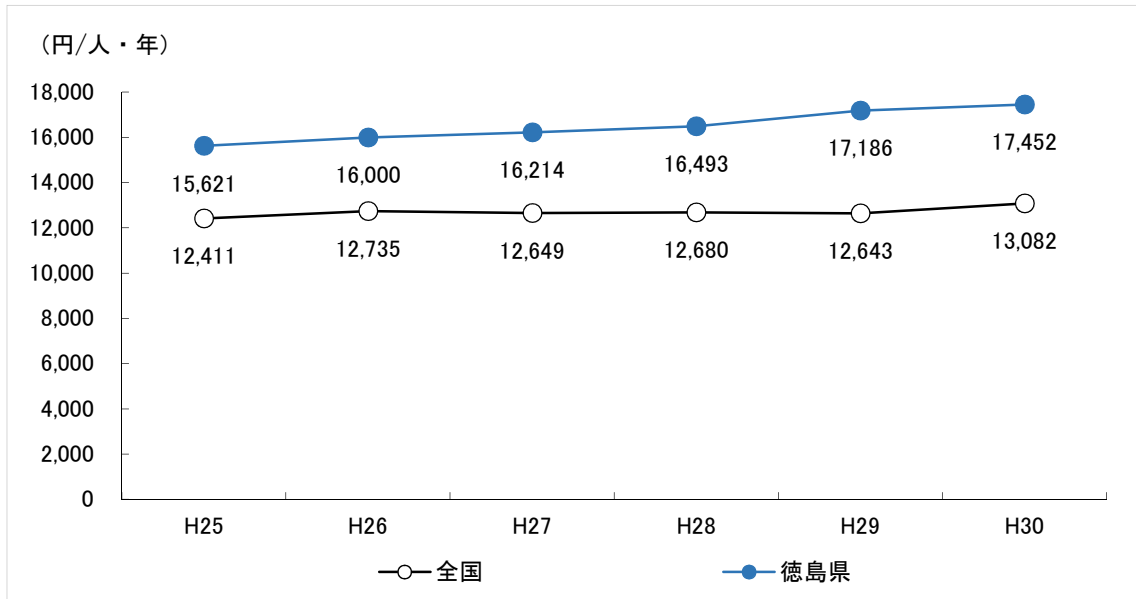


図 13 1人あたりのごみ処理・処分費（施設整備費除く）の推移



## 第2節 一般廃棄物(生活排水)の現状(平成30年度実績)

### 1. 生活排水処理人口の推移

#### (1) 生活排水処理人口の推移

生活排水処理人口の推移を表7に示します。

年度間で変動はあるものの、全体的には公共下水道、合併処理浄化槽は増加傾向にあり、コミュニティ・プラント、単独処理浄化槽、収集人口・自家処理人口は減少傾向にあります。

図14に生活排水の処理フローを示します。

表7 生活排水処理人口の推移

(人)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30
処理区域内人口		783,118	777,551	770,633	765,401	758,218	750,853
水洗化人口	公共下水道	116,029	117,467	117,968	120,909	121,407	117,965
	コミュニティ・プラント	7,029	7,000	6,954	6,945	6,902	6,842
	浄化槽 (合併処理浄化槽)	591,848	590,102	588,748	588,200	582,625	581,588
非水洗化人口	収集人口・自家処理	68,212	62,982	56,963	49,347	47,284	44,458

#### ○水洗化人口

公共下水道、コミュニティ・プラント及び浄化槽等によりし尿が処理可能でトイレが水洗化されている人口を示します。

#### ○非水洗化人口

汲み取り等トイレが水洗化されていない人口を示します。

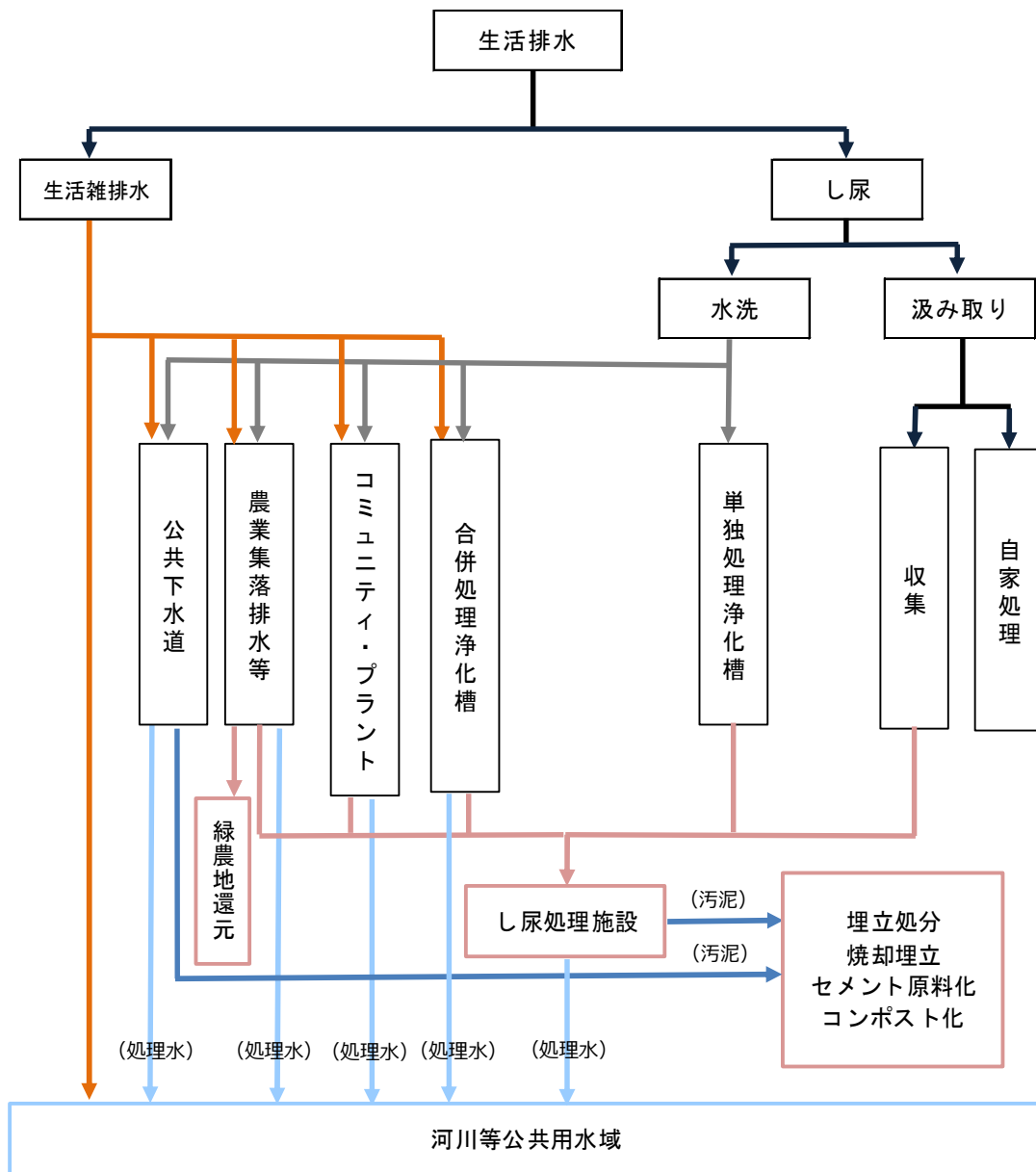


図 14 生活排水の処理フロー

## (2) 生活排水処理に係る指標

### ① 水洗化率

本県における水洗化率の推移を図 15 に示します。

平成 30 年度の水洗化率は 94.1%であり、増加傾向を示していますが、全国平均よりやや低くなっています。

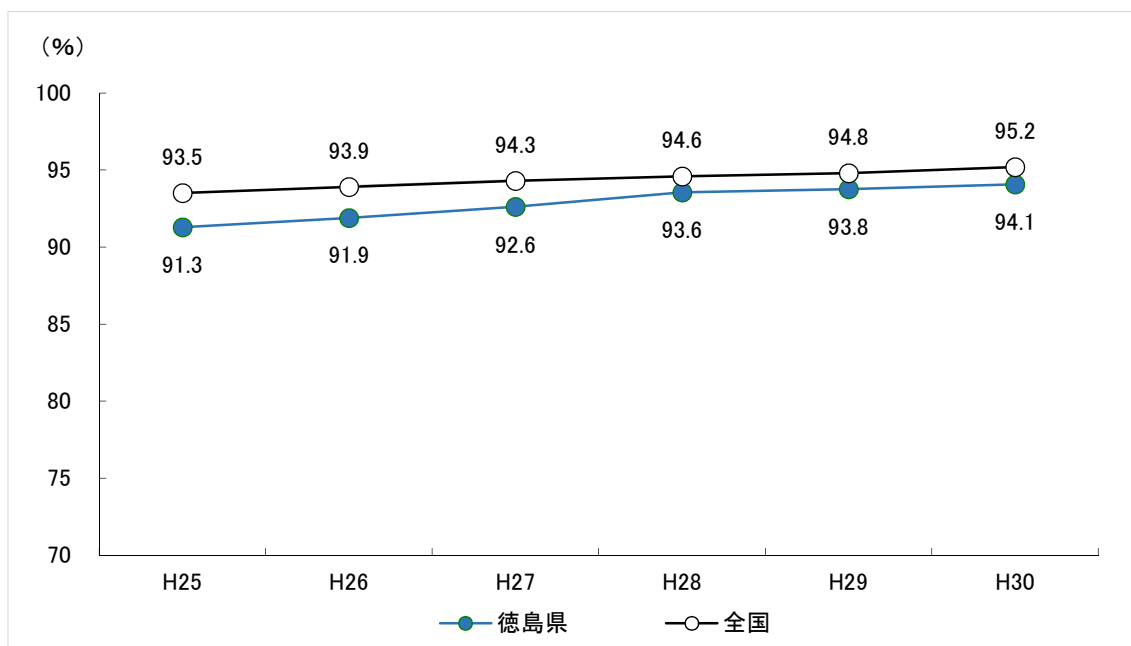


図 15 水洗化率の推移

## ②汚水処理人口普及率

図 16 に汚水処理人口普及率の推移を，図 17 に下水道普及率の推移を示します。

汚水処理人口普及率は着実に上昇していますが，全国平均と比較すると，約 30 ポイント差があります。

浄化槽整備率は全国的に上位にあり，人口分散地の多い本県の地域特性が表れています。

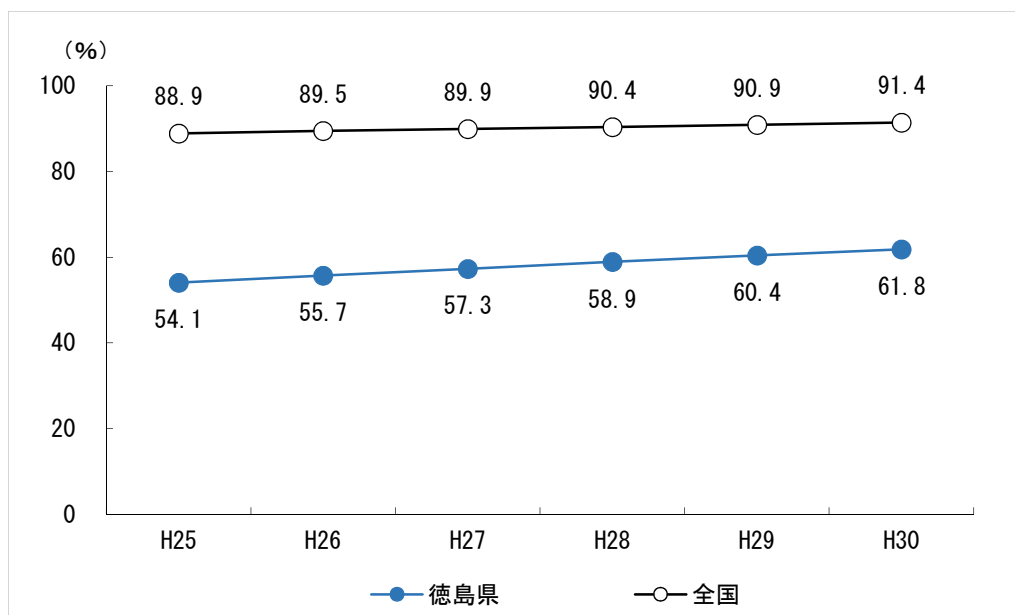


図 16 汚水処理人口普及率の推移

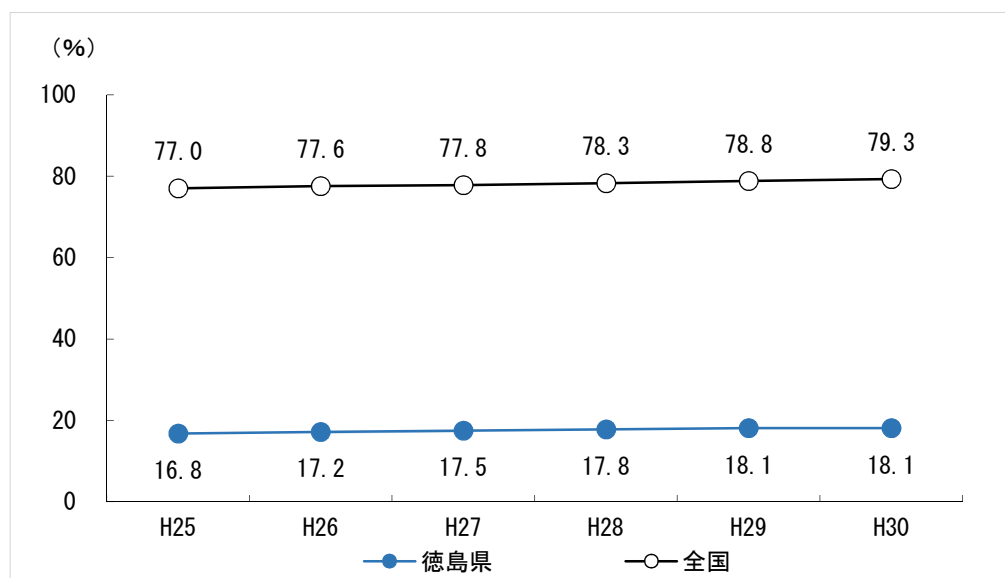


図 17 下水道普及率の推移

資料：国土交通省「汚水処理人口普及状況について（各年度末）」より

## 2. 処理・処分状況

図 18 に平成 30 年度のし尿処理・処分フローを示します。

平成 30 年度の総人口のうち、水洗化人口は 94.1%，非水洗化人口は 5.9%となっています。また、平成 30 年度のし尿及び浄化槽汚泥の排出量は約 26 万 kl であり、このうち「汲み取りし尿」が 10%，「浄化槽汚泥」が 90%となっており、大部分を「浄化槽汚泥」が占めています。

処理状況については、し尿処理施設で処理されたものが全体の 99.2%，自家処理されたものが 0.8%となっています。

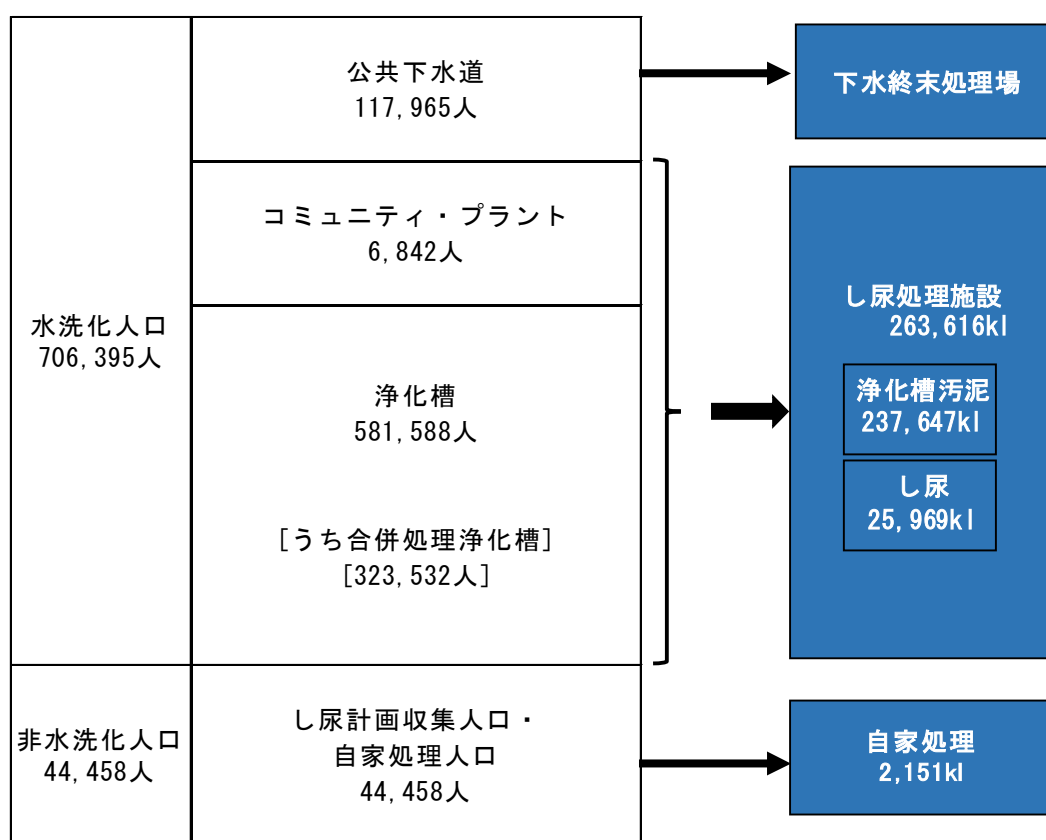


図 18 し尿処理・処分フロー（平成 30 年度）

### 第3節 産業廃棄物の現状（平成30年度実績）

#### 1. 産業廃棄物の発生・排出状況

##### （1）産業廃棄物の推移

発生・排出量の推移は図19に示すとおりです。

本県では、これまで廃棄物処理計画の策定にあわせて、概ね5年ごとに産業廃棄物の実態調査を実施しており、「第五期徳島県廃棄物処理計画」策定の基礎資料として、令和元年度に平成30年度実態調査を行いました。平成30年度における産業廃棄物等の発生量は、約304万9千tで、有価物量（法令上は廃棄物に該当しないもの）を除く産業廃棄物の量は約284万4千tで発生量に対する割合は93.3%となっています。

前回調査（平成25年度）と比較すると、表8に示すとおり、発生量は約6万3千トン、2.1%増加しましたが、排出量は約6千t、0.2%とほぼ横ばいの増加となっています。これは、発生量のうちの再利用可能な有価物量が約5万7千t、38.9%増加したことにより、排出量の増加が低く抑えられたことによるものです。

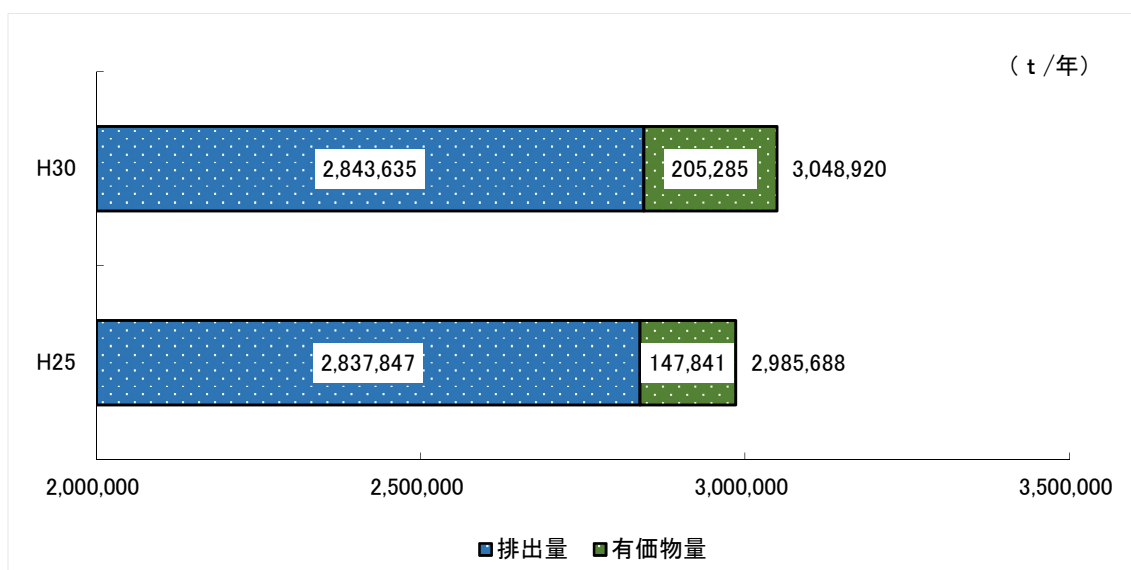


図19 発生・排出量の推移

表8 発生・排出状況の比較

	H25 (t/年)	H30 (t/年)	増減率
発生量	2,985,688	3,048,920	2.1%
有価物量	147,841	205,285	38.9%
排出量	2,837,847	2,843,635	0.2%

なお、全国における産業廃棄物の排出量の推移は図 20 に、全国の業種別排出量は図 21 に示すとおりです。

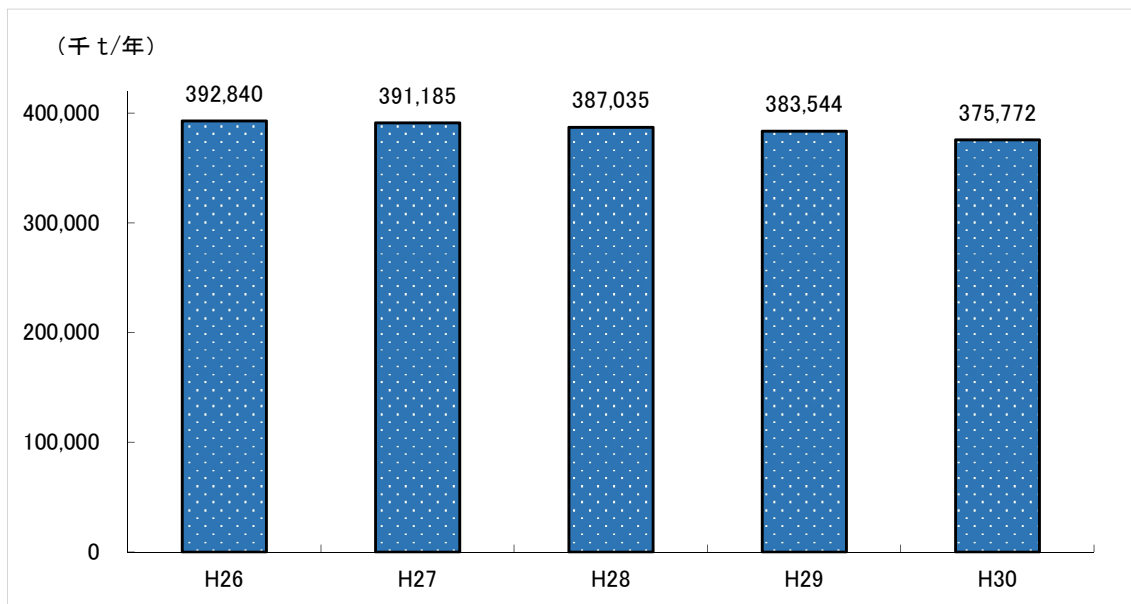


図 20 全国の排出量の推移

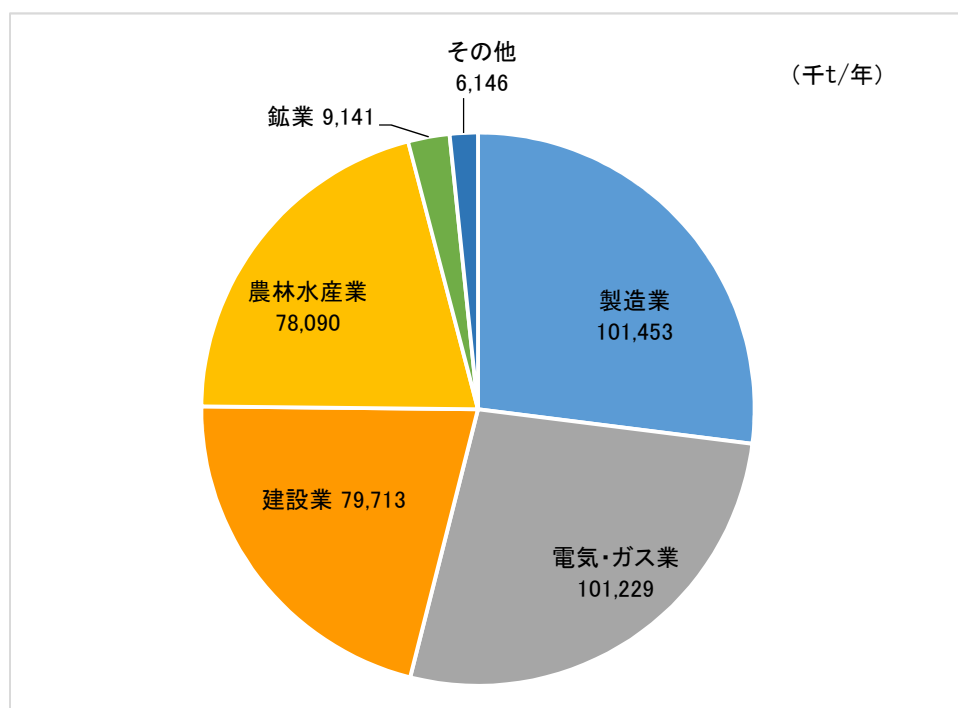


図 21 全国の業種別排出量 (平成 30 年度)

## (2) 業種別・種類別の排出状況

本県における業種別の排出量は、図 22 に示すとおりです。

本県の業種別排出量は、製造業が約 4 割を占めており、次いで電気・ガス業、農林水産業、建設業の順になっています。

各業種の種類別排出量は、図 23～26 に示すとおりです。

製造業の種類別排出量は、汚泥が約 6 割を占め、次いで鉱さい、ばいじん、燃え殻が続いています。

電気・ガス業の種類別排出量は、ばいじんが約 6 割を占めており、汚泥、燃え殻が続いています。

農林水産業の種類別排出量は、ほとんどが動物のふん尿によるものとなっています。

建設業の種類別排出量は、がれき類が約 8 割を占めており、次いで汚泥、木くずが続いています。

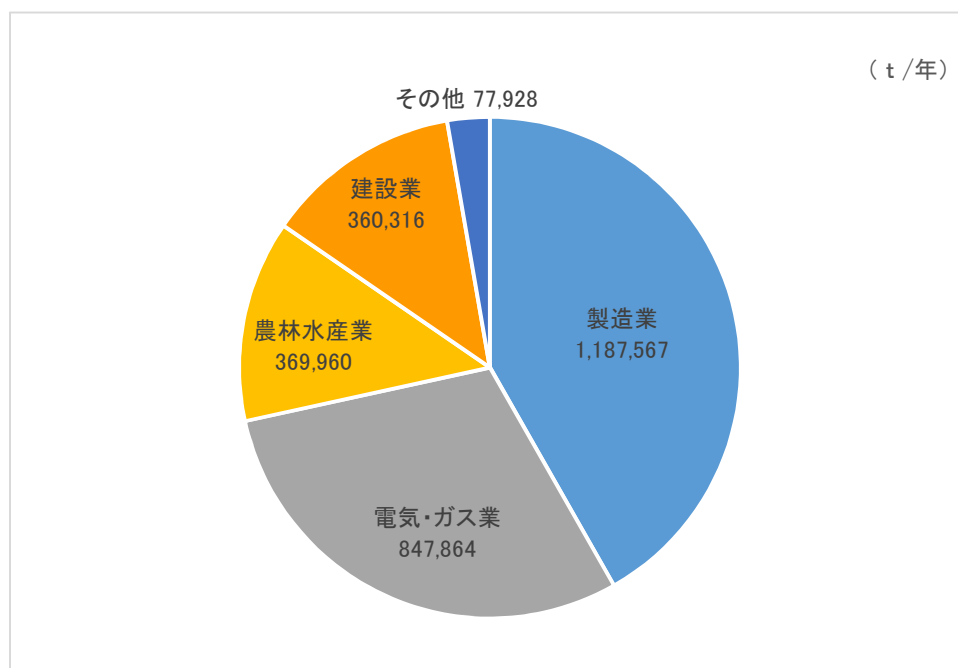


図 22 本県における業種別排出量（平成 30 年度）



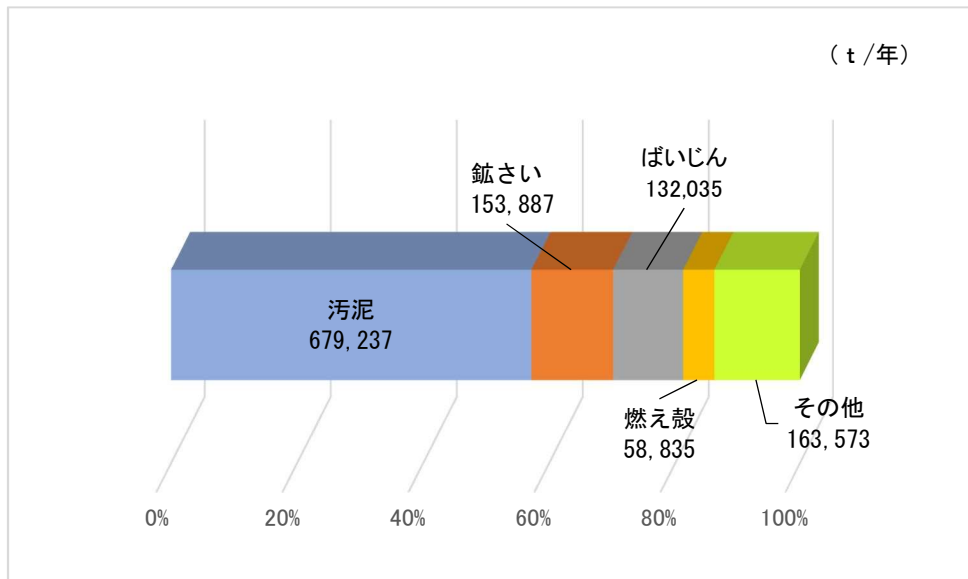


図 23 製造業の種類別排出量（平成 30 年度）

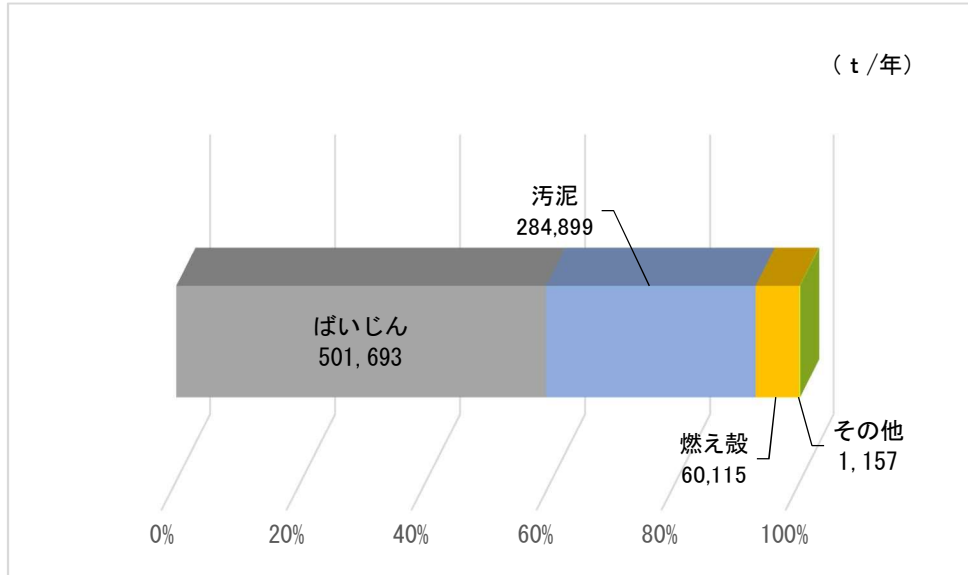


図 24 電気・ガス業の種類別排出量（平成 30 年度）

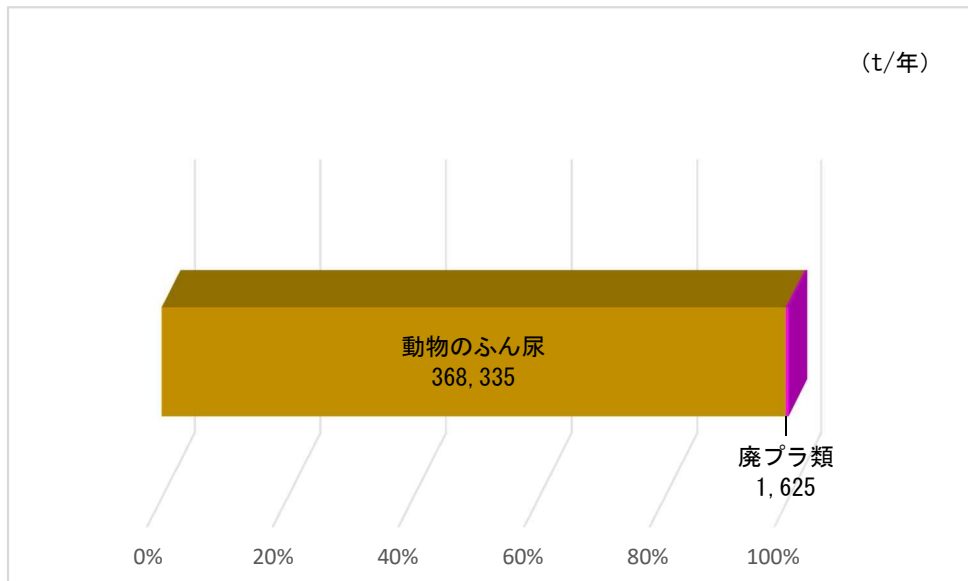


図 25 農林水産業の種類別排出量（平成 30 年度）

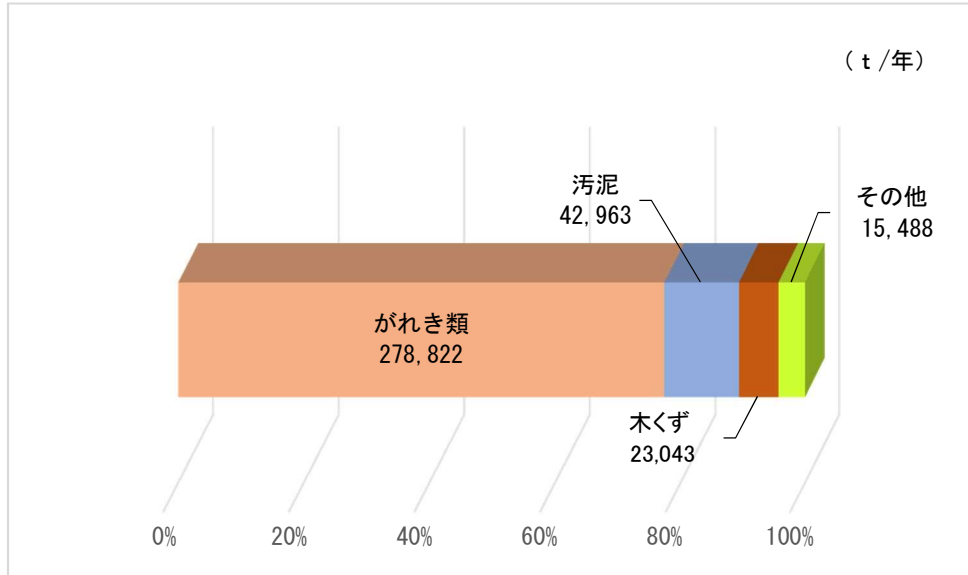


図 26 建設業の種類別排出量（平成 30 年度）

## 2. 処理・処分状況

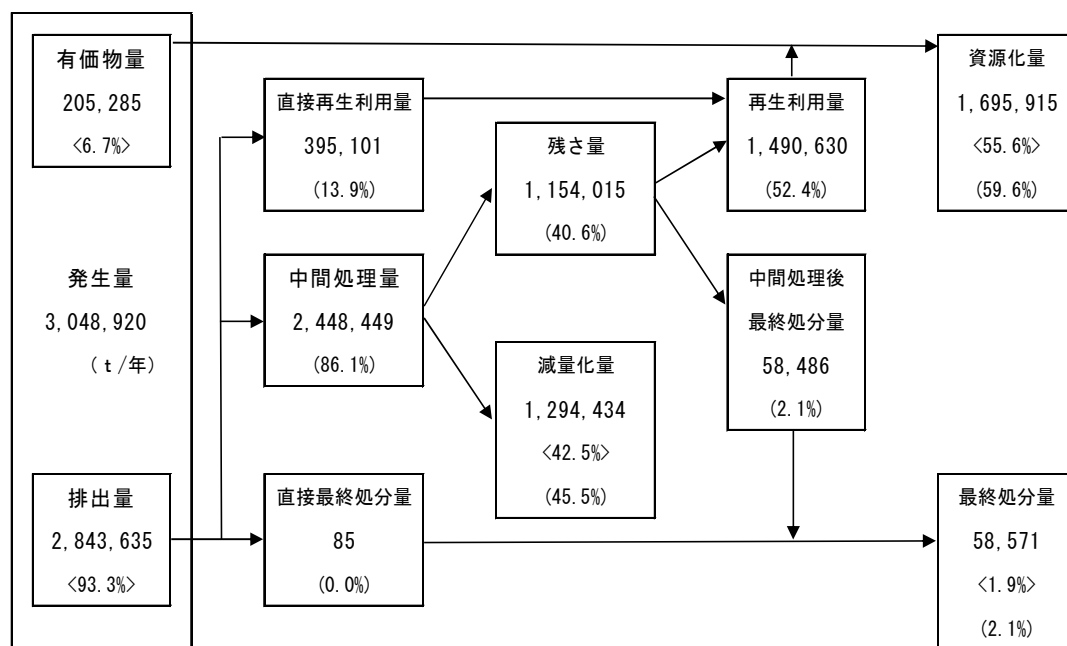
### (1) 処理・処分フロー

平成 30 年度における本県の産業廃棄物の処理・処分フローは図 27 に示すとおりです。

発生量約 304 万 9 千 t のうち、有価物量約 20 万 5 千 t を除いた産業廃棄物の排出量は約 284 万 4 千 t です。

排出量約 284 万 4 千 t のうち、86.1%は中間処理され(約 244 万 8 千 t)、13.9% (約 39 万 5 千 t) は直接再生利用となっています。また、中間処理により 45.5%にあたる約 129 万 4 千 t が減量化されており、中間処理後の残渣量は、約 115 万 4 千 t、(40.6%) となっています。

一方、処分状況でみると、再生利用量(直接再生利用含む)が約 149 万 t (52.4%)、最終処分量が約 5 万 9 千 t (2.1%) となっています。



※< >は発生量に対する割合、( )は排出量に対する割合を示している。

※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図 27 平成 30 年度 産業廃棄物の処理・処分フロー

(2) 種類別の処理・処分状況

本県における平成 30 年度産業廃棄物の種類別の処理・処分状況は表 9 に示すとおりです。

表 9 種類別の処理・処分状況（平成 30 年度）

種 類	(単位：t / 年)			
	排出量	再生 利用量	減量化 量	最終 処分量
合計	2,843,635	1,490,630	1,294,434	58,571
燃え殻	118,969	110,705	5,619	2,644
汚泥	1,020,845	39,139	968,286	13,420
廃油	27,101	4,725	20,340	2,035
廃酸	9,758	2,190	7,211	358
廃アルカリ	25,623	6,038	18,967	618
廃プラスチック類	42,064	24,500	10,482	7,081
紙くず	17,552	2,365	14,496	692
木くず	35,934	17,314	17,104	1,516
繊維くず	2,617	323	2,014	280
動植物性残さ	19,683	2,664	16,564	455
動物系固形不要物	6,318	6,318	0	0
ゴムくず	0	0	0	0
金属くず	45,484	42,900	0	2,584
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	16,167	13,639	0	2,528
鉱さい	154,505	154,336	0	170
がれき類	285,962	264,746	0	21,217
動物のふん尿	368,335	208,825	159,510	0
動物の死体	51	51	0	0
ばいじん	633,727	589,849	42,457	1,420
感染性廃棄物	12,939	3	11,383	1,553

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

※表中の種類は中間処理による種類変化（例：木くず→焼却処理→燃え殻）を考慮していない。

### (3) 産業廃棄物処理業者の状況

産業廃棄物処理業者に係る状況は表 10 に示すとおりです。

産業廃棄物処理業者は、平成 25 年度の 1,259 業者から平成 30 年度には 1,345 業者に増加しています。

表 10 産業廃棄物処理業者の状況

許可の種類			H20	H25	H30
収集運搬業	中間処理業	最終処分業			
○			1,076	1,150	1,244
	○		20	21	16
		○	2	2	1
○	○		80	82	80
○		○	2	1	1
	○	○	1	0	0
○	○	○	3	3	3
合計			1,184	1,259	1,345

#### (4) 用途別の再生利用状況

再生利用量を利用用途別にみると、表 11 に示すように「セメント原材料」が約 64 万 8 千 t (43.5%) で最も多く、次いで「骨材、路盤材及び土地造成材料又は原材料」が約 38 万 8 千 t (26.0%), 「肥料・土壌改良材又はその原材料」が約 26 万 2 千 t (17.6%) 等となっており、これら 3 種類の用途で 87.1% を占めています。

表 11 用途別の再生利用量

(単位：千 t/年)

	合計	鉄鋼原材料	燃料又はその原材料	銅料又はその原材料	肥料・土壌改良材又はその原材料	建設材料	骨材、路盤材及び土地造成材料又はその原材料	パルプ・紙又はその原材料	プラスチック原材料	セメント原材料	その他
合計	1,491	42	36	8	262	75	388	1	2	648	28
	100.0%	2.8%	2.4%	0.6%	17.6%	5.0%	26.0%	0.1%	0.1%	43.5%	1.9%
燃え殻	111									111	
汚泥	39		4		19	1	4			10	
廃油	5		2							2	1
廃酸	2									1	
廃アルカリ	6		1							5	
廃プラ類	25		16						2		6
紙くず	2		1					1			
木くず	17		11		1	1					5
繊維くず	0										
動植物性残さ	3			2	1						
動物系固形不要物	6			6							
ゴムくず	0										
金属くず	43	42									1
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	14					1	11				2
鉱さい	154				33		121			1	
がれき類	265					71	186				7
動物のふん尿	209				209						
動物の死体	0										
ばいじん	590						66			518	6
感染性廃棄物	0										

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

### (5) 最終処分の状況

本県における産業廃棄物最終処分場の状況は表 12 に示すとおりです。

平成 27 年度において、管理型最終処分場の拡張工事で残余容量が増加した一方で安定型最終処分場については、1 事業者が処分業を廃止したため、1 施設減少しました。

令和元年度末現在、最終処分場は 7 箇所あり、残余容量は安定型最終処分場が約 6 万 8 千 m<sup>3</sup>、管理型最終処分場は約 19 万 3 千 m<sup>3</sup>となっています。

表 12 最終処分場の残余容量

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
安定型処分場 (m <sup>3</sup> )	76,689 (5)	69,116 (5)	65,007 (4)	72,450 (4)	70,820 (4)	69,729 (4)	67,751 (4)
管理型処分場 (m <sup>3</sup> )	270,527 (3)	220,458 (3)	374,995 (3)	316,454 (3)	285,474 (3)	237,229 (3)	192,730 (3)
計 (m <sup>3</sup> )	347,216 (8)	289,574 (8)	440,002 (7)	388,904 (7)	356,293 (7)	306,958 (7)	260,481 (7)

※ ( ) 内は施設である。

※管理型最終処分場は、令和 3 年度末までに埋立容量が約 97 万 m<sup>3</sup>拡張される予定

## (6) 産業廃棄物処理施設の分布状況

本県で現在稼働中の産業廃棄物処理施設（焼却施設及び最終処分場）について、ブロックごとに分布状況を整理すると図 28 に示すとおりです。

焼却施設は東部ブロックに 8 割近くが集中していますが、最終処分場は安定型、管理型とも全ブロックに分布しています。

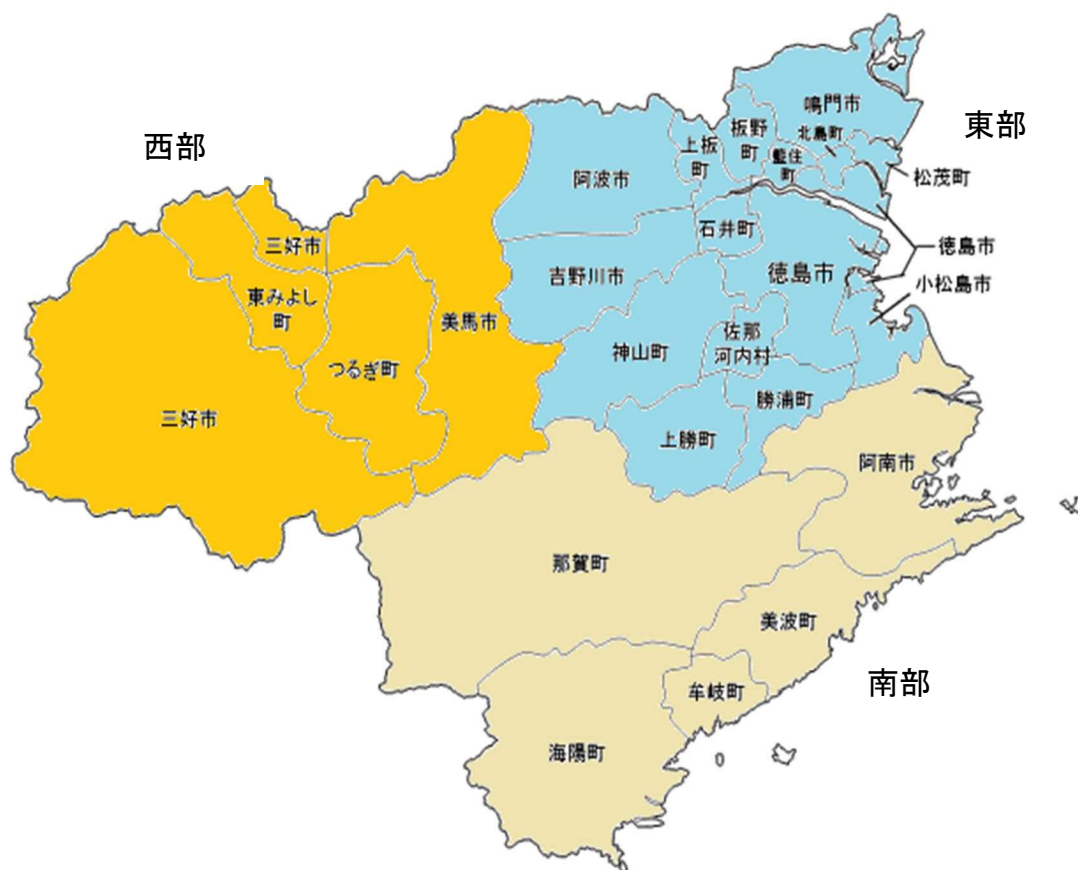


図 28 産業廃棄物処理施設の分布状況

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

	東部	南部	西部	計
焼却施設	10 (8)	2 (1)	1 (1)	13 (10)
最終処分場 (安定型)	1 (1)	1 (1)	2 (1)	4 (3)
最終処分場 (管理型)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (3)
計	12 (10)	4 (3)	4 (3)	20 (16)

※稼働中の許可施設数。( ) 内は自己処理を除く数値である。



## 第4節 その他の現状

### 1. 不法投棄等の現状及び対策

#### (1) 不法投棄件数の状況

不法投棄件数の推移は表13に示すとおりです。

令和元年度に県内で発生した不法投棄件数は、産業廃棄物が1件、産業廃棄物と一般廃棄物の混在物が4件となっています。

不法投棄件数については、県が実施している監視パトロールや監視カメラを活用した重点監視等により減少傾向になっています。

表13 産業廃棄物不法投棄件数の推移

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	過去7年間計	平均
産業廃棄物	0	10	2	3	4	4	1	24	3.4
産業廃棄物及び一般廃棄物	3	19	8	6	11	8	4	59	8.4

※投棄量3t以上、若しくは投棄面積5㎡以上

#### (2) 不法投棄苦情件数の状況

不法投棄苦情件数の状況は表14に示すとおりです。

県に寄せられる不法投棄、野外焼却等の苦情件数の推移についても、以下のように減少傾向となっています。

表14 不法投棄苦情件数の状況

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	過去7年間計	平均
不法投棄	33	38	37	32	23	26	8	197	28.1
野外焼却	9	19	18	17	17	20	12	112	16.0
不適正保管等	37	40	39	43	29	48	36	272	38.9
計	79	97	94	92	69	94	56	581	83.0

#### (3) 環境監視員による監視・立入調査状況

環境監視員による監視・立入調査件数は表15に示すとおりです。

廃棄物の排出者及び処理業者に対して、積極的に立入調査を行い、廃棄物の適正処理について効果的な指導を行うことにより、監視体制の強化に努めています。

表15 環境監視員による監視・立入調査件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	過去7年間計	平均
監視・立入	4,965	5,005	5,378	5,318	5,706	5,919	5,498	37,789	5,398

#### (4) 徳島県の不法投棄対策

##### ①監視活動

- ・環境監視員による排出事業者や産業廃棄物処理事業者への立入及び不法投棄の監視
- ・夜間・早朝・休日監視パトロール
- ・防災ヘリコプターを活用した「空中監視」等

##### ②不法投棄等撲滅啓発リーダーの養成

県民ボランティア（徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー）416名（R2.3.31現在）

##### ③産業廃棄物不法投棄等通報協定の締結

企業もしくは団体との通報協定締結による、行政の目が行き届かない場所の監視体制の強化《協定締結28団体 R2.3.31現在》

##### ④不法投棄等通報専用フリーダイヤル《0120-381-347》の設置

##### ⑤監視カメラによる不法投棄多発箇所の重点監視

##### ⑥関係団体、ボランティア団体等との協働による清掃活動

（一社）徳島県産業資源循環協会をはじめとする各種団体との協働による一斉清掃

##### ⑦徳島県・兵庫県連携による産業廃棄物運搬車両合同検問

警察の協力による、本四架橋を挟んだ徳島県と兵庫県（淡路島）での産業廃棄物収集運搬車両の合同検問

##### ⑧とくしまエコサポート事業

不法投棄物への対応に主体的に取り組む市町村に対する（一社）徳島県産業資源循環協会及び地域住民との協働・連携による不法投棄物撤去支援

## 第3章

# 第四期徳島県廃棄物処理計画 の点検・評価



## 第3章 第四期徳島県廃棄物処理計画の点検・評価

### 第1節 一般廃棄物の目標達成に関する点検評価

#### 1. 一般廃棄物の目標達成状況

第四期徳島県廃棄物処理計画に示された、一般廃棄物処理の目標及び平成30年度時点の実績は表16のとおりです。

表16 第四期徳島県廃棄物処理計画 一般廃棄物の目標

		基準年度	第四期計画 (H25比)		現 状	
			基本目標	先進目標		
		(単位)	平成25年度	令和2年度	令和2年度	平成30年度
人口		(人)	783,118	723,096		750,853
年間ごみ量	ごみ排出量	(t/年)	274,147	231,000 約16%削減	224,000 約20%削減	261,417
	最終処分量		33,468	24,400 約27%削減	22,700 約32%削減	29,293
原単位	ごみ排出量	(g/人・日)	959	875 約9%削減	850 約11%削減	954
	家庭系ごみ排出量	(g/人・日)	726	627 約14%削減	610 約16%削減	708
率	リサイクル	(%)	16.8	28 約11ポイント増加	31 約14ポイント増加	16.6

(第四期徳島県廃棄物処理計画における「一般廃棄物」の目標)

- 基本目標：国の基本方針に示された目標を踏まえ設定した、本県独自の様々な減量化施策を講じ、目指すべき目標値
- 先進目標：徳島県が全国トップクラスとなることを目指してチャレンジするための目標値

## 2. 目標達成度の評価

### (1) 排出量

#### ① 県全体での目標達成状況

排出量について、年間排出量の実績と目標値の推移を比較すると図 29 のとおりとなります。

排出量は、平成 25 年度以降は平成 26 年度をピークに緩やかに減少しています。

本県では、第四期計画において平成 25 年度に対し、16%削減（231,000t/年）の基本目標、20%削減（224,000t/年）の先進目標を定めていますが、このままでは、令和 2 年度までに目標を達成することは難しいと考えられます。

ごみの排出量の減少の要因は、第四期徳島県廃棄物処理計画をはじめとしたごみ減量化及び資源化施策の効果、県民の 3 R に関する意識の醸成、少子高齢化社会、人口減少等の社会要因があげられますが、目標を達成するためには、更なる減量化施策が必要となります。

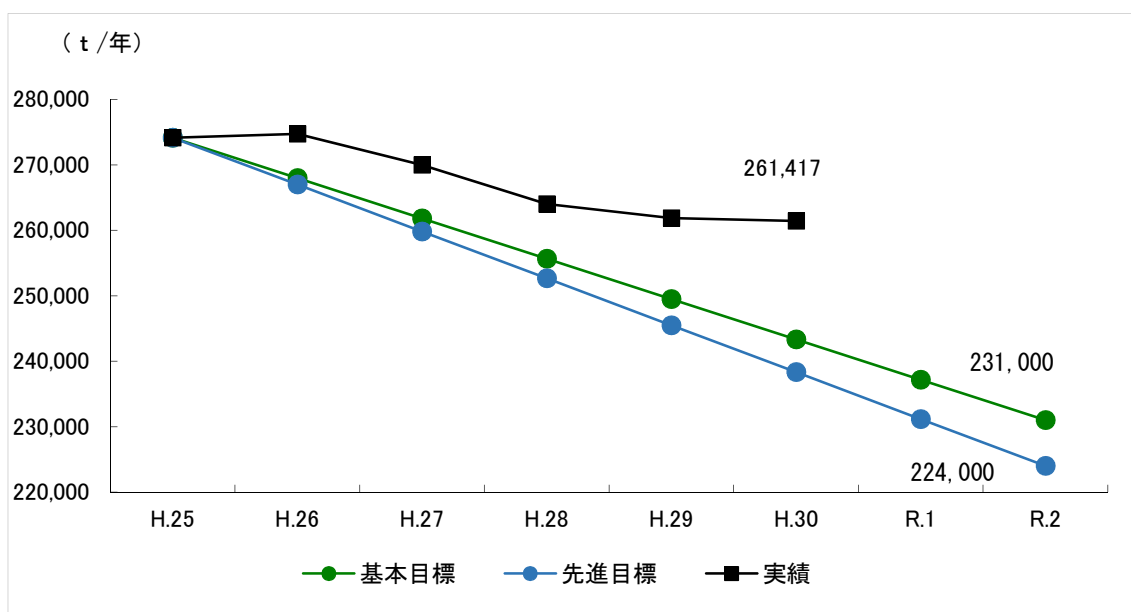


図 29 排出抑制目標達成状況（年間排出量）

なお、年間排出量の目標達成度をごみ区分毎にみると表 17 のとおりであり、家庭系ごみは、粗大ごみを除く全てのごみ区分が減少しています。また、事業系ごみについては、資源ごみは減少していますが、不燃性、粗大ごみともに増加しています。

表 17 年間ごみ排出量の目標達成状況

		基準年度	現 状		
		平成25年度	平成30年度	対25年度比	
人口	(人)	783,118	750,853	95.9%	
年間ごみ量	ごみ総排出量	(t)	274,147	261,417	95.4%
	家庭系		207,456	194,138	93.6%
	可燃性ごみ		144,952	135,588	93.5%
	不燃性ごみ		16,315	15,886	97.4%
	資源ごみ		31,305	28,455	90.9%
	粗大ごみ		4,858	6,139	126.4%
	その他		1,198	1,147	95.7%
	集団回収量		8,828	6,923	78.4%
	事業系		66,691	67,279	100.9%
	可燃性ごみ		65,890	66,314	100.6%
	不燃性ごみ		331	482	145.6%
	資源ごみ		337	228	67.7%
	粗大ごみ		131	254	193.9%
	その他		2	1	50.0%

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

## ②個別市町村における達成状況

表 18 及び図 30 に個別市町村ごとの排出抑制目標達成状況を示します。

表 18 排出抑制量の目標達成状況

市町村	平成25年度 実績値 (t/年)	平成30年度 実績値 (t/年)	増減量 (t/年)	増減率 (%)	令和2年度 基本目標値 (t/年)	令和2年度 先進目標値 (t/年)
徳島市	104,593	97,132	-7,461	92.9%	88,131	85,461
鳴門市	21,363	19,513	-1,850	91.3%	18,001	17,455
小松島市	15,613	14,695	-918	94.1%	13,156	12,757
阿南市	27,613	27,067	-546	98.0%	22,562	22,562
吉野川市	14,392	14,453	61	100.4%	12,127	11,759
阿波市	10,611	10,920	309	102.9%	8,941	8,670
美馬市	8,258	8,083	-175	97.9%	6,958	6,747
三好市	9,442	8,946	-496	94.7%	7,956	7,715
勝浦町	1,266	1,330	64	105.1%	1,067	1,034
上勝町	297	283	-14	95.3%	250	243
佐那河内村	385	456	71	118.4%	324	315
石井町	8,778	9,080	302	103.4%	7,396	7,172
神山町	581	616	35	106.0%	490	475
那賀町	2,480	2,280	-200	91.9%	2,090	2,026
牟岐町	1,850	1,711	-139	92.5%	1,559	1,512
美波町	2,573	2,272	-301	88.3%	2,168	2,102
海陽町	3,628	3,342	-286	92.1%	3,057	2,964
松茂町	6,396	6,378	-18	99.7%	5,389	5,226
北島町	6,989	6,748	-241	96.6%	5,889	5,711
藍住町	10,619	10,380	-239	97.7%	8,948	8,677
板野町	4,809	4,671	-138	97.1%	4,052	3,929
上板町	3,951	3,755	-196	95.0%	3,329	3,228
つるぎ町	2,670	2,443	-227	91.5%	2,250	2,182
東みよし町	4,990	4,863	-127	97.5%	4,205	4,077
徳島県	274,147	261,417	-12,730	95.4%	230,295	223,999

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。





減量化した市町村（平成 25 年度比）

図 30 排出抑制状況（平成 30 年度実績）

## (2) リサイクル率

### ① 県全体での目標達成状況

リサイクル率の実績と目標値の推移は図 31 のとおりです。

平成 25 年度以降、リサイクル率は横ばい傾向を示しています。

リサイクル率が伸び悩む要因としては、紙類が著しく減少したことと、集団回収量の減少があげられます。リサイクルに対する取組は、進んでいるものの、少子高齢化等により集団回収を行う各自治体の活動量が減少していると考えられます。また、容器包装リサイクル法をはじめ法制度に基づくリサイクル量が頭打ちの状態となっていることも影響しています。

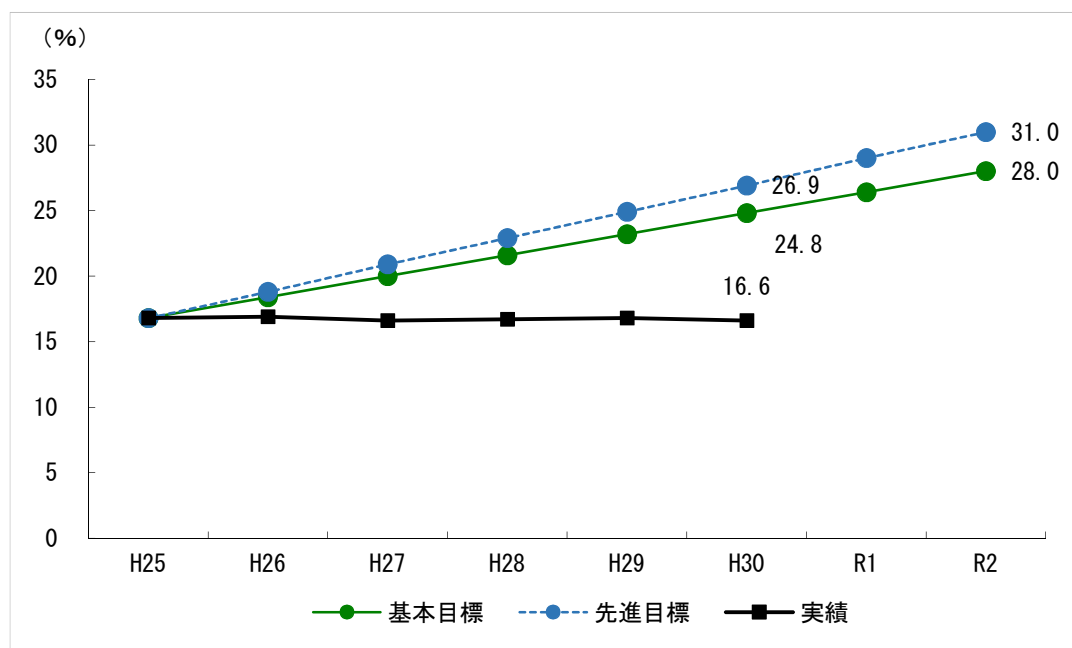


図 31 リサイクル率目標達成状況

## ②個別市町村における達成状況

表 19 及び図 32 に個別市町村ごとのリサイクル率の目標達成状況を示します。

表 19 リサイクル率の目標達成状況（詳細）

	平成25年度 (%)	平成30年度 (%)	増減値 (ポイント)
徳島市	15.2	14.4	-0.9
鳴門市	17.8	20.0	2.2
小松島市	13.3	13.4	0.1
阿南市	19.8	21.4	1.6
吉野川市	17.7	18.7	1.0
阿波市	12.0	13.1	1.0
美馬市	15.6	14.7	-0.9
三好市	13.6	11.8	-1.7
勝浦町	23.6	19.1	-4.5
上勝町	76.4	80.7	4.3
佐那河内村	38.4	31.4	-7.1
石井町	24.6	25.4	0.8
神山町	54.6	47.0	-7.6
那賀町	27.5	25.7	-1.8
牟岐町	9.8	11.3	1.5
美波町	10.9	7.2	-3.7
海陽町	11.5	9.8	-1.7
松茂町	14.9	14.6	-0.3
北島町	22.0	20.9	-1.1
藍住町	24.5	21.0	-3.6
板野町	17.2	16.9	-0.3
上板町	17.1	17.9	0.8
つるぎ町	16.8	14.9	-1.8
東みよし町	10.8	9.4	-1.4
徳島県	16.8	16.6	-0.2

※基本目標 28%, 先進目標 31%

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。



- 令和2年度先進目標を達成した市町村（31%以上）
- リサイクル率が向上した市町村（平成25年度比）

図 32 リサイクル率の目標達成状況（平成30年度実績）

### (3) 最終処分量

#### ① 県全体での目標達成状況

図 33 に最終処分量目標達成状況を示します。

最終処分量の実績と目標値の推移を比較すると平成 29 年度まで最終処分量は順調に減少していましたが、平成 30 年度は増加しています。

目標達成のためには、引き続き、排出量の抑制、資源リサイクルや処理の適正化を図る必要があります。特に増加傾向を示している事業系ごみの事業者自身による資源化促進に向けた取り組みや一般廃棄物処理施設の高度化を更に推進する必要があります。

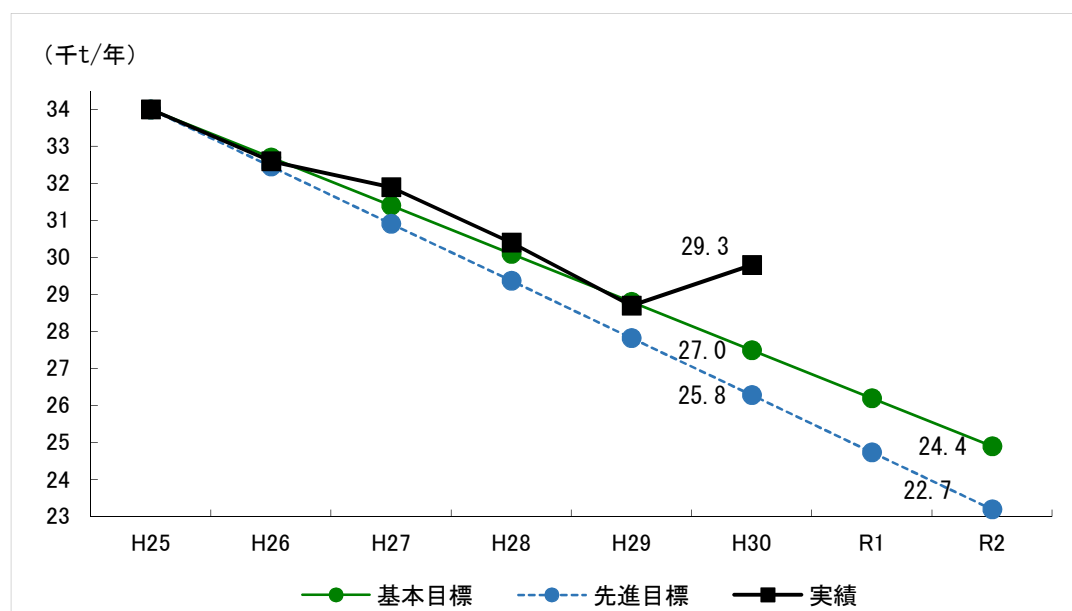


図 33 最終処分量目標達成状況

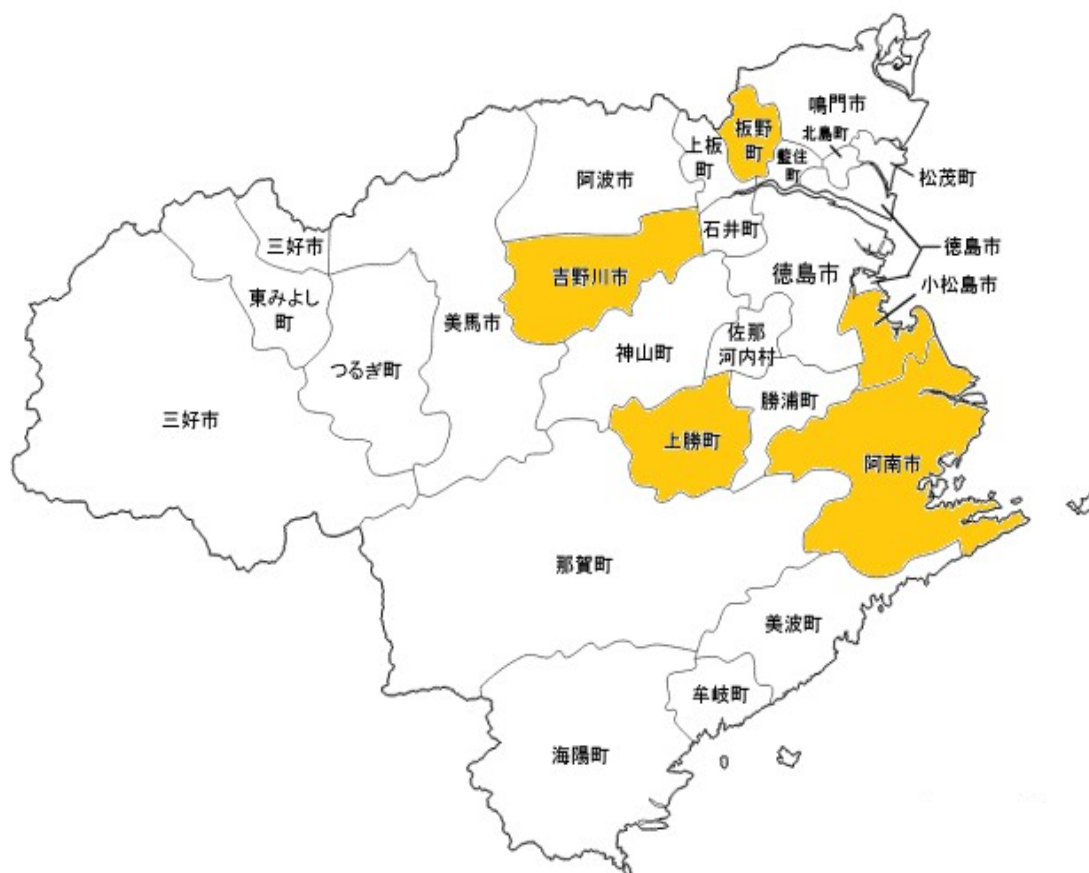
## ②個別市町村における達成状況

表 20 及び図 34 に個別市町村ごとの最終処分量の目標達成状況を示します。

表 20 最終処分量の目標達成状況（詳細）

市町村	平成25年度 実績値 (t/年)	平成30年度 実績値 (t/年)	増減量 (t/年)	増減率 (%)	令和2年度 基本目標値 (t/年)	令和2年度 先進目標値 (t/年)
徳島市	18,127	16,877	-1,250	93.1%	13,216	12,295
鳴門市	410	908	498	221.5%	299	278
小松島市	2,338	1,417	-921	60.6%	1,705	1,586
阿南市	3,471	1,440	-2,031	41.5%	2,531	2,354
吉野川市	408	169	-239	41.4%	297	277
阿波市	68	152	84	223.5%	50	46
美馬市	991	984	-7	99.3%	722	672
三好市	1,178	1,048	-130	89.0%	859	799
勝浦町	138	149	11	108.0%	101	94
上勝町	16	6	-10	37.5%	12	11
佐那河内村	28	54	26	192.9%	20	19
石井町	1,226	1,132	-94	92.3%	894	832
神山町	33	42	9	127.3%	24	22
那賀町	296	273	-23	92.2%	216	201
牟岐町	283	250	-33	88.3%	206	192
美波町	395	348	-47	88.1%	288	268
海陽町	551	491	-60	89.1%	402	374
松茂町	693	628	-65	90.6%	505	470
北島町	876	836	-40	95.4%	639	594
藍住町	904	1,151	247	127.3%	659	613
板野町	30	9	-21	30.0%	22	20
上板町	58	45	-13	77.6%	42	39
つるぎ町	320	298	-22	93.1%	233	217
東みよし町	630	586	-44	93.0%	459	427
徳島県	33,468	29,293	-4,175	87.5%	24,401	22,700

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。



令和2年度先進目標を達成した市町村（平成25年度比約32%以上減）

図34 最終処分量の目標達成状況（平成30年度実績）

### 3. 一般廃棄物に関する課題

#### (1) ごみ関係

##### ①排出抑制推進の課題

- ・本県のごみ排出量は、人口の減少とともに、平成 30 年度には約 26 万 1 千 t に減少しており、平成 25 年度（約 27 万 4 千 t）と比較して約 4.6%減となっています。
- ・ごみ排出量を 1 人 1 日当たりで見ると、平成 25 年度と比較して平成 30 年度は約 0.5%減少にとどまり、今後は更なる発生・排出抑制をはじめとした 3 R の推進を図っていく必要があります。
- ・排出形態別では、「家庭系ごみ」が約 6.4%減少していますが、「事業系ごみ」は約 0.9%増加しています。本県において、今後は「事業系ごみ」のより一層の減量化が課題となっています。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、在宅勤務や在宅学習が定着しつつあり、また外出や外食を控える人が増える等、「新たな生活様式」の普及に伴い、「家庭系ごみ」の増加が考えられるため、減量化の取組を促す必要があります。
- ・「家庭系ごみ」の減量化のための身近な取組として、「食べ切り運動」等による食品ロスの減量やマイバックを持参しレジ袋を使用しない「マイバック運動」の推進、マイボトル・マイカップ・マイ箸の推奨等、消費生活の転換に向けた啓発の強化が必要です。
- ・事業系ごみについては、事業者自らによる減量化、再資源化の努力を計画的に進めるよう、指導強化を図るとともに事業者独自の環境マネジメントシステムの導入をさらに促進する必要があります。

##### ②循環的利用推進の課題

- ・リサイクル率は横ばい傾向にあります。これを市町村ごとに比較すると、自治体間でばらつきがあり、リサイクル率が低迷している市町村があります。市町村間で情報交換を図る等県全体でのリサイクル率を向上させる取組を検討していく必要があります。



- ・過疎化，少子高齢化による人口減少により，集団回収に取り組む住民団体や自治会等が減少し，再生利用量も減少傾向にあります。循環型社会の促進のためには，再生利用可能なごみの品目を検討し，資源化へとつなげる取組を推進していく必要があります。

### ③最終処分量の削減に関する課題

- ・最終処分量の削減には，焼却残渣の減量化が最も効果があると考えられます。県内の一般廃棄物焼却施設の更新の際には，残渣の少ない熔融炉の導入を図ると同時にエネルギー回収・資源リサイクルも併せて導入を検討する必要があります。

### ④施設整備に関する課題

- ・市町村の厳しい財政状況，老朽化した廃棄物処理施設の増加，担い手の不足，地域における廃棄物処理の非効率化が懸念されており，持続可能な適正処理を確保できる体制の構築が必要です。
- ・リサイクルの推進や最終処分量の削減，高度な余熱利用が可能な施設を整備するため，広域化による施設の集約等施設の高度化を推進していく必要があります。

## (2) 生活排水関係

### ①生活排水の課題

- ・本県の汚水処理人口普及率は，年々増加傾向を示していますが，全国平均と比較すると約30ポイントの差があり，生活排水処理施設整備手法のベストミックスによる早期の向上に取り組む必要があります。
- ・し尿や浄化槽，下水等から排出される汚泥については，今後バイオガス化，燃料化等の資源化について検討していく必要があります。

## 第2節 産業廃棄物の目標達成に関する点検評価

### 1. 産業廃棄物の目標達成状況

「第四期徳島県廃棄物処理計画」に示された、産業廃棄物の目標及び平成30年度時点の実績を整理すると表21に示すとおりです。

表21 第四期徳島県廃棄物処理計画 産業廃棄物の目標

			基準年度	第四期計画		現 状
				予測値	目標値	
			(単位)	平成25年度	令和2年度	令和2年度
年間量	発生・排出量	排出量 (千t)	2,838	2,947	2,883	2,844
		再生利用量 (千t)	1,498	1,553	1,548	1,491
	処理処分量	減量化量 (千t)	1,290	1,341	1,289	1,294
		最終処分量 (千t)	50	53	46	59
処理比率	発生・排出量	排出量 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0
		再生利用量 (%)	52.8	52.7	53.7	52.4
	処理処分量	減量化量 (%)	45.5	45.5	44.7	45.5
		最終処分量 (%)	1.8	1.8	1.6	2.1

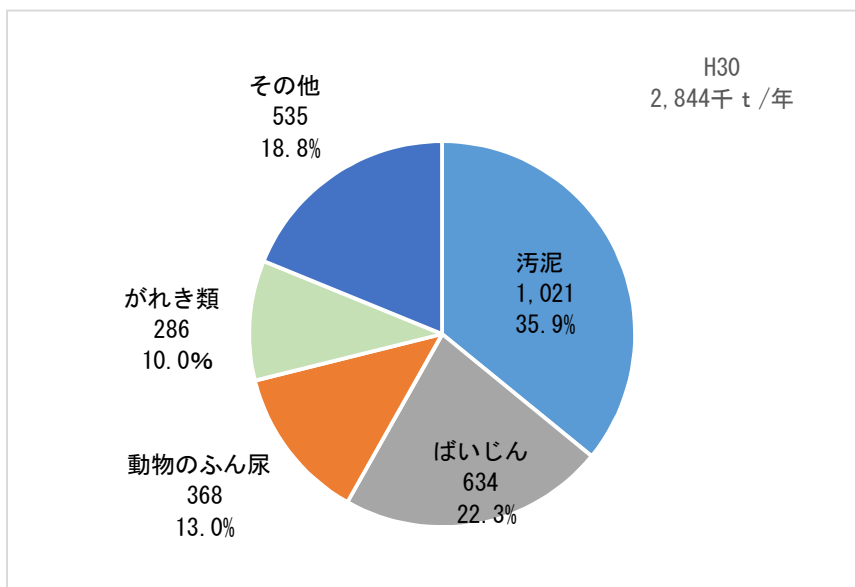
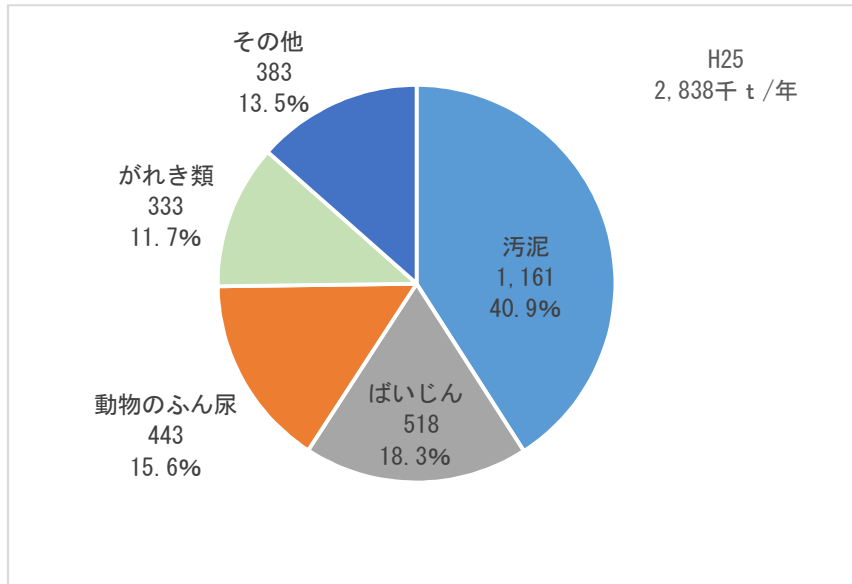
※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

### 2. 目標達成度の評価

#### (1) 排出量

排出量については、現状（平成30年度）が約284万4千tで、基準年度（平成25年度）より0.2%の微増となっていますが、目標値（令和2年度）288万3千tは達成しています。

前回調査（平成25年度）と比較すると、ばいじんの排出量は増加していますが、一方で汚泥、動物のふん尿の排出量は減少となっています。



※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

図 35 種類別排出量の推移

表 22 種類別排出量の推移

(t/年)

種 類	平成20年度	平成25年度	平成30年度	平成25年度比
	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	増減量
合計	2,926,771 100%	2,837,847 100%	2,843,635 100%	5,788
燃え殻	100,789 3.4%	97,904 3.4%	118,969 4.2%	21,065
汚泥	1,175,298 40.2%	1,161,183 40.9%	1,020,845 35.9%	-140,338
廃油	94,231 3.2%	12,435 0.4%	27,101 1.0%	14,666
廃酸	3,003 0.1%	4,506 0.2%	9,758 0.3%	5,252
廃アルカリ	3,010 0.1%	21,939 0.8%	25,623 0.9%	3,684
廃プラスチック類	24,202 0.8%	41,319 1.5%	42,064 1.5%	745
紙くず	14,320 0.5%	6,334 0.2%	17,552 0.6%	11,218
木くず	18,814 0.6%	40,341 1.4%	35,934 1.3%	-4,407
繊維くず	13 0.0%	1,834 0.1%	2,617 0.1%	783
動植物性残さ	7,771 0.3%	17,064 0.6%	19,683 0.7%	2,619
動物系固形不要物	3,423 0.1%	2,309 0.1%	6,318 0.2%	4,009
ゴムくず	59 0.0%	72 0.0%	0 0.0%	-72
金属くず	12,021 0.4%	23,360 0.8%	45,484 1.6%	22,124
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	29,996 1.0%	12,543 0.4%	16,167 0.6%	3,624
鉱さい	65,597 2.2%	96,101 3.4%	154,505 5.4%	58,404
がれき類	254,095 8.7%	333,442 11.7%	285,962 10.1%	-47,480
動物のふん尿	623,889 21.3%	442,965 15.6%	368,335 13.0%	-74,630
動物の死体	241 0.0%	542 0.0%	51 0.0%	-491
ばいじん	491,047 16.8%	518,381 18.3%	633,727 22.3%	115,346
感染性廃棄物	4,952 0.2%	3,273 0.1%	12,939 0.5%	9,666

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

業種別排出量の推移は図 36 及び表 23 に示すとおりです。

平成 30 年度の排出量は、製造業が約 4 割を占めており、次いで、電気・ガス業，農林水産業，建設業となっています。

平成 25 年度と比較すると，農林水産業，建設業が減少し，製造業，電気・ガス業が増加しています。

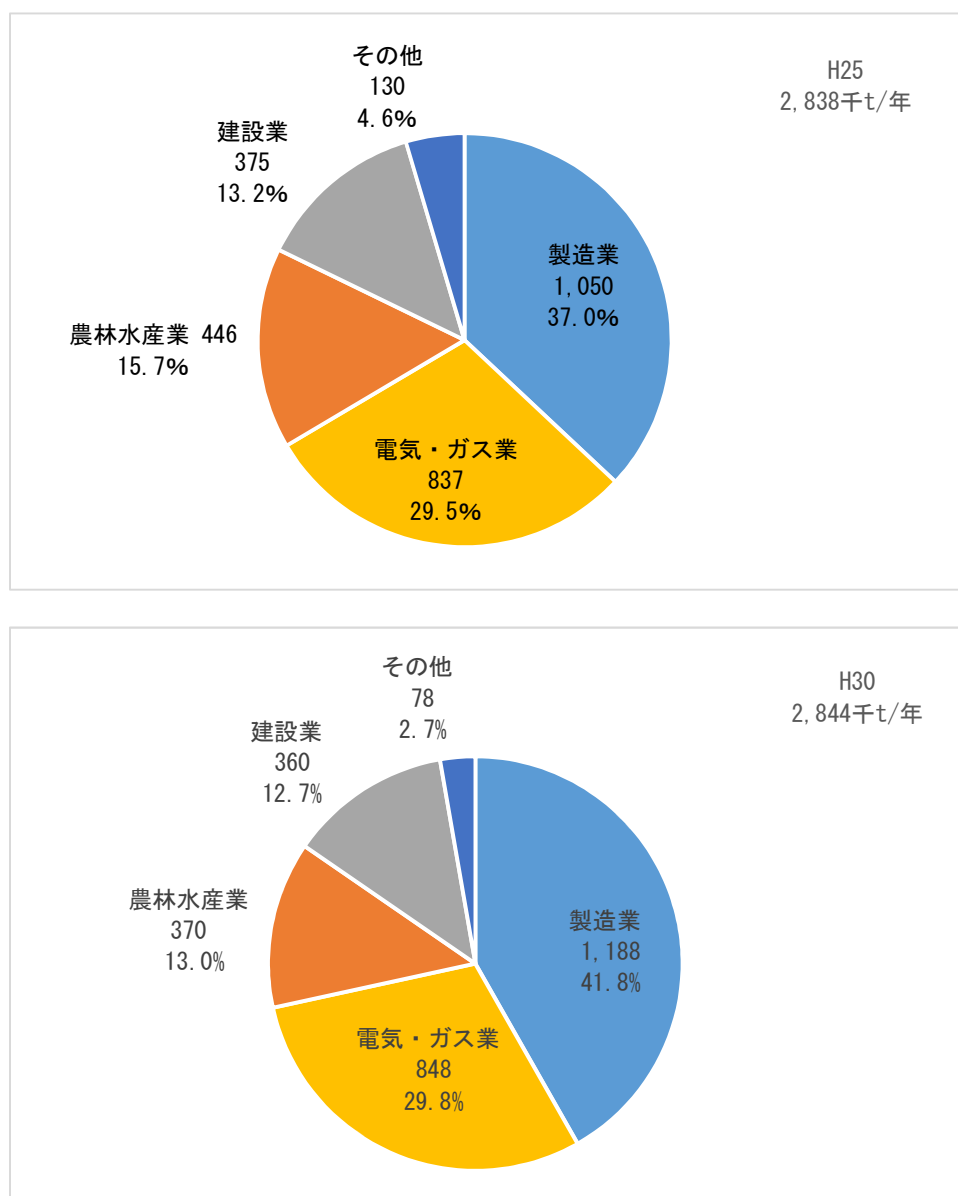


図 36 業種別排出量の推移

表 23 業種別排出量の推移

(t/年)

業 種	平成20年度	平成25年度	平成30年度	平成25年度比
	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	排出量 (排出量割合)	増減量
合計	2,926,771 100%	2,837,847 100%	2,843,635 100%	5,788
農林水産業	626,534 21.4%	445,860 15.7%	369,960 13.0%	-75,900
鉱業	77,926 2.7%	72,542 2.6%	12,784 0.4%	-59,758
建設業	326,066 11.1%	375,144 13.2%	360,316 12.7%	-14,828
製造業	1,146,495 39.2%	1,049,762 37.0%	1,187,567 41.8%	137,805
電気・ガス業	723,295 24.7%	836,637 29.5%	847,864 29.8%	11,227
情報通信業	110 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0
運輸業	4,709 0.2%	3,541 0.1%	7,938 0.3%	4,397
卸売・小売業	9,193 0.3%	42,923 1.5%	30,579 1.1%	-12,344
医療、福祉	3,711 0.1%	70 0.0%	17,335 0.6%	17,265
教育、学習	3,248 0.1%	4,177 0.1%	3,425 0.1%	-752
サービス業	5,484 0.2%	7,190 0.3%	5,867 0.2%	-1,323

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

## (2) 再生利用量（再生利用率）及び減量化量（減量化率）

再生利用量の推移は表 24 に示すとおりです。

平成 30 年度の再生利用量は、約 149 万 1 千 t となっており、基準年度（平成 25 年度）と比較すると、約 7 千 t 減少しています。また令和 2 年度の目標値（154 万 8 千 t，再生利用率：53.7%）とは、総量で約 5 万 7 千 t，率で 1.3 ポイント差があり、達成できるかどうか難しい状況にあります。

これは、農林水産業で再生利用できる動物のふん尿や建設業で再生利用できる汚泥の排出量が減少したこと等が要因となっています。

一方、平成 30 年度の減量化量は、約 129 万 4 千 t（減量化率：45.5%）となっており、基準年度（平成 25 年度）と比較すると、約 4 千 t 増加し、令和 2 年度の目標値（128 万 9 千 t，減量化率：44.7%）に対しては、総量で約 5 千 t，率で 0.8 ポイント上回っており、概ね目標を達成しています。

表 24 再生利用量の推移

(t/年)

業 種	平成 25 年度	平成 30 年度	平成 25 年度比
	再生利用量 (再生利用率割合)	再生利用量 (再生利用率割合)	増減量
合計	1,497,592 100%	1,490,630 100%	-6,962
農林水産業	274,506	210,190	-64,316
	18.3%	14.1%	
鉱業	17,620	8,750	-8,870
	1.2%	0.6%	
建設業	333,708	311,575	-22,133
	22.3%	20.9%	
製造業	264,867	378,228	113,361
	17.7%	25.4%	
電気・ガス業	582,356	570,118	-12,238
	38.9%	38.2%	
運輸業	2,596	614	-1,982
	0.2%	0.0%	
卸売・小売業	16,588	10,135	-6,453
	1.1%	0.7%	
医療、福祉	38	52	14
	0.0%	0.0%	
教育、学習	987	45	-942
	0.1%	0.0%	
サービス業	4,326	923	-3,403
	0.3%	0.1%	

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

### (3) 最終処分量（最終処分率）

最終処分量の比較は表 25 に示すとおりです。

平成 30 年度の最終処分量は、約 5 万 9 千 t（最終処分率：2.1%）となっており、令和 2 年度の目標値（4 万 6 千 t，最終処分率：1.6%）に対して、量では約 1 万 3 千 t，率では 0.5 ポイント差があり、達成できるかどうか難しい状況にあります。

一方で、種類別をみると、再生利用可能な金属くず，ガラス・コンクリート・陶磁器くず，がれき類が増加しており，再資源化による最終処分量の減少が期待されます。

表 25 最終処分量の比較

(t/年)

種 類	平成25年度		平成30年度	
	排出量	最終処分量 (最終処分量割合)	排出量	最終処分量 (最終処分量割合)
合計	2,837,847	50,324 1.8%	2,843,635	58,571 2.1%
燃え殻	97,904	14,706 15.0%	118,969	2,644 2.2%
汚泥	1,161,183	12,111 1.0%	1,020,845	13,420 1.3%
廃油	12,435	17 0.1%	27,101	2,035 7.5%
廃酸	4,506	20 0.4%	9,758	358 3.7%
廃アルカリ	21,939	2,146 9.8%	25,623	618 2.4%
廃プラスチック類	41,319	1,665 4.0%	42,064	7,081 16.8%
紙くず	6,334	369 5.8%	17,552	692 3.9%
木くず	40,341	164 0.4%	35,934	1,516 4.2%
繊維くず	1,834	151 8.2%	2,617	280 10.7%
動植物性残さ	17,064	905 5.3%	19,683	455 2.3%
動物系固形不要物	2,309	0 0.0%	6,318	0 0.0%
ゴムくず	72	6 8.3%	0	0 0.0%
金属くず	23,360	841 3.6%	45,484	2,584 5.7%
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	12,543	2,137 17.0%	16,167	2,528 15.6%
鉱さい	96,101	1,204 1.3%	154,505	170 0.1%
がれき類	333,442	12,749 3.8%	285,962	21,217 7.4%
動物のふん尿	442,965	0 0.0%	368,335	0 0.0%
動物の死体	542	33 6.1%	51	0 0.0%
ばいじん	518,381	1,081 0.2%	633,727	1,420 0.2%
感染性廃棄物	3,273	19 0.6%	12,939	1,553 12.0%

※表中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。



### 3. 産業廃棄物に関する課題

#### (1) 排出抑制推進の課題

- ・ 県内企業の大多数を占める中小零細企業においては、産業廃棄物の排出抑制や適正処理に関する認識のレベルにおいて事業者間で格差があり、中小零細事業者全般にわたるリサイクル意識の向上のため、なお一層の意識啓発を図る必要があります。

#### (2) 循環的利用・減量化推進の課題

- ・ 廃棄物の発生抑制と減量化に向け、再使用・再生利用・熱回収等、できる限り循環的な利用促進を図るため、循環的利用に係る技術開発や設備導入等を積極的に図る必要があります。
- ・ 建設現場から発生する建設汚泥、がれき類等については、発生量が多く、かつ最終処分される量も多いことから、公共事業を中心として、適正な管理を前提とした再生利用を推進していく必要があります。
- ・ プラスチック類は、リサイクルされる一方で、最終処分される量も多いことから、排出事業者、処分業者への分別強化の取組を更に促進する必要があります。

#### (3) 適正処理推進の課題

- ・ 法知識の希薄さ等に起因し、排出事業者が不適正な処理を行う事案が散見されることから、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理に係る排出事業者責任の原則の徹底を図り、処理を委託した場合においても、排出から最終処分まで責任を持って管理するよう排出事業者の自覚と責任を強く促す必要があります。
- ・ 排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択できるよう、国の優良認定制度や本県独自の優良認定制度の認定取得に向けた意欲的な取組を処理業者に促し、優良認定処理業者の育成による適正処理の推進を図る必要があります。
- ・ 国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に則して策定した「徳島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づきPCB廃棄物及びPCB使用製品等の計画的な処理を推進していますが、法で定める処理期限の令和9年3月までに適正処理を行うため、PCB廃棄物の保管事業者・PCB使用製品等の所有事業者に対し、更に徹底した周知・啓発及び指導が必要です。

- ・ 本県で発生する産業廃棄物の不法投棄件数は、関係団体や住民ネットワーク等の協力もあり、近年において減少傾向を示しているものの、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であることから、監視カメラを活用した集中監視等不法投棄の未然防止や早期発見になお一層の取組が必要です。

#### (4) 処理施設に係る課題

- ・ 産業廃棄物の将来にわたる安定的かつ継続的な適正処理を確保するためには、産業廃棄物処理施設に対する県民の理解が前提となります。このため、産業廃棄物処理業者による施設見学受付や維持管理情報のインターネット公表等によって施設の見える化を図るとともに、施設周辺の清掃活動を実施するなど地域住民との交流を深める取組を継続していくことが求められます。

## 第4章

# 排出量及び処理量の見込み



## 第4章 排出量及び処理量の見込み

### 第1節 一般廃棄物（ごみ）の将来予測

#### 1. 将来の推計方法

排出量の推計は、以下の手法をもとに算出します。

- ①人口の将来推計 : 国立社会保障・人口問題研究所に示された将来推計人口を採用。
- ②家庭系ごみの将来推計 : 過去5年間（平成26年度から平成30年度まで）の1人1日あたり排出量をもとにトレンド法により算出。（人口の将来推計値と1人1日あたり排出量を乗じることにより全体量を推計）
- ③事業系ごみの将来推計 : 過去5年間（平成26年度から平成30年度まで）の1日あたり排出量実績をもとにトレンド法により算出

#### 【トレンド法】

過去の実績の傾向（トレンド）をもとに、推計式により将来推計を行う方法。

#### 2. 一般廃棄物将来推計結果

表26に一般廃棄物（ごみ）排出量の将来推計結果、図37にごみ総排出量の将来推計値の比較、図38に家庭系ごみ排出量の将来推計値の比較、図39に事業系ごみ排出量の将来推計値の比較を示します。

将来推計により算出された数値は、トレンド法による推計結果から、低位推移は最もごみ量が少ない、中間推移は中間的な、高位推移は最もごみ量が多い値を採用しました。

本計画においては、今後、各種施策が講じられることを考慮して、低位推移と高位推移の間にある中位推移を採用します。

中位推移をみると、ごみ排出量は、令和7年度では、平成30年度（261千t）と比較して10.3%減少（234千t）しています。

同様に、家庭系ごみは13.4%減少（168千t）、事業系ごみは横ばい（67千t）、総資源

化量は10%減少（45千t）、最終処分量は10.3%減少（26千t）しています。

表 26 一般廃棄物（ごみ）の排出量の将来推計結果

			現状		推計年度		
			平成30年度		令和7年度		
					低位推計	中位推計	高位推計
人口			(人)		687,680		
			750,853				
年間ごみ量	発生・排出量	排出量	(千t)	261	224	234	239
		処理処分量	総資源化量	(千t)	43	29	35
	中間処理による減量		(千t)	189	174	174	173
	最終処分量		(千t)	29	21	25	26
原単位	発生・排出量	排出量	(g/人・日)	954	891.0	933.0	954.0
		処理処分量	総資源化量	(g/人・日)	157	115.5	139.4
	中間処理による減量		(g/人・日)	691	691.8	693.9	691.0
	最終処分量		(g/人・日)	106	83.7	99.6	103.6
処理比率	発生・排出量	排出量	(%)	100.0	100.0	100.0	100.0
		処理処分量	総資源化量	(%)	16.4	13.0	14.9
	中間処理による減量		(%)	72.5	77.6	74.4	72.4
	最終処分量		(%)	11.1	9.4	10.7	10.9

表 27 一般廃棄物（ごみ）の排出量の将来推計値の比較①

年度	種別	家庭系ごみ (t/年)			事業系ごみ (t/年)			合計 (t/年)		
		低位	中位	高位	低位	中位	高位	低位	中位	高位
実績値	H26	207,427			67,275			274,702		
	H27	203,355			66,629			269,984		
	H28	197,035			66,968			264,003		
	H29	194,589			67,269			261,858		
	H30	194,138			67,279			261,417		
予測値	R1	184,809	186,142	186,943	65,870	66,403	66,937	250,679	252,545	253,880
	R2	180,792	182,904	183,959	65,719	66,510	67,302	246,511	249,414	251,261
	R3	176,931	179,806	181,112	65,336	66,643	67,688	242,267	246,449	248,800
	R4	172,851	176,733	178,543	64,949	66,501	68,054	237,800	243,234	246,597
	R5	169,281	174,162	176,217	64,733	66,788	68,586	234,014	240,950	244,803
	R6	164,579	170,665	173,201	64,158	66,694	68,723	228,737	237,359	241,924
	R7	160,140	167,670	170,431	63,504	66,516	69,026	223,644	234,186	239,457

表 28 一般廃棄物（ごみ）の排出量の将来推計値の比較②

年度	種別	総資源化量 (t/年)			減量化量 (t/年)			最終処分量 (t/年)		
		低位	中位	高位	低位	中位	高位	低位	中位	高位
実績値	H26	46,524			196,048			32,130		
	H27	44,836			193,702			31,446		
	H28	44,107			189,959			29,937		
	H29	43,921			189,774			28,163		
	H30	43,335			188,789			29,293		
予測値	R1	40,678	41,816	42,665	181,948	182,225	182,363	28,053	28,504	28,852
	R2	39,034	40,803	42,086	180,455	180,730	180,770	27,022	27,881	28,405
	R3	37,250	39,754	41,533	179,105	179,437	179,289	25,912	27,258	27,978
	R4	35,337	38,670	41,003	177,734	177,929	178,024	24,729	26,635	27,570
	R5	33,311	37,551	40,495	177,223	177,387	177,129	23,480	26,012	27,179
	R6	31,192	36,395	40,007	175,371	175,575	175,112	22,174	25,389	26,805
	R7	29,006	35,204	39,538	173,813	174,216	173,473	20,825	24,766	26,446

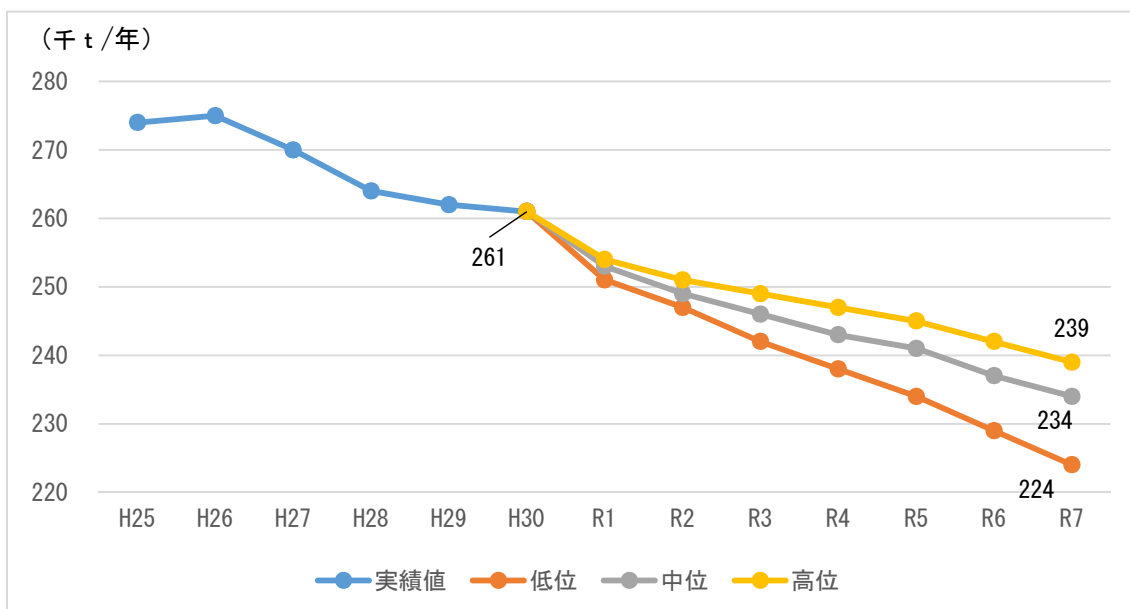


図 37 将来推計値の比較（ごみ排出量）

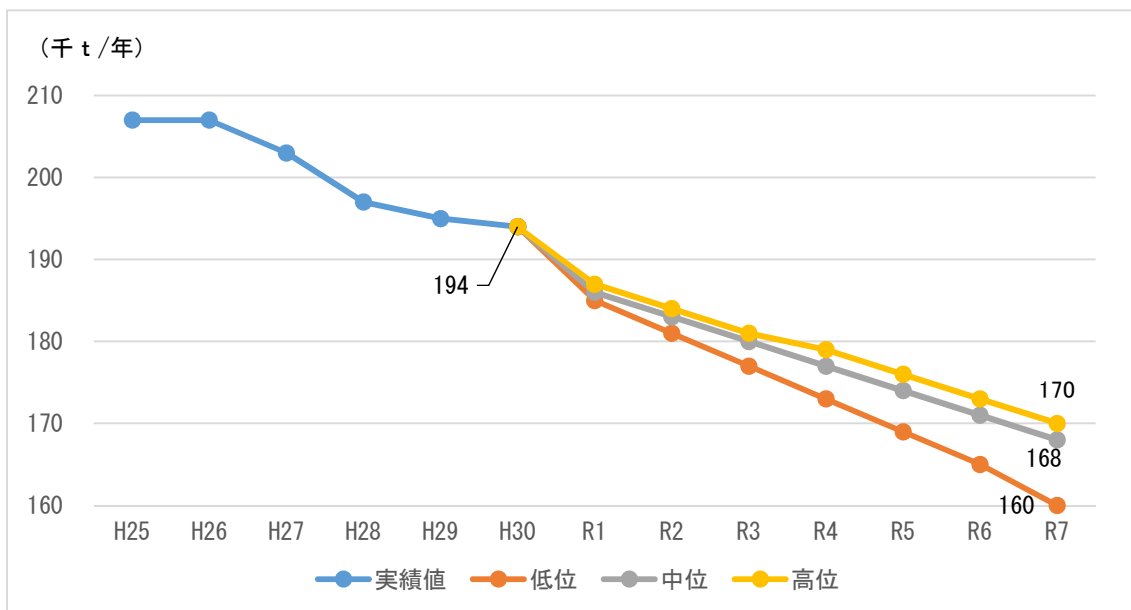


図 38 将来推計値の比較（家庭系ごみ量）

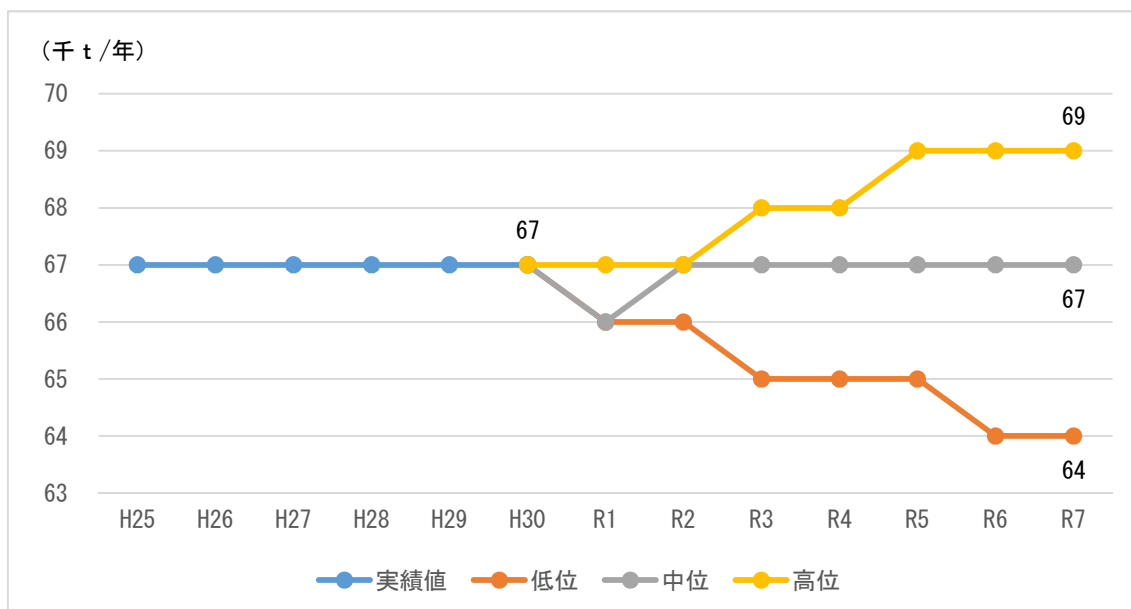


図 39 将来推計値の比較（事業系ごみ量）



## 第2節 産業廃棄物の将来予測

### 1. 将来の推計方法

排出量の予測は、次に掲げる2点を前提条件とし、産業廃棄物実態調査で把握した排出量原単位に、業種ごとに算出した活動量指標の将来予測値を乗じて求めるものとします。

①廃棄物の発生量等は、業種ごとに特定の指標（活動量指標）に比例する。

②上記指標ごとの排出量原単位は、将来予測の期間内は一定不変である。

活動量指標値の将来予測方法は、平成30年度の活動量指標値に業種ごとに設定した経済成長率（県内総生産の増加率）を乗じることにより算出しています。

平成20年9月の金融危機発生前後で経済成長率の傾向が大きく変わっていることから、次に示す3ケースを想定して予測を行い、現在の成長率により近いと考えられる「ケース3（期待値）」を将来予測とします。

#### ◎ケース1（低位推移）

平成20年度から平成29年度の実績の増加率と平成27年度から平成29年度の実績の増加率を比較し低い値を採用

#### ◎ケース2（高位推移）

平成20年度から平成29年度の実績の増加率と平成27年度から平成29年度の実績の増加率を比較し高い値を採用

#### ◎ケース3（期待値）

平成27年度から平成29年度の実績の増加率を採用

なお、処理・処分状況の予測については、発生した産業廃棄物に対する中間処理、再生利用、最終処分等の処理体系が各業種・種類において、現状と変わらないものとして仮定して算出しています。

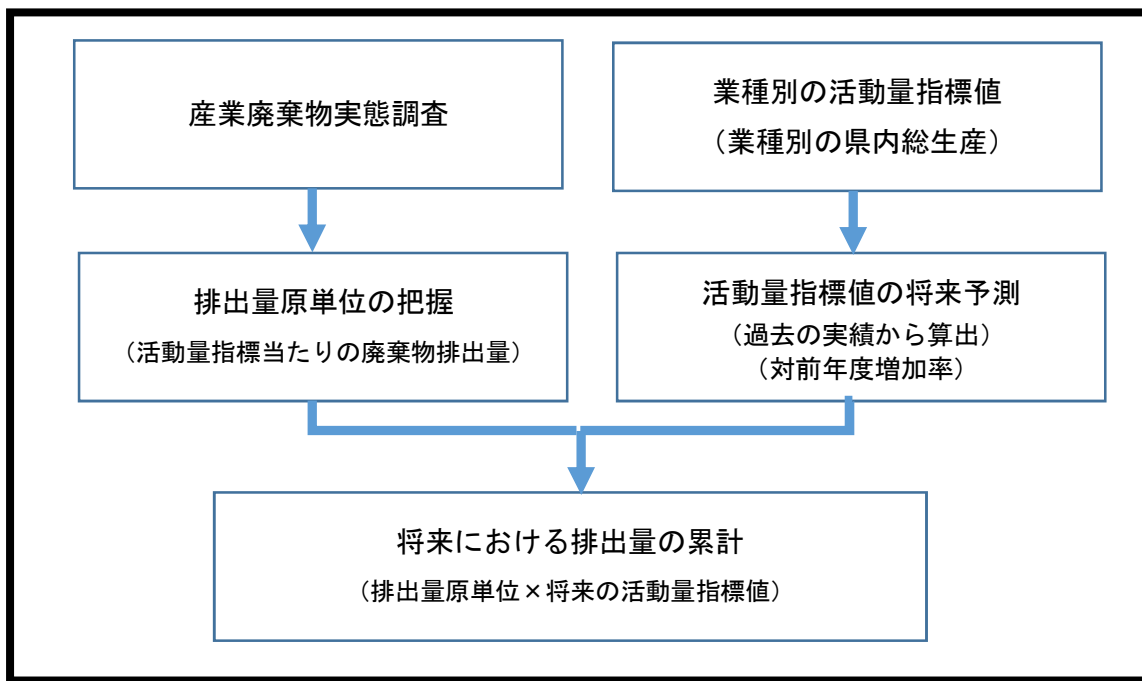


図 40 「産業廃棄物の将来予測フロー」

## 2. 業種別排出量の将来予測

将来予測の結果、産業廃棄物の排出量は、図 41、表 29 に示すように令和 7 年度において 325 万 5 千 t と見込まれます。

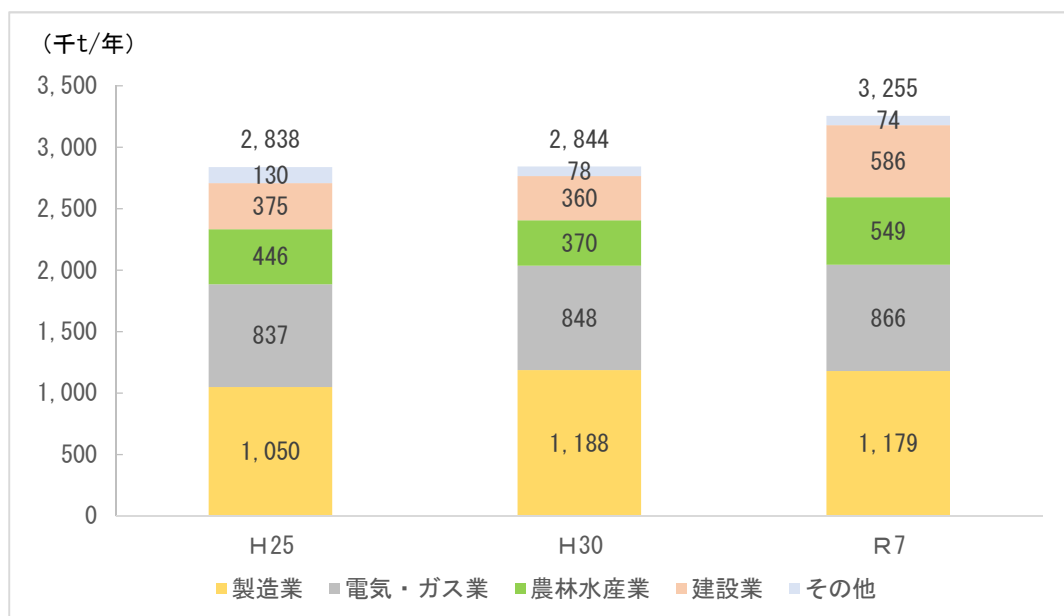


図 41 「業種別排出量の予測」

表 29 業種別排出量の将来予測

業 種	H 25	H 30	R 7 (千t/年)		
			低位推計	高位推計	期待値
製造業	1,050 (37.0%)	1,188 (41.8%)	1,179 (39.9%)	1,374 (39.1%)	1,179 (36.2%)
電気・ガス業	837 (29.5%)	848 (29.8%)	866 (29.3%)	935 (26.6%)	866 (26.6%)
農林水産業	446 (15.7%)	370 (13.0%)	394 (13.3%)	549 (15.6%)	549 (16.9%)
建設業	375 (13.2%)	360 (12.7%)	446 (15.1%)	586 (16.7%)	586 (18.0%)
その他	130 (4.6%)	78 (2.7%)	73 (2.5%)	74 (2.1%)	74 (2.3%)
<b>合 計</b>	<b>2,838</b>	<b>2,844</b>	<b>2,958</b>	<b>3,518</b>	<b>3,255</b>

※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

### 3. 処理・処分状況の将来予測

将来予測の結果、産業廃棄物の処理・処分状況は図 42、表 30 に示すとおりです。再生利用量、減量化量、最終処分量は、増加すると予測されます。

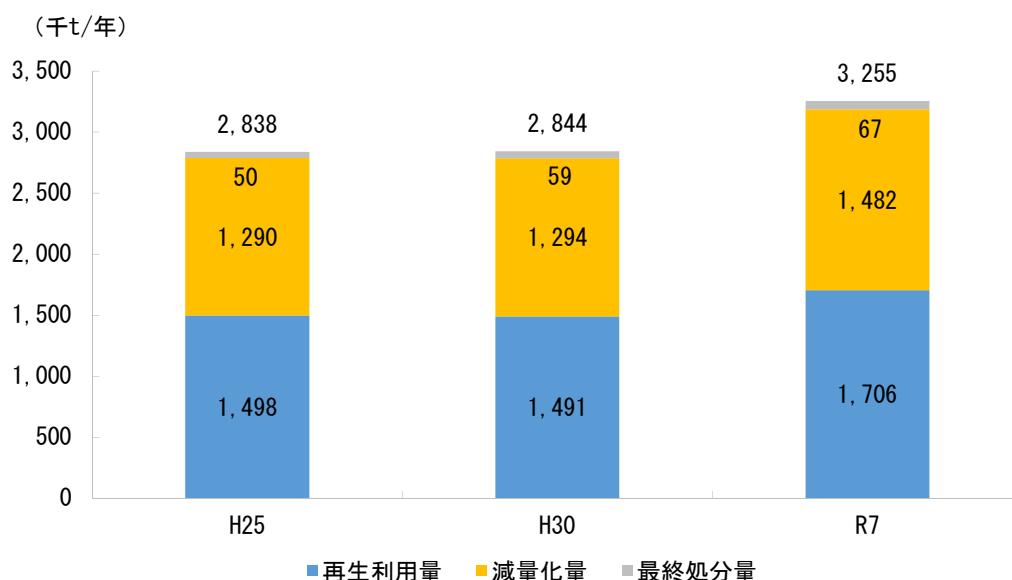


図 42 処理・処分状況の将来予測

表 30 処理・処分の将来予測

処理・処分	H25	H30	R7		
			低位推計	高位推計	期待値
排出量	2,838	2,844	2,958	3,518	3,255
再生利用量	1,498 (52.8%)	1,491 (52.4%)	1,551 (52.4%)	1,844 (52.4%)	1,706 (52.4%)
出口側循環 利用量	1,226 (43.2%)	1,285 (45.2%)	1,358 (45.9%)	1,651 (46.9%)	1,513 (46.5%)
減量化量	1,290 (45.5%)	1,294 (45.5%)	1,346 (45.5%)	1,601 (45.5%)	1,482 (45.5%)
最終処分量	50 (1.8%)	59 (2.1%)	61 (2.1%)	72 (2.0%)	67 (2.1%)

※図中の数値は四捨五入しているため、合計と個々の数値の計が一致しないものがある。

## 第3節 今後影響を与える要因

### 1. 政策による要因

#### (1) SDGs 持続可能でよりよい世界を目指す国際目標

SDGsとは、2015年、国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標であり、2030年までに達成すべき17の目標と169のターゲットで構成されています。

本県では、SDGsの概念に沿って、地球規模の喫緊の課題である環境問題に対し、「緩和策」と「適応策」を両輪とする気候変動対策を展開しており、脱炭素社会の実現に向けた水素エネルギーや自然エネルギーの積極的な利用、環境、人、社会、地域などに配慮した「エシカル消費」の推進など、県民や事業者が、それぞれの主体的な取組の輪を広げています。本計画と関連のあるSDGsは、以下のとおりです。

#### 【関連するSDGs】



飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する



全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する



持続可能な生産消費形態を確保する



気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

## **(2) パリ協定 温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組み**

2015年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃未満に抑える」ことなどを掲げた「パリ協定」が採択され、さらに、2018年12月に開催された国連気候変動枠組条約第24回締約国会議(COP24)では、パリ協定の実施指針が採択され、世界各国が「脱炭素社会」の実現に向けて動き出しています。

我が国においても、「温室効果ガス排出2050年実質ゼロ」が法律に明記される方針が示される等、脱炭素社会の実現に向けた動きが大きく進展する中、本県においては、平成24年3月に「自然エネルギー立県とくしま推進戦略」を策定、平成27年12月及び令和元年7月に改定を行うとともに、平成28年10月、全国に先駆け「脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例(愛称「すだちくん未来の地球条例」)」を制定し、県内に豊富に存在する自然エネルギーや、究極のクリーンエネルギー「水素」の導入を加速しています。

## **(3) 食品ロスの削減の推進に関する法律の施行**

事業者や消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年に施行されました。本県においては、令和元年10月30日に「第3回食品ロス削減全国大会」を開催し、「フードバンク活動」が拡がりを見せる等、食品ロス削減に向けた取り組みが大きく加速しています。

本計画の補章1のとおり「徳島県食品ロス削減推進計画」を新たに策定し、食品ロスの削減へ向けた取り組みを推進します。

## **(4) 循環型社会形成推進基本計画**

平成15年3月に策定された循環型社会形成推進基本計画は、概ね5年ごとに見直しが行われ、平成30年6月に第4次循環型社会形成推進基本計画が策定されました。この第4次計画では、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、③適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね2025年(令和7年)までに国が講ずべき施策が示されています。

本県においても、こうした国の施策に呼応して対策を検討していく必要があります。

## **(5) プラスチック資源循環戦略**

第4次循環型社会形成推進基本計画を踏まえて、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable(持続可能な資源)を基本原則としたプラスチックの資源循環

を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略」が令和元年に策定されました。海洋ごみ問題への取組，プラスチック廃棄物の3R推進，プラごみ一括回収等，循環利用を図っていくことを基本原則としており，本県においても，この基本原則に沿った取組として，第6章第6節で「とくしまプラスチックごみ削減プログラム」を取りまとめています。

#### **(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画**

平成13年7月にPCB特措法が施行され，これに基づき「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」が策定され，トランスやコンデンサ，安定器をはじめとしたPCB廃棄物について，処分方法や期限内での処分義務などが定められました。本県においても，PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため，基本計画に沿った「徳島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を策定し，PCB廃棄物の適正な処分の指導に取り組んでいます。

## **2. 経済的な要因**

### **(1) ESG投資やグリーンボンド等の発行拡大**

世界では，従来の財務情報だけでなく，環境 (Environment)，社会 (Social)，企業統治 (Governance) 要素も考慮したESG投資が拡大しており，スタンダードになりつつあります。(2012年の13兆ドルから2018年には31兆ドルに増加)

我が国でも急速に普及しており(2016年の57兆円から2018年には231兆円に増加)，これにともない，企業活動において，地球温暖化対策や環境保全などに配慮した上で業績を上げることが不可欠となってきています。

また，ESG投資の拡大を背景に，企業や自治体などがグリーンプロジェクト(地球温暖化対策事業をはじめ環境課題解決に資する事業)に要する資金を調達するために発行する債券(グリーンボンド)の発行が，世界的に急増しています。(2012年の31億ドルから2019年には2,654億ドルに増加)

我が国においても，徐々にグリーンボンドの発行が広がりつつあり(2014年の338億円から2019年には8,238億円)，グリーンボンドを通じて，今後，多額の民間資金が環境問題の解決に投資されていくと考えられます。

## **3. 社会的な要因**

### **(1) 人口減少**

図43に本県の平成20年度から平成30年度までの人口の推移を示します。

平成30年度の本県の人口は，75万1千人であり，10年前(平成20年度)から約6.5%，5年前(平成25年度)から約4%，前年(平成29年度)から約1%減少しています。

図 44 に、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年（2018 年）推計）」による、本県の令和元年度から令和 12 年度までの人口の見通しを示します。

人口は令和 12 年まで減少が続いています。令和 7 年度には、68 万 8 千人まで減少し、令和 12 年度には令和元年度の人口から約 10.7%減少し、65 万 1 千人になる見通しです。

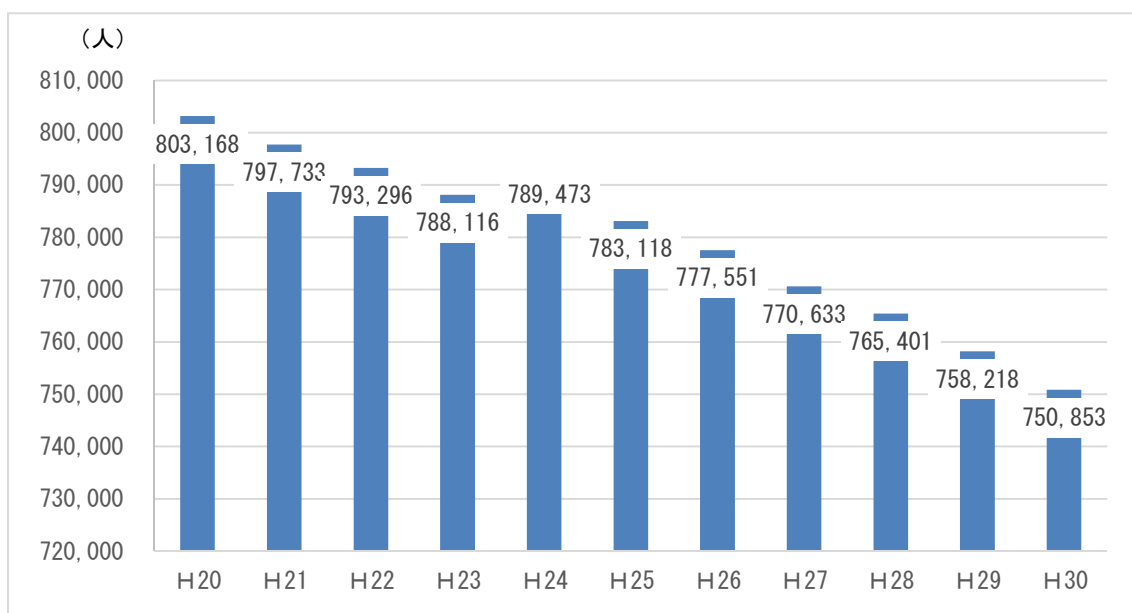


図 43 人口の推移

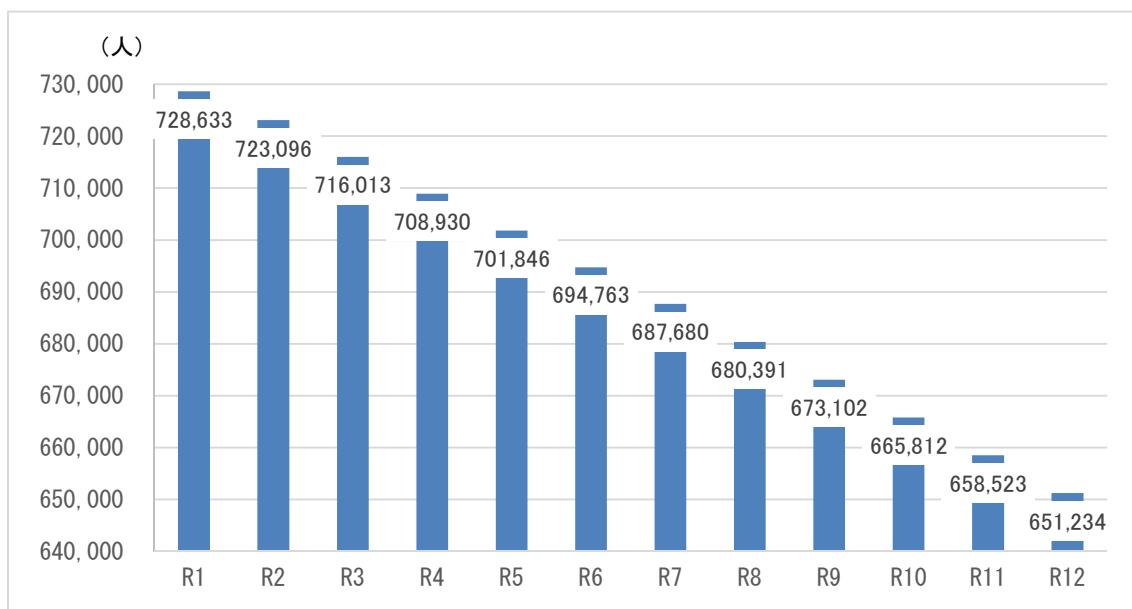


図 44 人口の将来推計



## **(2) ライフスタイルの変化**

経済のグローバル化、情報化社会の進展、少子・高齢化等の進行等、経済・社会状況の変化に伴い、人々の暮らし、地域社会、職場環境等の枠組づけてきた構造は大きく変わりつつあります。ごみ問題についても、地方の過疎化が進み、地方の自治体では、ごみの収集・処理に充てられる財源が減少する一方で、高齢者のごみ出し支援等を進めていくことが求められています。また、核家族や一人暮らしの増加に伴い、商品の販売形態も大きく変わってきています。このような社会状況やライフスタイルの変化を受けて、ごみの収集・処理の仕組みの見直しを検討する必要があります。

## **4. 技術的な要因**

### **(1) AI, IoTの推進**

廃棄物処理・リサイクル業界においても、サービスの付加価値を高めるための設備投資や、ビジネスモデルのイノベーションが求められています。少子高齢化を背景とした労働力人口の減少が、業界の人手不足に繋がる可能性も高く、業務の効率化が不可避であると考えられます。

AIやIoT等新技術の普及拡大は、循環型社会形成に向けた最重要課題の1つに位置付けられます。

### **(2) 廃棄物エネルギー等の利用**

「温室効果ガス排出2050年実質ゼロ」に向けては、廃棄物の焼却から脱却を図るべきですが、いわゆる「ごみ発電」をはじめとした廃棄物の熱回収は、化石燃料を代替する手段として、当面の間は、地球温暖化対策に一定の効果があると考えられます。

国内では、廃棄物の焼却による発電が主流ですが、焼却熱を利用した温水供給、生ごみ等の発酵によるメタンガスの取り出しや残さ物の肥料への利用も行われています。

また、焼却灰の熔融によるレアメタルの取り出しや建築資材への利用なども行われており、最終処分量の減容化にも貢献しています。

こうした取組は、整備費や維持管理・運営費が高価であること等が課題となっています。

## **5. その他の要因**

### **(1) 自然災害の頻発化・激甚化**

近年、世界各地で異常気象が発生し、我が国においては、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風等毎年のように記録的な台風や豪雨に見舞われています。今後、地球温暖化の進行に伴い台風・豪雨災害のリスクが更に高まる可能性が指摘されており、災害廃棄物の処理体制の構築や処理計画の策定をはじめ、過去の災害対応のノウハウを活かした

取組が行われています。本県においても、台風・豪雨災害に加え近い将来の発生が予想されている南海トラフ巨大地震に備え災害廃棄物処理体制を見直す等、今後の災害に備えていく必要があります。

## (2) コロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染拡大は、世界全体の経済・社会活動に大きな影響を及ぼしています。

我が国においても、廃棄物関連では、経済活動の停滞にともない、産業廃棄物の排出が減少する一方で、家庭生活では、不要不急の外出自粛にともなう「巣ごもり」の影響で、テイクアウト食品の容器、食品トレー、ペットボトルなどのほか、衛生目的で使用するマスクやフェイスガード、オンラインショッピング購入商品の梱包材など、プラスチックごみが急増しています。

こうした事態に対応するためにも、プラスチックごみの3R促進は急務となっています。

## 第5章

# 廃棄物の減量等目標値



## 第5章 廃棄物の減量等目標値

### 第1節 一般廃棄物（ごみ）の目標値

一般廃棄物（ごみ）の減量化等に関する目標値は、国の目標値を前倒しで達成することを目指して、次のとおり設定するものとします。

#### 1. ごみ排出量

現状	令和7年度目標
ごみ排出量	212,000t（平成30年度比 約19%削減）
平成30年度実績 261,417t	

#### 2. 県民1人1日当たりのごみ排出量

現状	令和7年度目標
1人1日当たりのごみ排出量	845g/人・日（平成30年度比 約11%削減）
平成30年度実績 954g/人・日	

#### 3. 県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

現状	令和7年度目標
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	605g/人・日（平成30年度比 約15%削減）
平成30年度実績 708g/人・日	

令和7年度における一般廃棄物に占める家庭系ごみの割合（71.6%）を推計し、県民1人1日当たりのゴミ排出量（845g）から目標値を推計しています。

#### 4. リサイクル率

現状	令和7年度目標
リサイクル率	30%（平成30年度比 約13.4ポイント増加）
平成30年度実績 16.6%	

#### 5. 最終処分量

現状	令和7年度目標
最終処分量	19.9千t（平成30年度比 約32%削減）
平成30年度実績 29.3千t	

最終処分量の目標については、ごみ排出量及びリサイクル率のそれぞれの目標を達成した場合の最終処分量を推計しています。

国目標値との比較（参考）

	基準値 (平成 25 年度)	第四期目標値 (令和 2 年度)	現状 (平成 30 年度)	国目標値 (令和 7 年度)	県目標値 (令和 7 年度)
ごみ排出量 (千 t)	274	231 (△16%)	261 (△5%)	38,000	212
1 人 1 日あたり のごみ排出量 (g/人・日)	959	875 (△9%)	954 (△1%)	850	845
リサイクル率 (%)	16.8	28	16.6	28	30
人口 (人)	783,118	723,096	750,853	122 百万	687,680

## 第2節 産業廃棄物の目標値

産業廃棄物の減量化等に関する目標は、次のとおり設定するものとします。

### 1. 産業廃棄物の減量化目標

				基準年度	目標年度
				平成30年度	令和7年度
(単位)					
年間量	発生・排出量	排出量	(千t)	2,844	2,840
	処理処分量	出口側循環利用量	(千t)	1,285	1,420
		最終処分量	(千t)	59	44
処理比率	発生・排出量	排出量	(%)	100	100
	処理処分量	出口側循環利用量	(%)	45.2	50.0
		最終処分量	(%)	2.1	1.5

目標値設定の考え方

令和7年度・国目標値（出口側循環利用率38%，最終処分率2.6%）は、既に達成済みであるため、さらなる向上を目指します。

### 2. 国目標値との比較

	排出量	出口側循環利用率	最終処分率
県第五期計画 (H30→R7)	0.1%減 (2,844→2,840)	45.2%→50% (1,285→1,420)	2.1%→1.5% (59→44)
国目標値 (H30→R7)	3.7%増 (376→390)	35.6%→38% (134→148)	2.4%→2.6% (9→10)

( ) の単位は「県：千t」，「国：百万t」





## 第 6 章

# 基本施策



## 第6章 基本施策

### 第1節 減量化目標達成のための取組

#### 1. 発生抑制・排出抑制への取組

##### (1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

###### ①暮らしの工夫による発生抑制・排出抑制

発生抑制・排出抑制のためにまず取り組むことは、ごみ自体を出さないための暮らしの工夫です。

エコバッグ・マイバッグを持参し、レジ袋を使用しない、繰り返し使える容器（リユース容器）を使う、ライフサイクルコストの低い商品を購入する等県民・事業者それぞれが生活や事業活動の工夫により、ごみそのものの発生を抑制する必要があります。

また、エコクッキングに努め、調理くずを減らし、食べ残しをしないことや買い過ぎに注意し、消費期限前の消費に努め、食品ロスの削減を行い、生ごみの水切りを励行する等身近なところから取り組んでいくことが重要です。県は、効果的な取り組みについての普及啓発活動や各種の情報提供等を実施していきます。

###### ②公共部門における発生抑制・排出抑制

県及び市町村は、「既存ストックの有効活用」や橋梁や防波堤等において劣化が進み過ぎないうちに計画的に修繕する「長寿命化の促進」等により、公共事業の実施や公共施設の維持管理等において、廃棄物の発生抑制・排出抑制を率先して進めます。

##### (2) 一般廃棄物関連

###### ①3Rの総合的な取組の推進

ごみの削減に取り組む住民団体やNPO団体等との連携を図り、施策に関する意見交換を行うとともに、地域に根ざした活動に対して支援を行います。

また、ごみをはじめとする環境問題への意識啓発と活動人材の育成に向けて、講習会や講演会を開催していきます。

ごみの減量化に取り組む市町村と連携し、「マイバッグ運動」やマイカップ・マイバスケットコンテスト等を通して住民意識の醸成を図るとともに、県職員や市町村職員が率先してマイボトル・マイカップ運動、マイバッグ運動等に取り組む事で意識の醸成に努めます。

## ②事業系一般廃棄物の資源化促進に向けた仕組みづくり

オフィス町内会制度等，事業者が独自に実施する古紙やビン，缶等のリサイクルは，排出抑制と同時にごみ処理経費の節減にもつながります。事業所独自でのリサイクルを推進するため，県は資源回収業者や廃棄物再生事業者等に関する情報提供に努めるとともに，排出量が少なく収集コストが割高になる小規模事業者に対しては，周辺事業者との連携により，コストの圧縮を図るよう指導する等して，事業所におけるリサイクルの推進を支援していきます。

## ③エコイベントの推進

各種イベントにおけるリユース容器，リサイクル容器の使用やリサイクル可能な資材の導入等，環境に配慮したエコイベントの推進に努めます。

## ④ごみの有料化の一層の推進

国が循環型社会の形成に向けて，3Rに重点を置いた一般廃棄物処理システムの構築のために普及を図る「一般廃棄物処理有料化の手引き」を参考に，各市町村は排出者責任の明確化，負担の公平性の確保及びごみの減量化・リサイクル化の促進に効果が見込まれるごみの有料化を一層推進し，ごみの発生抑制・排出抑制に努めます。

## (3) 産業廃棄物関連

### ①多量排出事業者に対する指導啓発の強化

多量排出事業者が策定する「産業廃棄物処理計画」及び「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」の公表に積極的に取り組むとともに，計画の進行管理を徹底し，排出抑制について，多量排出事業者の意欲的な取組を加速します。

- ・産業廃棄物処理計画等の県によるインターネットでの公表
- ・産業廃棄物処理計画等に係る立入検査及びヒアリングの実施

### ②中小零細事業者に対する意識啓発

中小零細事業者は，産業廃棄物の排出抑制や循環的利用に関する認識や取組姿勢について事業者間の格差が大きく，意識の向上を促すため，より一層の環境整備が求められることから，業界団体等の協力のもと，意識啓発に努め，具体的な取組について助言・指導を行います。

- ・業界団体に対する出前講座の開催

## 2. 循環的利用の取組

### (1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

#### ①環境配慮型製品の利用促進

県及び市町村は、グリーン購入法や省エネ法等に基づき、循環的利用がより容易な製品や省エネ性能の高い製品等の、環境負荷の低減に寄与する物品・サービス(環境配慮型製品)等の採用や購入を積極的に進めるとともに、県民や事業者に対してこれらの環境配慮型製品についての情報提供等による普及・啓発を行います。

#### ②徳島県リサイクル認定制度の普及・啓発

「徳島県リサイクル認定制度」により、廃棄物を利用して製造されるリサイクル製品や3R(リデュース・リユース・リサイクル)に積極的に取り組む事業所を認定・普及していきます。また、認定したリサイクル製品の利用促進についても、普及・啓発活動を実施します。

なお、徳島県認定リサイクル製品については、優先的な調達に配慮するとともに、市町村をはじめとする関係機関や近隣の各府県にも協力を呼びかけていきます。

### (2) 一般廃棄物関連

#### ①分別収集計画の円滑な推進

「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)に基づき市町村が策定する「分別収集計画」を円滑に推進するため、県は市町村に対し技術的な支援や助言を行っています。また、店頭回収や集団回収の活用を市町村に促し、分別収集による容器包装廃棄物のリサイクルを促進します。

#### ②各種リサイクル法による再商品化の推進

各種リサイクル法(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等)対象品目の事業者による再商品化を推進するため、必要な普及啓発・指導を実施します。

#### ③小型家電リサイクルの促進

市町村は、小型家電の再資源化を促進するため、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)に基づく小型家電の分別収集等に努めるとともに、県は、市町村に対し技術的支援や助言を行います。

#### ④リサイクル性の高い施設整備の推進

市町村が一般廃棄物処理施設を整備する場合にあたっては、熱回収やごみ燃料化を行う「エネルギー回収推進施設」や不燃物、プラスチック等の廃棄物を材料、原

料として利用する「マテリアルリサイクル推進施設」等循環型社会の構築に寄与するリサイクル性の高い施設整備を図るよう、技術的援助としての助言を行います。

#### ⑤溶融スラグの利用促進

市町村で整備が行われている溶融施設から発生する溶融スラグについて、関係機関と連携しながらリサイクルの推進に努めます。

#### ⑥地域の状況に応じた資源物回収システムの構築

リサイクル率向上のためには、集団回収に取り組む住民団体や自治会等への支援及び資源回収ステーションの設置等、より広汎な回収システムの構築が有効であることから、県は市町村と連携してリサイクルの推進に努めます。

また、市町村に対する県内外の先進事例等の情報提供や導入手法等への助言を行う等の支援に努めます。

### (3) 産業廃棄物関連

#### ①汚泥の循環利用の推進

発生量も多くかつ利用の用途も限られている汚泥について、事業者との事前協議等により、適正な取扱いを担保した上で循環的な利用を加速するため、公共事業から排出される建設汚泥をはじめとして、多様な活用方策について検討を進めます。

#### ②建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進

建設工事から発生する建設系廃棄物は、建設リサイクル法に基づき再資源化が進んでいるものの、排出量全体に占める排出量も多く、更なる再資源化や有効利用が求められており、関係機関や関係部局と連携を図りながら、がれき類等の建設副産物を安全かつ効果的に循環利用する方策について検討を進めます。

#### ③家畜ふん尿の適正処理の推進

家畜排せつ物について、バイオマス資源として循環的利用を図るため、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画」に基づき、地域ごとの家畜排せつ物の需給状況を踏まえた循環的利用や熱資源としてのエネルギー利用を含めた肥料化以外の循環的利用の推進を図る等、適正な管理のもとで家畜排せつ物の有効利用について検討を進めます。

#### ④リサイクル性の高い品目の循環的利用の促進

廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くずは、焼却の際に発生するエネルギーを利用するサーマルリサイクルや、原料として利用するマテリアルリサイクル等

利用しやすい、リサイクル性の高い品目であるため、業界団体等の協力のもと、循環的利用の推進に努めます。

## 第2節 適正処理のための取組

### (1) 一般廃棄物・産業廃棄物共通

#### ①一般財団法人徳島県環境整備公社と連携した支援事業の実施

一般財団法人徳島県環境整備公社と連携し、NPO等による清掃美化活動や不法投棄廃棄物の撤去活動の支援等を行います。

#### ②不法投棄等の不適正処理の防止

不適正処理に関わる措置命令や罰則の強化等、法令の内容を周知・啓発するとともに、徳島県生活環境保全条例に定められている放置自動車の撤去の推進等、廃棄物に関連する規定について、適正な運用に努めます。

また、県、警察、市町村、不法投棄等対策会議等は、連携を密にし、県民への啓発活動の強化等により監視体制の充実を図ります。

なお、県及び市町村は、地域の自治体間で不法投棄防止の広域的な連携体制を整備します。

また、不適切な不用品回収に対しての取締り及び監視強化を行います。

### (2) 一般廃棄物関連

#### ①生活排水処理施設の整備促進

生活排水対策のため、国や市町村と連携して、下水道、農業集落排水施設等の污水处理施設の効率的な整備を促進するとともに、合併処理浄化槽の普及を推進します。

#### ②一般廃棄物の適正な処理の推進

県は、市町村の適正な施設管理のための情報提供及び技術指導等の支援を行います。また、本県及び市町村は不法投棄や野焼き等不適正処理の防止について県民・事業者に対する啓発を行っていきます。

#### ③廃プラスチック類の処理について

国は、第四次循環型社会推進基本計画を踏まえて、令和元年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋ごみ問題への取組、プラスチック廃棄物の3R推進、プラごみ一括回収等、循環利用を図っていくことを原則としています。県においても、基本原則に沿った取組を検討していく必要があります。

#### ④浄化槽の適正管理の推進

県及び市町村は、パンフレット・街頭キャンペーン等により、浄化槽管理者に対する適切な維持管理の啓発を図るとともに法定検査、清掃、保守点検の維持管理一括契約制度や、浄化槽教室の開催等により、法定検査の受検率の向上に努めます。また、研修会や法定検査により浄化槽関係業者や浄化槽管理者等に対して適正管理の指導を徹底します。

#### ⑤海岸漂着物等の適正処理の推進

県は、海岸管理者として「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」（海岸漂着物処理推進法）の趣旨を踏まえ、海岸漂着物等の適切かつ迅速な回収を行い、市町村は海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じて海岸管理者等に協力し、処理・処分・資源化を行う等、連携して処理を行うことにより、県内海岸の良好な景観や環境の保全を図ります。

### (3) 産業廃棄物関連

#### ①排出事業者及び処理業者への指導強化

排出事業者や処理業者による産業廃棄物の不適正処理等を未然に防止するため関係機関・関係部局との連携をより一層強め、処理業者への定期的な立入検査や、排出事業者への立入調査により、監視指導を強化します。

- ・ 業界団体や関係部局と連携した事業所への立入調査
- ・ 処理施設（焼却施設・最終処分場）設置者に対する維持管理情報のインターネット等による公表を義務づけ
- ・ 処理施設（焼却施設・最終処分場）設置者に対する施設の定期検査の義務づけ

#### ②優良産業廃棄物処理業者の育成

排出事業者責任に基づき、発生から最終処分に至るまで産業廃棄物を適正に処理するために、排出事業者が自らの判断で優良な処理業者を選別できるよう、国の「優良産廃処理業者認定制度」の取得促進を図るとともに、本県独自の「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のより一層の普及により、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。

- ・ 国の「優良産廃処理業者認定制度」及び「徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度」のPR
- ・ 県によるHPを活用した優良な産業廃棄物処理業者の利用促進に係る積極的な公表



### ③電子マニフェストの普及促進

電子マニフェスト制度の利便性や有用性について、排出事業者、処理業者への、より一層の周知に努め、加入率向上を目指します。

### ④関係団体や住民等と連携した監視体制の充実

関係機関や県民との連携による地域に密着した不法投棄等防止ネットワークを構築し、より効果的に不法投棄や野外焼却等の未然防止と早期発見に努めます。

- ・地域をブロック単位とした、行政、所轄警察、地域住民・団体・企業等による地域ネットワークの構築と不法投棄等防止活動の実施
- ・県と市町村の連携強化を図るため、市町村職員に対し、県職員としての身分を併任発令

### ⑤PCB廃棄物の適正処理のための指導啓発

「徳島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、高濃度PCB廃棄物の適正処理を目指します。また、微量PCB混入廃電気機器をはじめとした低濃度PCB廃棄物について、関係団体と連携して潜在的保有事業者の把握に努め、適正保管・適正処理について指導助言を行います。

- ・潜在的保管事業者に対する意識啓発活動の実施

### ⑥産業廃棄物処理に係る情報可視化の整備

産業廃棄物処理に対する県民の不安、不信を解消するには、事業者による積極的な情報公開・処理情報の可視化が重要であり、関係機関と連携を図りつつ、産業廃棄物を運搬する場合の車体表示や産業廃棄物処理施設・保管場所における掲示板の設置等、処理業者の許可内容に係る可視化に取り組みます。

- ・兵庫県（淡路）との連携による産業廃棄物運搬車両の車体表示等に係る一斉検問

## （４）災害廃棄物関連

### ①災害廃棄物処理体制の整備

南海トラフ巨大地震や近年大型化する傾向にある台風や多発する集中豪雨等の災害から速やかに復旧、復興を進めるため、災害時における「資機材の提供について関係団体の協力を求める協定を締結する等、連携・協力体制の整備を図るとともに各市町村が策定している「災害廃棄物処理計画」の内容を精査し、より実効性のある計画になるよう技術的支援及び助言をしていきます。

また、広域的な連携体制の構築や、災害時を想定した図上訓練を実施する等、市町村等と連携して災害時の廃棄物の迅速かつ適正な処理に備えます。

さらに、広域での災害廃棄物対策を強化するため、本県も構成メンバーである「災害廃棄物四国ブロック協議会」において、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」の策定を平成30年3月に策定していますが、今後の協議会における議論や災害廃棄物対策による訓練の成果等を踏まえ、継続して点検・見直しを進めます。

## 第3節 処理施設の高度化及び強靱化等

### (1) 一般廃棄物関連

#### ①循環型社会形成推進交付金制度に基づく施設整備の推進

市町村は、廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示し、対象地域の処理システムの基本的な方向性や、整備する施設の種類、規模等の概要を見通した地域計画を策定していかなければなりません。

県は、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら、広域的かつ総合的にごみ処理施設の整備を促進することにより、ダイオキシン類等による環境負荷の一層の低減、高度な技術の導入等による循環的利用率の向上、処理経費の低減化等を図るよう、市町村の施設整備計画に対して必要な技術的援助としての助言を行います。

また、「一般廃棄物焼却施設」の新設に際しては、ごみ発電等の余熱利用に積極的に取り組むことや「し尿処理施設」の整備に際しては、メタン・リン回収設備等を導入する等、資源の有効利用を図るよう、市町村等に対して最新の知見等の情報提供を行います。

#### ②廃棄物処理施設の長寿命化・延命化

厳しい財政状況の中で、コスト削減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していくため、「循環型社会形成推進交付金」を活用するとともに、いわゆるストックマネジメントの手法を導入することにより、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図るよう、市町村等に対して必要な助言を行います。

### (2) 産業廃棄物関連

#### ①産業廃棄物処理施設の信頼性の向上

県民の産業廃棄物処理施設に対する不安感や不信感が現存する状況を踏まえ、処理業者自身による積極的な情報開示を促進するとともに、地域住民とのコミュニケーション能力の向上による地域における信頼の醸成を支援します。

- ・ 処理施設設置者に対する維持管理情報のインターネット等による公表義務づけ
- ・ 処理施設設置者に対する施設の定期検査の義務づけ

- ・ 処理業者等に対する法知識や適正処理技術に関する研修， 2 R 推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援講習会の実施
- ・ 処理業者による地域貢献・地域融和の促進（優良認定処理業者の育成）

## ②適正処理に資する産業廃棄物処理施設（最終処分場）の確保

循環的利用の促進に伴い，最終処分される産業廃棄物は減少傾向にあるものの，一定容量の最終処分場の安定的確保は，適正処理を進める上で重要であり，排出事業者に対し減量化・再生利用の更なる向上を促し，最終処分量の抑制に努めつつ，いわゆるストックマネジメント手法による既存施設の有効活用を図り，中長期的な視点で最終処分場の必要な容量確保に努めます。

## 第 4 節 循環型社会構築のための取組

### ①拡大生産者責任制度の構築

県は，循環型社会を形成するためには，拡大生産者責任制度の構築が重要であるとの認識のもと，引き続き国に対し制度の構築を強く要望していきます。

### ②自主管理システムの確立

県は，事業者の自主的な廃棄物処理計画の作成及び排出抑制・循環的利用等の自己評価システムの確立を指導し，自主管理システムの確立を推進します。

### ③環境コミュニケーションの推進

県民，事業者，市町村，県それぞれが，相互に情報提供・交換し，廃棄物に関する課題の認識を全体で共有し，コミュニケーションを通じて協働して循環型社会への取組を進めます。

また，県は，廃棄物の排出・処理状況やその処理による環境負荷，再生品や再生利用技術，県の計画等について，パンフレットやホームページ等を通じて県民や事業者，市町村に情報提供を行います。県及び市町村は，廃棄物に関するイベント，講習会，施設見学会等を開催します。

### ④環境教育・学習の推進

持続可能な循環型社会を構築するためには，早期に環境教育を行うことが重要であることから，小中学校におけるごみ問題に関する出前授業や，親子一緒に取り組む学習をはじめ，環境啓発活動を推進する等，学校や地域等の場における体験や実践を重視する環境教育・学習の普及を図ります。

#### ⑤近隣自治体との連携

循環資源情報交換制度，県認定リサイクル製品の推奨，広報啓発，不法投棄防止，県内外での廃棄物移動状況の管理，技術開発，調査研究，経済的施策の導入等において，近隣自治体と連携して広域的な対応や各種事業の効率化を図ります。

#### ⑥循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築

国が廃棄物処理法に基づく基本方針により定めた「一般廃棄物会計基準」，「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」により，市町村は，現在策定している一般廃棄物処理計画を分析し，一般廃棄物処理システムの改善と新たな目標値の検討を行うこととします。

特に，「一般廃棄物の標準的な分別収集区分」及び「適正な循環的利用・適正処分の方法」を将来的な目標として，一般廃棄物処理システムの再構築を目指すよう県としても技術的助言を行います。

#### ⑦地域特性を活かしたリサイクルシステムの構築支援

間伐材や竹材等の未利用のバイオマス資源を，地域の特性を活かして効率的かつ総合的に利活用するシステムの構築に取り組みます。

#### ⑧環境関連産業の育成

循環型社会の構築はもとより，我が国の成長産業として，環境関連産業の振興のため，事業者が先進的なリサイクル施設の設置に取り組む場合，あるいは熱回収可能な焼却施設を整備する場合等においては，低利融資や補助制度等により積極的に支援します。

### 第5節 非常災害時における廃棄物処理

#### ①災害廃棄物処理計画との連携

南海トラフ巨大地震や近年大型化する傾向にある台風等の大規模災害に起因する災害廃棄物処理について，市町村の定める災害廃棄物処理計画の実施が円滑に進み，速やかな生活環境の回復が図られるよう「徳島県災害廃棄物処理計画」との連携を進めるとともに，広域的な協力体制の構築に努めます。

#### ②情報収集・連絡体制の構築

県は，災害発生時に情報収集・連絡が迅速かつ的確に行えるよう，平常時から，県内市町村をはじめ，関係する行政機関，県外の地方公共団体，民間事業者団体と

の連携体制を整えます。また、災害時は、「災害時情報共有システム」により情報収集を行うとともに、災害対策本部と連携し、災害廃棄物に関する情報を一元管理します。

### ③一般廃棄物処理施設の耐震化等

市町村がごみ処理施設を新設,更新又は改修する際に,情報提供や助言を行い,雨水流入対策や耐震化を促します。

なお,大規模災害時にも施設の稼働を確保することにより,電力供給や熱供給等地域の防災拠点としての活用を図ります。

### ④産業廃棄物処理施設の整備等

大規模災害時における災害廃棄物の処理を想定し,平常時から産業廃棄物の処理業者や処理施設及びその処理能力の把握に努めるとともに,各市町村との情報共有を図ります。

### ⑤処理スケジュールの策定

早期に復旧・復興を果たすため,災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標とし,県,市町村,関係事業者,県民が一体となって処理を進めるため,これに即した処理スケジュールを策定します。

### ⑥仮置場候補地の選定及び管理運営

災害廃棄物等の処理は自区内処理を原則とし,市町村は,平常時において,巨大災害発生に備え,粗選別・保管を行う一時集積所,一時集積所で選別した廃棄物を再選別・保管する二次集積所を想定し,仮置場候補地の選定を進めます。なお,県においては,未利用の県有地や国有地の情報を取りまとめるとともに,市町村における選定が円滑に進むよう支援します。

また,早期の処理を行うため,仮置場での管理,運営についての必要な資機材や人材の確保についても事前に検討を行うよう市町村に対して情報提供を行います。

### ⑦分別・処理・再資源化の徹底

災害廃棄物等の再資源化を積極的に行うことにより,最終処分量を減少させ,最終処分場の延命化を図るとともに,災害廃棄物等の処理期間の短縮を図ります。

### ⑧有害廃棄物・適正処理困難な廃棄物の処理対策

PCB廃棄物保管及び処分状況届出制度,PRTR(化学物質排出移動量届出制度)等により,有害物質の保管状況等を把握するとともに,専門の処理業者へ協力

を要請し，災害発生後速やかに回収・処理ができる環境を整えます。

#### ⑨住民等への啓発・広報

市町村は，災害廃棄物を適正に処理するため，住民や事業者に対し，平常時から分別を徹底するよう広報誌や，ごみ出しカレンダー等を通して意識の啓発等を行います。

- ・ 仮置場への搬入に際しての分別方法
- ・ 腐敗性廃棄物等の排出方法
- ・ 便乗ごみの排出，混乱に乗じた不法投棄等の不適正な処理の禁止
- ・ 感染性廃棄物の取扱い，排出方法

## 第6節 とくしまプラスチックごみ削減プログラム

### 1. プログラム策定の趣旨

「プラスチックごみ」については、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスチック問題が懸念されており、国連のSDGsを達成する上でも大きな課題となっています。

こうした中、国においては、令和元年5月31日に「2030年までに使い捨てプラスチック排出量を25パーセント削減する」との目標を掲げた「プラスチック資源循環戦略」（以下「資源循環戦略」という。）及び、プラスチックごみの海への流出を防ぎ、新たな汚染を生み出さないことに焦点をあてた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、国策としての取組が進められています。

本県においても、循環型社会の構築に向け、関係者団体と連携した「マイバッグ持参運動」や国に先駆けて実施したレジ袋有料化などにより、消費者のライフスタイルの変革を促してきました。

さらに、「環境首都とくしま」として、プラスチックの持続可能な利用と海洋プラスチックごみの削減に向け、これまでの取組を一層加速し、県民総ぐるみの運動を展開していくため、令和2年10月23日に関係する団体と「思い」を一つにした「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行うとともに、「第五期徳島県廃棄物処理計画」において、国の資源循環戦略等も踏まえた、本県における具体的な対策を「とくしまプラスチックごみ削減プログラム」として取りまとめることとしたものです。

### 2. プログラム策定の背景・必要性

#### （1）深刻化するプラスチックごみによる海洋汚染

世界全体では、年間数百万トンを超えるプラスチックごみが海洋に流出していると推計され、このまま対策が講じられない場合は、2050年までに魚の重量を上回ることが予測されています。特に海洋環境における、微少なプラスチックのかけらであるマイクロプラスチックは、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されています。

#### （2）東アジア各国の輸入規制、バーゼル条約による輸出規制

中国が平成29年末にプラスチックごみの輸入を制限して以降、平成30年6月にタイとベトナムが、同年7月にはマレーシアが相次いで規制するなど、東アジア各国でプラスチックごみの輸入規制が進んでいます。

また、改正後のバーゼル条約が令和3年1月から発効することに伴い、プラスチックごみの輸出規制が強化され、汚れが残っていたり、他のごみが混入された廃プラスチックは、原則として輸出できなくなります。

これに伴い、国内でのプラスチックごみの処理量が増加し、処理費の値上げや処理受入基準の厳格化などの状況が生じており、3Rや適正処理の推進などの対応が求められています。

### **(3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による使い捨てプラスチックの需要増**

これまで、使い捨てプラスチックについては、できるだけ使用を控えることや、代替製品への切替を促進してきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、「新たな生活様式」において、衛生目的を中心とした使い捨てプラスチックの需要が増加しています。

そのため、これまで以上に、不必要な使い捨てプラスチックの使用を避けるとともに再生素材や再生可能資源の活用を進めること、及びやむを得ず使用されるものについては、リサイクルなど有効利用を図ることが重要となります。

## **3. 取組内容**

### **【基本方針】**

「循環型社会」の構築を目指し、プラスチックごみの3Rや適正処分などを県民、事業者、市町村及び県が一体となって推進し、第五期徳島県廃棄物処理計画の目標達成を目指します。

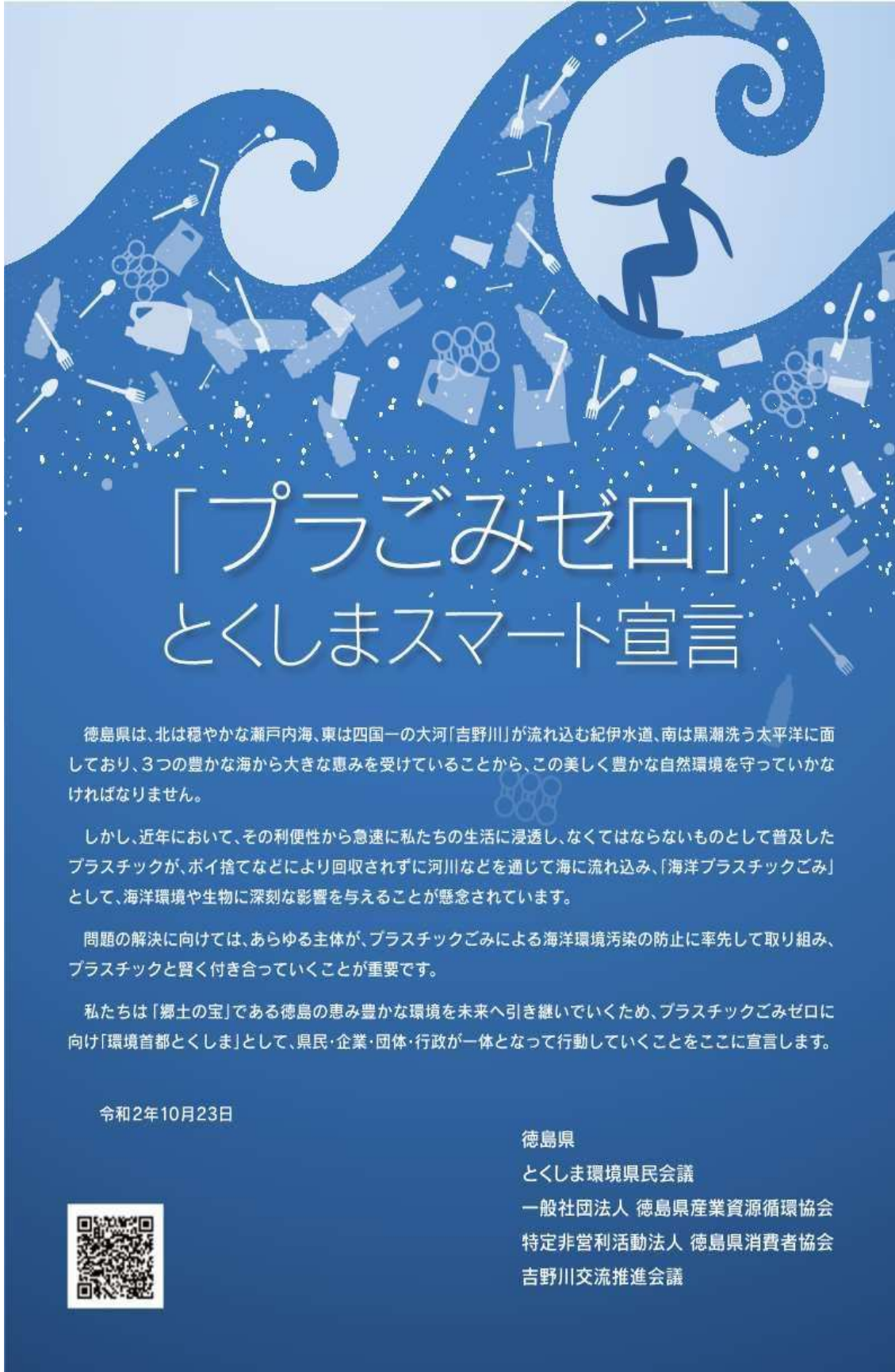
### **【取組内容】**

#### **(1) 県民意識の醸成**

県では、深刻な海洋汚染を招く「プラスチックごみ問題」に対する取組をさらに加速するため、令和2年10月23日に、関係する団体と意思を一つにした「『プラごみゼロ』とくしまスマート宣言」を行いました。

合わせて、この趣旨に賛同する個人や企業・団体それぞれが、「私たちのプラごみゼロ宣言」を行うことにより、「県民総ぐるみ」で「プラスチックごみ問題」に取り組む機運の醸成を図っていきます。





# 「プラスチックゼロ」 とくしまスマート宣言

徳島県は、北は穏やかな瀬戸内海、東は四国一の大河「吉野川」が流れ込む紀伊水道、南は黒潮洗う太平洋に面しており、3つの豊かな海から大きな恵みを受けていることから、この美しく豊かな自然環境を守っていかねばなりません。

しかし、近年において、その利便性から急速に私たちの生活に浸透し、なくてはならないものとして普及したプラスチックが、ポイ捨てなどにより回収されずに河川などを通じて海に流れ込み、「海洋プラスチックごみ」として、海洋環境や生物に深刻な影響を与えることが懸念されています。

問題の解決に向けては、あらゆる主体が、プラスチックごみによる海洋環境汚染の防止に率先して取り組み、プラスチックと賢く付き合っていくことが重要です。

私たちは「郷土の宝」である徳島の恵み豊かな環境を未来へ引き継いでいくため、プラスチックごみゼロに向け「環境首都とくしま」として、県民・企業・団体・行政が一体となって行動していくことをここに宣言します。

令和2年10月23日



徳島県  
とくしま環境県民会議  
一般社団法人 徳島県産業資源循環協会  
特定非営利活動法人 徳島県消費者協会  
吉野川交流推進会議

## (2) 家庭ごみ対策

### ①大規模小売店における店頭回収の支援

使用済みのプラスチックを、可能な限り資源として有効利用するため、大規模小売店を中心に、使用済みの食品トレーやペットボトルなどの店頭回収が行われています。

一方で、回収ボックスには、洗浄されず汚れたままの容器や回収対象以外の家庭ごみが投棄されるなど、心ない消費者による回収ルールを無視した行動が、店頭回収に取り組む店舗にとって大きな負担となっています。

使用済みのプラスチックを資源として有効利用するためには、分別に加え、汚れないきれいな状態で回収する必要があります。

県では、マナーの向上や回収ルールの周知を図るなど、大規模小売店における店頭回収を支援していきます。

### ②分別の徹底によるリサイクルの促進

国の資源循環戦略では、「分ければ資源、混ぜればごみ」の考えに立って、資源化のために必要な分別回収・リサイクル等の徹底を推進するとともに、分別・選別されるプラスチック資源の品質・性状に応じて、材料リサイクル、ケミカルリサイクル、そして熱回収を最適に組み合わせることで、資源有効利用率の最大化を図ることが規定されています。

県では、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力し、分別の徹底によるリサイクルの促進を図ります。

### ③新たな「プラ資源回収」制度の率先導入

家庭のプラスチックごみについては、現在、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」により、市町村がペットボトルやプラスチック製の容器・包装を分別収集しているところですが、国は新たに「プラスチック資源」の区分を設けて市町村に回収を要請する方向で制度設計を進めています。

県内市町村では、容器包装リサイクル法に基づくリサイクルは十分普及しており、この取組は、より一層のリサイクル促進に向けて必要と考えられるため、新制度発足時には、速やかな導入に向けて、一般廃棄物行政を所管する市町村と協力していきます。

### (3) 産業廃棄物対策

東アジア各国による輸入規制や改正バーゼル条約の発効により、プラスチックごみの国内処理量は増大することになりますが、プラスチック資源の回収やリサイクルを拡大していく上で、回収・リサイクル設備の効率性向上と処理能力の確保が不可欠となります。

また、最終処分場の残容量には限りがあるため、プラスチックごみの発生抑制やリサイクル、適正処理により最終処分量を減らす必要があります。このため、県は、(一社)徳島県産業資源循環協会と連携して、3Rの推進に努めていきます。

### (4) 環境保全活動

#### ①環境保全活動の促進

本県では、民間団体や企業がボランティアで行政と連携し、地元の道路や河川、公園などの清掃を行う「アドプト・プログラム制度」が定着し、令和元年度末現在、吉野川や那賀川など、県内で788団体3万6千人が参加し、活動を行っています。

また、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、国の補助金(地域環境対策補助金)を活用して、毎年、海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る施策(環境学習、啓発、調査等)を実施しており、令和元年度は4,294人が参加し、海岸漂着物457.3トンを回収しています。

今後とも、これらの美化活動や陸域でのごみの回収・処理による海洋汚染防止を促進していきます。

#### ②不法投棄撲滅に向けた取組強化

不法投棄の傾向としては、大規模な産業廃棄物の投棄は減少しているものの、夜間や早朝、山間部や河川敷など、人目につきにくい時間帯や場所を狙って、一部の心ない者により、廃家電等の不法投棄や、ペットボトル、空き缶、弁当の空箱等の家庭ごみのポイ捨てが、後を絶たない状況です。

これらの不法投棄物は、生活環境を破壊し、公衆衛生に深刻な影響を与えることはもとより、リサイクルの観点からは、回収しても汚損や品質の劣化が激しいため、資源としての有効利用が著しく困難になります。

県では、行政による監視体制を強化するとともに、県民ボランティアや民間企業の協力を得て、行政と県民が一丸となって不法投棄撲滅に取り組んでおり、今後もその取組を強化していきます。

#### ●行政による監視体制

- ・「環境監視員等」による排出事業者等への「立入調査」及び「巡回監視」
- ・「夜間パトロール」及び「休日パトロール」の実施

- ・「監視カメラ」による不法投棄多発箇所の重点監視
- 県民を挙げての取組
  - ・県民ボランティアである「徳島県不法投棄等撲滅啓発リーダー」による、日常生活圏内の監視活動及び啓発活動
  - ・「不法投棄通報協定」を締結している民間企業等の協力による監視活動

#### (5) 環境学習・教育，消費者教育

プラスチックごみの削減に向け，消費者である県民一人ひとりの意識・行動が変わっていくことが重要と考えられることから，県は，エシカル消費としての「脱使い捨てプラスチック」の流れを加速させるため，

- 「第5回川ごみサミット」（令和元年11月9日）の本県での開催
- 「エコみらいとくしま」の「とくしま環境学習講座」などによる「環境教育」の実施
- 各種イベントを利用した「選択消費」の啓発

などの取組を進めてきました。

今後も，

- 次代を担う子どもたちをターゲットに，家庭ごみの3Rや適正処理が身につく講座やフィールドワークの開催
- 適切な商品選択や廃棄物処理に係る消費者教育の実施

などに取り組んでいきます。

#### (6) プラスチック代替製品の開発・普及促進

県では，「とくしま地域産学官共同研究拠点」を活用し，産官学で技術開発を進めるとともに，中小企業の新製品・新技術の開発などを加速するため，「とくしま経済飛躍ファンド」による支援や，国等の競争的研究開発資金の確保に努め，本県中小企業の「ものづくり」技術を活かした環境に配慮した産業の創出を図っています。令和元年度には，高機能素材関連分野の取組として，県内のものづくり企業と連携し，炭素繊維強化プラスチック（CFRP），セルロースナノファイバー（CNF），バイオプラスチック等を活用した環境負荷低減製品の共同開発を行いました。

また，「プラスチックOURアクション」や「徳島県ワンウェイプラスチック代替製品利用促進補助金」による事業者への直接的支援や新たなマッチング機会の創出を通じて，ビジネス主導による徳島ならではのプラスチック代替製品社会浸透モデルの構築を図っています。

今後とも，プラスチック代替製品の開発・普及促進に努めていきます。

## 第7節 関係者の役割

### (1) 県民の役割

大量消費・大量廃棄型の生活様式を資源循環・環境低負荷型へと見直し、製品やサービスの購入にあたっては環境に配慮したものを選択することにより、廃棄物の発生を抑制し、環境負荷の低減を図ります。また、不要となったものは資源として分別排出し、県及び市町村が実施する廃棄物に関する施策に積極的に協力します。

#### ①もったいない精神を取り入れたライフスタイルの実践

快適性や利便性に重点を置いた大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すとともに、省エネの励行、買い物袋（マイバック）の持参、過剰包装の辞退等環境に配慮した様々なライフスタイルの実践に努めます。

#### ②市町村の集団回収等への協力やグリーン購入の実施

地域で実施されている各種のリサイクルシステム（市町村、町内会等）に対しては、積極的に参加・協力するとともに、物品等の購入にあたっては、エコマーク商品等の環境配慮型製品を優先的に選択するグリーン購入に努めます。

#### ③廃棄物に対する正しい理解

家庭の日常生活から出る生活系一般廃棄物や家屋の改築や建て替え時のように一時的に発生する一般廃棄物はもとより、家屋の解体廃棄物（建設くず、がれき類）、上・下水道汚泥、医療系廃棄物（感染性廃棄物）等県民の生活に密着した事業活動に伴って発生する産業廃棄物の発生及び処理状況を正しく理解し、廃棄物の適正処理並びに処理施設の必要性、発生抑制・再生利用の重要性を認識するよう努めます。

#### ④行政への協力

県民は自らが所有する土地の清潔の保持（土地所有者責任の徹底）に努めるとともに、不適正に処理された廃棄物を発見した土地所有者等は、速やかに県又は市町村に通報を行い、早期の再発防止を図ることに努めます。また、野外焼却や不法投棄等の不適正処理を発見した場合にも、速やかに関係機関に連絡する等、地域の環境保全に主体的に取り組みます。

#### ⑤不法投棄等への地域が一体となった取組の推進

行政（市町村・県）、関係機関と一体となって、地域住民自らが主体的に不法投棄防止等の活動に取り組みます。

## **(2) 事業者の役割**

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならず、原材料の選択や製造過程の工夫等により、自ら排出する廃棄物の排出抑制に努めるとともに、その廃棄物の適正な処理及び再資源化に努めます。また、その産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者等に委託する場合は、自らの責任において優良な処理業者を選択し、その産業廃棄物の処理状況に関する確認を行い、発生から最終処分が終了するまでの一連の処理が適正に行われることを確保します。

なお、物の製造・加工・販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合の排出抑制、循環的な利用等につながる容器包装の簡素化、リサイクルの容易な商品開発、建物の長寿命化等に努めます。

### **①排出抑制及び循環的利用の推進**

原製品や容器等が廃棄物となった場合には適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、原材料の選択や製造工程の工夫を心がけることで、廃棄物の排出抑制に努めます。また、循環型社会形成に重要と認められるものについては、極力自主的に引き取り、循環的な利用を推進するよう努めます。

### **②適正処理の推進と産業廃棄物処理計画の作成**

事業者自らが排出した産業廃棄物の処理を行う場合には、産業廃棄物保管基準、産業廃棄物処理基準等に従い、適正な処理を確保しなければなりません。排出の抑制や循環的な利用を促進した上で、それでもなお残る廃棄物については、数量・性状及び将来見込み等を的確に把握し、計画的かつ安全・適正な処理をします。

### **③マニフェスト使用の徹底**

産業廃棄物処理の委託にあたっては、マニフェストによって発生から最終処分に至るまでの全ての処理工程を的確に把握し管理を徹底します。また、処理業者からのマニフェストが所定の期間内に返送されない場合は、自ら状況把握を行うとともに、速やかに行政に報告します。

### **④適正な処理委託の実施**

廃棄物処理を委託する時は、適正な対価を負担するとともに、優良な廃棄物処理業者を選択することにより不適正処理が行われるリスクを低減する必要があります。

また、廃棄物の処理を委託する場合は、書面による委託契約の締結やマニフェストの使用はもとより、定期的に自らが処理状況を確認すること等によって、産業廃棄物の発生から最終処分に至るまでの一連の処理が適正に行われるよう責任を持たせるようにしていきます。

#### ⑤特別管理廃棄物の適正な保管・処理

特別管理廃棄物については，その性状に応じた適正な処理を確実に行うこととし，処理を委託する場合には，他の廃棄物との分別を徹底する等，委託基準を厳格に遵守しなければなりません。

特に，P C B廃棄物の保管事業者は，定められた処理期限内に適正処理を完了しなければなりません。

高濃度P C B廃棄物の適正処理及び微量P C B混入廃電気機器をはじめとした低濃度P C B廃棄物の把握の推進，適正保管・適正処理に努めます。

#### ⑥処理施設の安定的確保

事業者処理責任の原則のもと，廃棄物の種類や性状に応じた処理施設の整備を進め，廃棄物の減量化，安定化，無害化に努めます。

#### ⑦グリーン購入の促進

製品やサービス等の購入・調達にあたっては，環境負荷の軽減のため，環境保全形製品等の積極的な購入・調達に努めます。

#### ⑧行政への協力

県や市町村等が実施する廃棄物等の各種調査に協力し，的確な情報提供を行うとともに，廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

#### ⑨環境に配慮した事業活動

環境管理システム（I S O 14001 等）を積極的に導入し，製造・販売等環境に配慮した事業活動の展開に努めます。

### （３）処理業者の役割

万全の環境保全対策を講じ，廃棄物の適正な処理・保管，処理施設の適正な維持管理を行うとともに，可能な限りの循環的利用に努め，循環型社会構築に向けた一翼を担います。

#### ①適正処理の推進

排出事業者から産業廃棄物処理を受託する場合には，マニフェストにより産業廃棄物の種類や性状，適正処理にあたっての注意事項等必要な情報を得た上で，書面による契約を行い，廃棄物処理法で定める処理基準に従って，適正な処理をします。

## ②適正な再生利用のための技術開発

多種多様な廃棄物を適正に再生利用するため、選別技術の向上や再生品の品質の安定化、高品質化及び低コスト化を図る等、再生品の利用を促進するための技術開発を推進します。

## ③特別管理廃棄物の処理

P C B廃棄物、感染性廃棄物等の「特別管理廃棄物」については、特に高い注意義務を持って、その性状に応じた適正な処理を確実に行う必要があります。

## ④減量化・リサイクルの促進

産業廃棄物の処理の委託にあたっては、許可の範囲内で、再使用、再生利用等リサイクルが可能なものは、極力その有効利用を図られるよう努めます。

## ⑤周辺環境への配慮と信頼性の向上

処理施設の設置にあたっては、周辺環境及び地域住民の生活環境に影響を及ぼさないよう万全の対策を講じるものとし、計画の段階から地域住民の理解と協力が得られるよう十分な情報開示と説明に努めます。また、処理施設の維持管理情報の主体的な公表を行い、地域住民に対する信頼性の向上に努めます。

## ⑥計画的な事業経営

排出事業者との緊密な情報交換に努め、産業廃棄物処理の最新の動向を十分に把握し、長期的な展望に立って計画的な事業経営を図り、経営基盤の強化に努めます。

## ⑦行政への協力

県や市町村等行政が実施する廃棄物等の各種調査に協力し、的確な情報の提供を行うとともに、廃棄物処理に関する施策に対して積極的に協力します。

## (4) 市町村の役割

一般廃棄物処理の事業主体として適正処理に努めるとともに事業の効率化を図り、効率的な資源回収システムを整備して、廃棄物の発生抑制・循環的利用及び減量化を徹底します。また、県民・事業者が排出抑制・循環的利用及び減量化を推進するための仕組みを整備します。

## ①住民や事業者による取組の支援

住民の自発的な環境学習や、環境N P Oの活動支援、事業者による環境管理システムの導入促進、エコイベントやエコショップの普及等地域の住民や事業者の自主



的な取組を支援するための仕組みづくりを積極的に行います。

また、家庭ごみをごみ集積場所（ステーション）へ運ぶことが困難な高齢者等を支援するため、収集作業員が個別訪問し、家庭ごみ等を収集する「ふれあい収集」の導入を推進します。

## ②グリーン購入の促進

環境配慮型製品等の需要拡大を支援するため、物品やサービスの購入にあたっては、グリーン購入を奨励します。

## ③一般廃棄物とのあわせ処理

市町村の行政区域内から発生した産業廃棄物のうち、一般廃棄物と合わせて処理することが可能なものであって、地域の環境保全や地域産業の育成等公益上の観点から必要と認められる場合には、処理施設的能力、実情に応じて「一般廃棄物処理計画」における位置付けを明確にした上で、適正な処理費用を徴収しながら、その適正処理に努めます。

## ④公共事業等に係る廃棄物の適正処理

市町村が行う病院事業や上・下水道事業から排出される産業廃棄物については、民間事業者のモデルとなるよう、適正な処理、リサイクルの推進に努めます。

## ⑤不法投棄防止対策

廃棄物の不法投棄の未然防止と早期発見を図るため、県をはじめ関係機関とも連携しながら、定期的な監視活動を行う等、不法投棄防止策を積極的に講じます。

## （５）県の役割

県民、事業者、市町村等に廃棄物の排出抑制・循環的利用及び減量化に関する情報提供等の支援を行います。また、効率的な回収・資源化システムを構築するとともに、広域化処理の推進により、環境保全対策の徹底と効率的な処理システムを構築していきます。

### ①徳島県廃棄物処理計画

県民、事業者、市町村等に本計画を周知・啓発するとともに、基本施策を着実に進め、各主体の自主的な取組を促し、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処分を推進します。

## ②市町村との連携・協力

市町村が行う廃棄物の循環的利用や減量化に向けた取組に協力・支援を行います。

また、市町村が実施する廃棄物処理対策に対して情報提供や技術的援助としての助言に努めます。

## 第7章

# 計画の進行管理



## 第7章 計画の進行管理

### 第1節 推進体制及び進行管理

#### 1. 推進体制・進行管理

この計画の目標達成のため、「とくしま環境県民会議」及び同会議の「クリーン・リサイクル推進部会」と連携するとともに、県民、事業者、市町村、及び県がそれぞれの役割分担や責任のもと、循環型社会形成に向け、積極的な取り組みを推進します。

また、本計画の計画管理及び事後評価については、PDCAサイクル（Plan【計画】、Do【施策の実施】、Check【達成状況の確認】、Action【事業の見直し】）により、継続的な改善を図っていくものとします。





## 補章 1

# 徳島県食品ロス削減推進計画





## 補章 1 徳島県食品ロス削減推進計画

### 第 1 節 計画策定の趣旨

本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品が、生産から消費等に至る各段階において日常的に廃棄され大量の食品ロスが発生しています。平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、食糧廃棄の減少が位置付けられ、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国においても、食品ロスの削減を推進するため、令和元年 5 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置づけました。本県においては、令和元年 10 月、「食品ロスの削減の推進に関する法律」制定後初となる「食品ロス削減全国大会」を徳島市とともに開催し、食品ロスの削減に向けた取組を加速させているところです。

食品ロスの削減については、県、市町村、事業者、消費者等のあらゆる主体が連携し、それぞれの立場でこの課題に取り組み、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要です。

こうした状況を踏まえ、さらなる食品ロスの削減の推進を図るため、本計画に「徳島県食品ロス削減推進計画」を定め、「食品ロスの削減の推進に関する法律」第 12 条に基づく計画として位置づけます。

## 第2節 本県における食品ロスの現状

### 1. 食品ロスの発生状況

平成29年度の県内で排出される食品ロスは3.2万tであり、そのうち約60%にあたる1.9万tが家庭から、残りの40%にあたる1.3万tが食品関連事業者から排出されており、全国の食品ロスに占める家庭からの排出割合、約46%に対して家庭からの排出割合が高いのが特徴となっています。

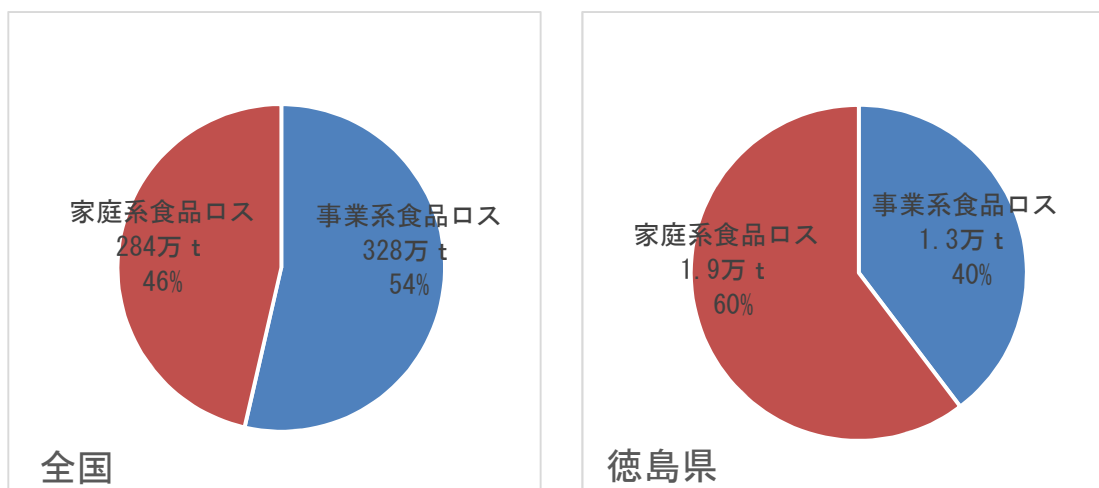


図45 全国、徳島県の食品ロス発生量（平成29年度）

### 2. 事業系食品ロスの発生状況

事業系食品ロスの発生状況を見ると、全国より食品小売業から発生する割合が約2倍となっています。

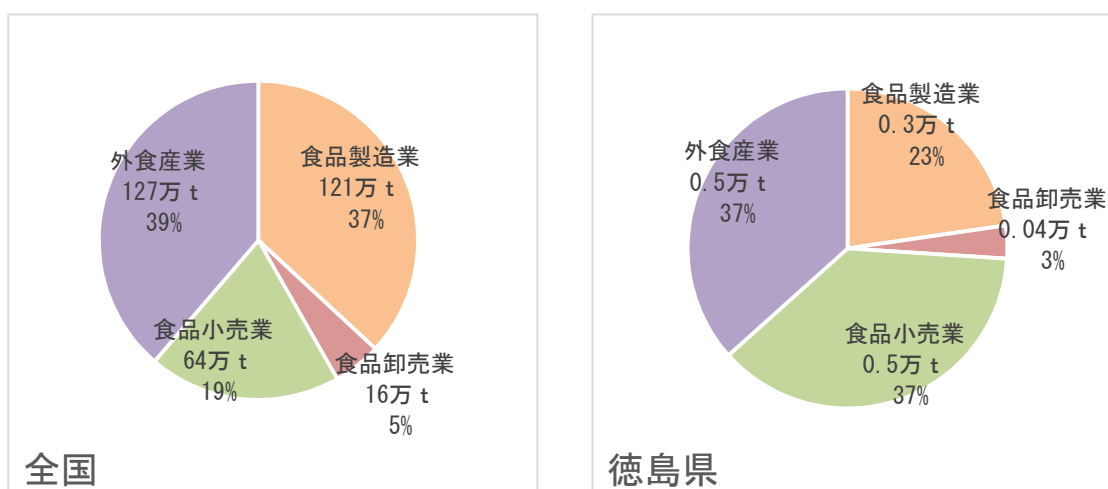


図46 全国、徳島県の事業系食品ロス発生量（平成29年度）

### 3. 家庭系食品ロスの発生状況

1人あたりの家庭系食品ロスの発生量が26 kg/年となっており、全国の1人あたりの家庭系食品ロスの発生量22kg/年と比較して4 kg/年（約18%）多くなっています。

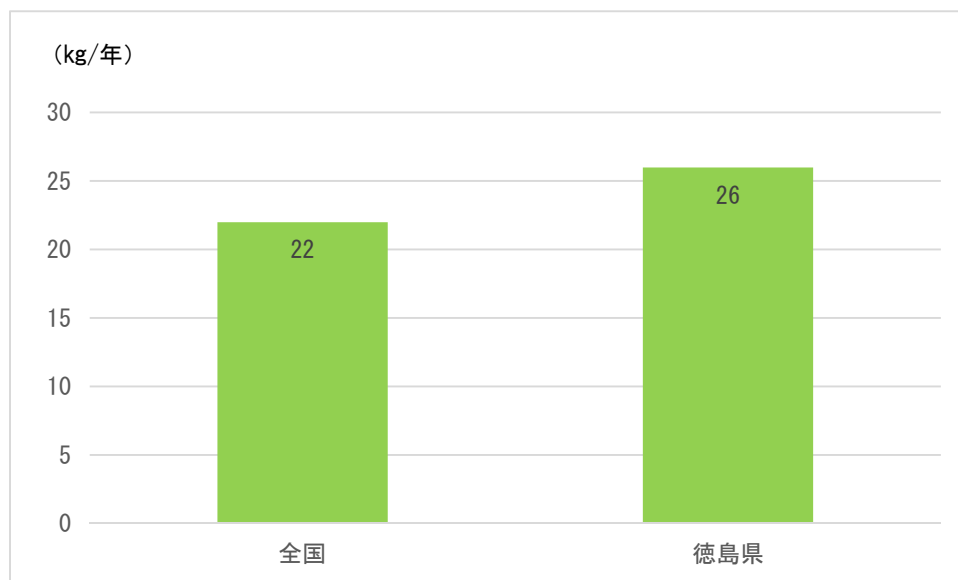


図 47 年間1人あたりの家庭系食品ロス発生量（平成29年度）

#### 4. 食品ロスに関する県民意識調査結果

食品ロスに対する認知度を高め食品ロスの削減に向けた取組を進めるため、食品ロスに対する県民意識調査を実施しました。詳細は下記のとおりです。

##### 《調査の概要》

調査期間：令和2年10月15日～令和2年10月28日

調査対象：オープンとくしま e-モニター（199名）

回答状況：回答者数173名（回答率86.9%）

##### 【調査結果概要】

食品ロスに関する認知度	
食品ロスの認知割合	94.2%
賞味期限と消費期限の違いの認知割合	80.9%
食品購入時、賞味期限、消費期限を気にしている人の割合	88.5%
食品ロスが温室効果ガス発生につながることの認知度	79.8%
フードドライブの認知度	71.1%
食品ロスの約半分以上が家庭から発生していることを知っている人の割合	48.6%

食品ロスの削減に向けて個人が実践している取組	
食材を買いすぎない	75.7%
外食時には食べきれぬ量だけ注文する	61.3%
定期的に冷蔵庫の中身をチェックしている	50.9%
食べることができる量を考えて料理を作る	48.0%
一度にたくさん手に入った野菜等は、おすそ分けしている	39.9%
残った料理をリメイクして食べる	35.3%
あらかじめ立てておいた献立に合わせた買い物をする	24.3%
野菜の皮をむきすぎない等、可食部分を無駄にせず料理に使っている	23.1%
スーパー等の棚の奥にある商品ではなく、手前にある賞味期限の短い商品から積極的に購入する	17.3%
特になし	2.3%

発生した食品ロスについて心がけていること	
生ごみは水気を切ってから出す	62.4%
特になし	23.7%
食品ロスとなってしまった食材や料理は、堆肥化して自ら使用する	20.2%
賞味期限が残っている食材は「フードバンク」や「こども食堂」に寄付する	10.4%

食品ロスを減らすために、今後取り組んでみたいこと	
外食時には、食べきれぬ量だけ注文する	54.3%
冷蔵庫の中にある食材だけで料理する日を設定する	51.4%
食べきれぬ量を考えて料理を作る	50.9%
一度にたくさん手に入った野菜等は、おすそ分けする	38.7%
あらかじめ献立を作り、計画的に買い物をする	37.0%
野菜の皮をむきすぎない等、可食部分を無駄にしない	32.9%
エコクッキング、リメイク料理教室に参加して、食材や料理を無駄にしないレシピを学ぶ	24.9%
賞味期限が残っている余った食材は、「フードバンク」や「こども食堂」に寄付する	23.7%
スーパー等の棚の奥にある商品ではなく、手前にある賞味期限の短い商品から積極的に購入する	17.9%
「3010運動」に参加する	13.9%

### 第3節 推進事項及び施策

#### 1. 教育及び学習の振興・普及啓発等

各種講座や体験教室の開催、小中学校・児童館及び放課後児童クラブの児童・生徒を対象とした環境学習出前講座を実施します。また、食品ロスマイスターや環境アドバイザーの派遣、「おいしい徳島！食べきり運動」等、食品ロス削減推進キャンペーンの実施による普及啓発を行います。



## 2. 食品関連事業者等の取組に対する支援

「とくしま食べきるんじょ協力店」への登録を促進し、食品関連事業者が取り組む事例の周知を図るほか、食品関連事業者と一体となった消費者啓発の実施を行います。



### 3. 表彰

食品ロスの削減に積極的に取り組む事業者・団体，県民等の表彰を行い，その取組を広報します。

### 4. 実態調査及び調査・研究の推進

食品ロスの発生状況実態調査や研究を実施し，内容や発生要因等を分析することにより効果的な食品ロスの削減対策を実施します。また，定期的な県民アンケートの実施による食品ロスに取り組む県民割合の把握を行います。

### 5. 情報の収集及び提供

先進的な取組や優良事例を収集し，県民や事業者に広報するとともに，SNSの活用や動画配信による幅広い世代に対する情報提供を行います。

### 6. 未利用食品を提供するための活動の支援等

ICTを活用した「フードバンク・システム」により，フードバンク活動拡充の支援を行います。また，フードドライブ活動についての積極的な広報による認知度向上を図り，その取組の拡大を推進します。

## 第4節 各主体の役割

### 1. 消費者

食品ロスの削減の必要性について理解を深め，日々の生活の中で自らができることを1人ひとりが考え行動します。また，過度な鮮度志向の見直しや賞味期限・消費期限が近い商品の優先購入等を行うことで，事業者の食品ロス削減等の取組を支援します。

### 2. 農林漁業者

規格外や未利用の農林水産物の有効利用を促進します。

### 3. 食品製造業者

食品原料の無駄のない利用，製造工程，出荷工程における適正管理，鮮度保持を促進します。また，製造方法の見直しや容器包装の工夫等による賞味期限の延長に取り組むとともに，賞味期限表示の大括り化を推進します。

#### **4. 食品卸売・小売業者**

納品期限の緩和や需要予測の高度化等による適正発注の推進や商習慣の見直し、天候等を考慮した需要予測に基づく仕入れ、販売等の工夫、季節商品の予約制等、需要に応じた販売を促進します。また、賞味期限、消費期限に近い食品を売り切るための取組のほか、少量販売等、消費者が使いきりやすい工夫を促進します。

#### **5. 外食事業者**

天候や消費者特性を考慮した仕入れや、食べきれぬ量を選択できる仕組み等の導入を推進します。また、消費者の「自己責任」を前提に、衛生上の注意事項を説明したうえで、可能な範囲で持ち帰りに協力を行います。

#### **6. 農林漁業者・食品関連事業者以外の事業者**

食品ロスの状況と、その削減の必要性について理解を深め、社員等への啓発を行う等、食品ロスの削減に向けた取組を推進します。

#### **7. 関係団体等**

消費者団体やNPO等は、これまでに培ってきたネットワーク等を活用し、県や市町村等と連携をしながら、県民や事業者に対し、積極的な普及啓発活動等を行います。

#### **8. 県・市町村**

自ら率先して食品ロスの削減へ向けた取組を行い、県民や事業者等の取組に対し、積極的な支援を行います。



## 第5節 目標設定

徳島県食品ロス削減推進計画の目標は以下のとおりです。

### 1. 平成29年度（2017年度）比で令和12年度（2030年度）までに食品ロスを25%削減

	現状 平成29年度 (2017年度) 推計値 (t)	目標 令和12年度 (2030年度) (t)
事業系食品ロス	12,713	9,535
家庭系食品ロス	19,322	14,491
計	32,035	24,026

### 2. 食品ロス削減の啓発活動実施数（累計）

	現状 令和元年度	目標 令和7年度
啓発活動実施数	39	90

### 3. 「とくしま食べきるんじょ協力店」店舗数（累計）

	現状 令和元年度	目標 令和7年度
協力店舗数	63	120

### 4. 小中学生に対する出前授業実施数（累計）

	現状 令和元年度	目標 令和7年度
出前授業実施数	3	21



## 補章 2

# ごみ処理の広域化・集約化計画



## 補章 2 ごみ処理の広域化・集約化計画

### 第 1 節 計画の趣旨

本県では、「ごみ処理の広域化計画について」（平成 9 年 5 月 28 日付け衛環第 173 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）で示された国の方針に基づき、平成 10 年 5 月に「徳島県ごみ処理広域化計画」（以下「前計画」という。）を策定し、スケールメリットによる高性能な施設整備と、それに伴い可能となる高度な環境保全対策により「ごみ処理施設」から排出される排ガス中のダイオキシン類の削減等を図るため、県下全域を「6 ブロック」に分け、各ブロックにおける施設整備の動向も見ながら、「ごみ処理の広域化」を推進・支援してきたところであり、これまでの主な成果としては、平成 17 年 8 月に「東部 3 ブロック」の「中央広域環境施設組合」において、前計画に基づく処理能力が日量 120 t の溶融炉が整備されたことが挙げられます。

また、平成 17 年度に創設された施設整備費等の支援制度である「循環型社会形成推進交付金制度」においては、交付対象要件を原則として「人口 5 万人以上又は面積 400 ㎤以上の計画対象地域を構成すること」とし、交付対象事業を実施しようとする市町村に対して、「地域計画」に「ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況」の記載を求めると等、循環型社会形成推進交付金の交付等を通じた広域化・集約化の推進が行われています。

こうした中で、国は新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成 31 年 3 月 31 日付け環循適発第 1903293 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課町通知。以下、「環境省通知」という。）を発出し、

- ①持続可能な適正処理の確保
- ②気候変動対策の推進
- ③廃棄物の資源化・バイオマス利活用の推進
- ④災害対策の強化
- ⑤地域への新たな価値の創出

の観点から、都道府県に対し、管内市町村と密に連携して、令和 3 年度末を目処に、持続可能な適正処理の確保に向けた新たな「広域化・集約化計画」の策定を求めているところと見られます。

以上のことから、県としては、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築に向けて、市町村と連携して広域的かつ計画的にごみ処理施設の整備を推進するため、「第五期徳島県廃棄物処理計画」策定に併せて、環境省通知で示された国の方針に基づき「広域化・集約化計画」を改定することとしました。

## 第2節 計画期間

計画期間を原則として令和3年度から令和12年度までの10か年とします。

## 第3節 前計画の点検・評価

### 1. 計画期間

原則として平成10年度から平成19年度までの10年間。但し、既存施設の耐用年数を考慮し、必要に応じて平成29年度までの実施について検討するとしています。

### 2. ブロック区割り

地理的・社会的条件を勘案し、100t/日以上全連続式ごみ焼却施設を設置できるよう、広域化ブロック区割りを設定しています。

表31 前計画のブロック区割り

ブロック名	人口(万人)	面積(km <sup>2</sup> )	構成市町村・一部事務組合等
徳島市	26.4	191.2	徳島市
東部1ブロック	9.3	468.7	小松島市, 勝浦町, 上勝町, 佐那河内村, 石井町, 神山町
東部2ブロック	12.9	173.4	鳴門市, 松茂町, 北島町, 藍住町
東部3ブロック	12.1	405.9	吉野川市(鴨島町, 川島町, 山川町, 美郷村), 阿波市(吉野町, 土成町, 市場町, 阿波町), 板野町, 上板町, 中央広域環境施設組合
南部ブロック	12.4	1,500.2	阿南市(阿南市, 那賀川町, 羽ノ浦町), 那賀町(鷺敷町, 相生町, 上那賀町, 木沢村, 木頭村), 牟岐町, 美波町(由岐町, 日和佐町), 海陽町(海南町, 海部町, 穴喰町), (阿南市外二町衛生組合, 丹生谷環境衛生組合), 海部郡衛生処理事務組合
西部ブロック	10.8	1,406.3	美馬市(脇町, 美馬町, 穴吹町, 木屋平村), 三好市(三野町, 池田町, 山城町, 井川町, 東祖谷山村, 西祖谷山村), つるぎ町(半田町, 貞光町, 一字村), 東みよし町(三好町, 三加茂町), 美馬環境整備組合, みよし広域連合, (三好郡行政組合)

※( )内は、前計画策定時点(平成10年5月)の市町村・一部事務組合等



図 48 前計画のブロック区割り

※市町村名は、平成 16 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに行われた市町村合併後の市町村名を反映しています。

### 3. ブロック別ごみ排出量等の推移

ブロックごとのごみ排出量等の推移は、下記のとおりです。

表 32 ブロックごとのごみ排出量

ブロック名	年度	人口 (人)	ごみ排出量		
			(t/年)	家庭系ごみ (t/年)	事業系ごみ (t/年)
徳島市	H10	264,471	126,650	79,813	46,837
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	260,465	117,122	81,261	35,861
		98.5	92.5	101.8	76.6
	H29	255,380	98,123	66,979	31,144
		96.6	77.5	83.9	66.5
東部1ブロック	H10	92,701	31,035	25,588	5,447
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	86,896	29,194	22,788	6,406
		93.7	94.1	89.1	117.6
	H29	79,714	25,697	20,171	5,526
		86.0	82.8	78.8	101.5
東部2ブロック	H10	129,729	51,670	36,885	14,785
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	133,077	49,441	38,952	10,489
		102.6	95.7	105.6	70.9
	H29	132,139	42,861	33,463	9,398
		101.9	83.0	90.7	63.6
東部3ブロック	H10	121,068	30,023	25,450	4,573
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	116,545	36,751	28,827	7,924
		96.3	122.4	113.3	173.3
	H29	106,256	33,699	24,059	9,640
		87.8	112.2	94.5	210.8
南部ブロック	H10	123,527	38,268	29,810	8,458
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	116,173	41,379	34,761	6,618
		94.0	108.1	116.6	78.2
	H29	103,784	36,918	30,600	6,318
		84.0	96.5	102.7	74.7



西部ブロック	H10	107,467	27,419	23,978	3,441
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	95,039	30,786	25,362	5,424
		88.4	112.3	105.8	157.6
	H29	80,945	24,560	19,317	5,243
		75.38	89.6	80.6	152.4
県全体	H10	838,963	305,065	221,524	83,541
		100.0	100.0	100.0	100.0
	H19	808,195	304,673	231,951	72,722
		96.3	99.9	104.7	87.0
	H29	758,218	261,858	194,589	67,269
		90.4	85.8	87.8	80.5

※下段は、H10 を 100 とした場合の指数比較

#### 4. 「ごみ焼却施設数」の目標値と実績値

ブロックごとのごみ焼却施設数の目標値と実績値を以下に示します。

表 33 ブロックごとのごみ焼却施設数

処理能力	徳島市				東部1ブロック				東部2ブロック				東部3ブロック			
	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29
30t/日未満						2	1			3	2	2		2		
30~50t/日						1	1	1		1	1	1		1	1	
50~100t/日						1	1	1		1	1	1		1		
100~200t/日		2	2	2	1								1		1	1
200~300t/日									1							
300~600t/日	1															
合計施設数	1	2	2	2	1	4	3	2	1	5	4	4	1	4	2	1
処理能力	南部ブロック				西部ブロック				県全体							
	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29	目標値	H10	H19	H29				
30t/日未満		1	1	1		3	1			11	5	3				
30~50t/日										3	3	2				
50~100t/日		1	1	2		2	2	2		6	5	6				
100~200t/日		1	1		1				3	3	4	3				
200~300t/日	1								2							
300~600t/日									1							
合計施設数	1	3	3	3	1	5	3	2	6	23	17	14				

## 5. 評価

前計画策定時（平成 10 年度）と計画終了時（平成 29 年度）を比較すると、人口は「東部 2 ブロック」を除いて減少しており、また、ごみの排出量も「東部 3 ブロック」を除いて減少傾向にあります。市町村の厳しい財政状況や廃棄物処理に係る担い手不足を考慮すると、従来の廃棄物処理体制の継続が困難になることが懸念されます。そのため、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要です。

前計画の主な成果として、平成 17 年 8 月に「東部 3 ブロック」の「中央広域環境施設組合」において、前計画に基づき処理能力が日量 120t の熔融炉が整備されたことが挙げられます。

県内のごみ焼却施設数は、平成 10 年度の 23 施設から平成 29 年度には 14 施設と約 4 割減少し、特に処理能力が日量 30t 未満の施設は 11 施設から 3 施設へと約 7 割減少しています。また、現在、処理能力が日量 30t 未満の 3 施設のうち 2 施設及び処理能力が日量 30t 以上 50t 未満の 2 施設のうち 1 施設について、広域化・集約化計画が進められているところです。

以上のことから、前計画は広域化・集約化に一定の役割を果たしたものと考えられますが、一方で、現在、徳島東部地域において前計画のブロック区割りを超えた枠組みで広域化・集約化計画が進められています。広域化・集約化計画の策定や改定にあたっては、一般廃棄物処理施設の整備主体となる市町村の実情や意向を十分踏まえて行う必要があることから、徳島東部地域を 4 ブロックに分割した前計画のブロック区割りをそのまま維持することが適切かどうかについて、広域化・集約化に向けた取り組みをかえって阻害するおそれがないかとの観点から十分な検討が必要であると考えられます。

## 第4節 人口及びごみ排出量の将来予測

### 1. 人口

#### ○県全体の人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
徳島市	258,554	252,141	244,088	235,296	225,802	215,625	205,058
鳴門市	59,101	56,335	53,262	50,094	46,773	43,292	39,852
小松島市	38,755	36,657	34,437	32,122	29,691	27,191	24,773
阿南市	73,019	69,672	66,093	62,355	58,484	54,467	50,622
吉野川市	41,466	38,936	36,284	33,594	30,878	28,076	25,283
阿波市	37,202	34,805	32,347	29,910	27,507	25,011	22,588
美馬市	30,501	28,374	26,192	24,133	22,161	20,141	18,104
三好市	26,836	23,767	20,963	18,427	16,129	13,972	11,931
勝浦町	5,301	4,802	4,317	3,854	3,424	3,002	2,607
上勝町	1,545	1,351	1,169	1,008	869	744	643
佐那河内村	2,289	2,072	1,860	1,651	1,452	1,257	1,073
石井町	25,590	24,968	24,194	23,310	22,326	21,221	20,086
神山町	5,300	4,553	3,886	3,315	2,816	2,367	1,960
那賀町	8,402	7,367	6,387	5,489	4,678	3,920	3,223
牟岐町	4,259	3,723	3,228	2,772	2,342	1,946	1,603
美波町	7,092	6,378	5,690	5,052	4,454	3,915	3,415
海陽町	9,283	8,185	7,144	6,203	5,345	4,538	3,810
松茂町	15,204	15,025	14,869	14,568	14,177	13,702	13,147
北島町	22,446	23,022	23,335	23,403	23,288	22,980	22,565
藍住町	34,626	35,403	35,741	35,750	35,365	34,628	33,707
板野町	13,358	12,608	11,804	10,966	10,105	9,192	8,277
上板町	12,039	11,310	10,535	9,750	8,947	8,102	7,276
つるぎ町	8,927	7,555	6,355	5,324	4,423	3,628	2,938
東みよし町	14,638	14,078	13,500	12,888	12,250	11,557	10,829
合計	755,733	723,087	687,680	651,234	613,686	574,474	535,370

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本将来推計人口（平成30年（2018年）推計）」より

○東部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
徳島市	258,554	252,141	244,088	235,296	225,802	215,625	205,058
鳴門市	59,101	56,335	53,262	50,094	46,773	43,292	39,852
小松島市	38,755	36,657	34,437	32,122	29,691	27,191	24,773
吉野川市	41,466	38,936	36,284	33,594	30,878	28,076	25,283
阿波市	37,202	34,805	32,347	29,910	27,507	25,011	22,588
勝浦町	5,301	4,802	4,317	3,854	3,424	3,002	2,607
上勝町	1,545	1,351	1,169	1,008	869	744	643
佐那河内村	2,289	2,072	1,860	1,651	1,452	1,257	1,073
石井町	25,590	24,968	24,194	23,310	22,326	21,221	20,086
神山町	5,300	4,553	3,886	3,315	2,816	2,367	1,960
松茂町	15,204	15,025	14,869	14,568	14,177	13,702	13,147
北島町	22,446	23,022	23,335	23,403	23,288	22,980	22,565
藍住町	34,626	35,403	35,741	35,750	35,365	34,628	33,707
板野町	13,358	12,608	11,804	10,966	10,105	9,192	8,277
上板町	12,039	11,310	10,535	9,750	8,947	8,102	7,276
合計	572,776	553,988	532,128	508,591	483,420	456,390	428,895

○南部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
阿南市	73,019	69,672	66,093	62,355	58,484	54,467	50,622
那賀町	8,402	7,367	6,387	5,489	4,678	3,920	3,223
牟岐町	4,259	3,723	3,228	2,772	2,342	1,946	1,603
美波町	7,092	6,378	5,690	5,052	4,454	3,915	3,415
海陽町	9,283	8,185	7,144	6,203	5,345	4,538	3,810
合計	102,055	95,325	88,542	81,871	75,303	68,786	62,673

○西部ブロックの人口の将来予測

構成市町村	総人口（人）						
	平成 27年	令和 2年	令和 7年	令和 12年	令和 17年	令和 22年	令和 27年
美馬市	30,501	28,374	26,192	24,133	22,161	20,141	18,104
三好市	26,836	23,767	20,963	18,427	16,129	13,972	11,931
つるぎ町	8,927	7,555	6,355	5,324	4,423	3,628	2,938
東みよし町	14,638	14,078	13,500	12,888	12,250	11,557	10,829
合計	80,902	73,774	67,010	60,772	54,963	49,298	43,802

## 2. ごみ排出量

ごみ排出量の予測値は、各自治体の過去の実績（ごみ排出量）の傾向（トレンド法）をもとに算出する推計式により将来推計を行い、その後、各ブロックを構成する自治体の予測値を積み上げています。なお、各自治体のごみ減量化やリサイクル率向上に向けた施策等の影響は反映していません。

### ○県全体のごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	261,417	255,099	244,119	235,138	227,606	221,173	215,547
家庭系ごみ	194,138	187,795	176,815	167,985	160,691	154,537	149,250
事業系ごみ	67,279	67,304	67,304	67,153	66,915	66,636	66,297

### ○東部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	200,410	194,962	186,193	179,041	173,062	167,969	163,521
家庭系ごみ	144,778	139,802	131,813	125,413	120,145	115,714	111,917
事業系ごみ	55,632	55,160	54,380	53,628	52,917	52,255	51,604

### ○南部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	36,672	36,067	34,663	33,506	32,528	31,686	30,948
家庭系ごみ	30,369	29,403	27,428	25,830	24,501	23,375	22,402
事業系ごみ	6,303	6,664	7,235	7,676	8,027	8,311	8,546

### ○西部ブロックのごみ排出量の将来予測

	平成 30 年 度実績値 (t/年)	ごみ排出量予測 (t/年)					
		令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 27 年
ごみ排出量	24,335	24,070	23,263	22,591	22,016	21,518	21,078
家庭系ごみ	18,991	18,590	17,574	16,742	16,045	15,448	14,931
事業系ごみ	5,344	5,480	5,689	5,849	5,971	6,070	6,147

## 第5節 広域化ブロック区割りの設定

### 1. 設定見直しの基本的な考え方

環境省通知では

- 前計画のごみ処理施設数の推移やブロックごとの進捗状況評価等
- 人口及びごみの排出量等の将来予測（廃棄物処理施設は、整備後数十年にわたり地域において継続使用・管理されるものであることを踏まえ、現在の廃棄物処理の状況を把握しつつ、20～30年後の人口及びごみ排出量等を予測し、考慮すること）

をもとに、災害廃棄物処理体制、これまでの広域化の進捗状況、市町村合併の状況等を考慮し、ブロック区割りの設定を見直すこととされています。

また、同通知において、人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましいことから、ブロック区割り等の検討の際に考慮することとされており、さらに、「広域化・集約化に係る手引き」（令和2年6月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課）では、市町村の実状や意向を踏まえて策定又は改定するべきとされています。

県としては、一般廃棄物の整備主体となる市町村の実状や意向を十分尊重することを前提として、環境省通知で示された国の方針に基づき、前計画のブロック区割り設定の見直しが必要かどうかを検討することとします。

### 2. 設定見直しの検討

本章第4節のとおり、本県の人口は減少局面に入っており、ごみの総排出量も3Rの推進による効果も加わり減少傾向にあります。さらに、市町村の厳しい財政状況や廃棄物処理に係る担い手不足を考慮すると、従来の廃棄物処理体制の継続は困難になることが懸念されるため、中長期的な視点で安定的・効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要となります。

ごみ処理施設の整備費用、処理費用、維持管理費用や運営に必要な人員等にはスケールメリットが働くことから、処理能力の合計が等しい場合には、小規模な施設を複数整備するよりも、集約した施設を整備の方が、人件費を含む費用の総額はより安価となります。

一方で、ブロック区割り設定見直しにあたっては、「地理的条件」についても十分考慮することが重要です。ごみ処理施設の立地によっては、広域化・集約化に伴い収集運搬距離が増加し、収集運搬費用が増加する市町村が出てくる可能性があります。こ

の場合には、収集方式の工夫、中継施設の設置等を含め、効率的な収集運搬体制を構築する必要があります。

前計画では、県内を「徳島市」、「東部1ブロック」、「東部2ブロック」、「東部3ブロック」、「南部ブロック」及び「西部ブロック」の「6ブロック」に区割りしていましたが、徳島市単独でのブロック区割りの設定は、「人口の多い都市については、地域の中核となり、積極的に周辺市町村と協力して広域化・集約化を推進することが望ましい」とする環境省通知に示された国の方針にそぐわないものとなっています。

さらに、現在東部地域では、徳島市、小松島市（東部1ブロック）、勝浦町（同）、石井町（同）、松茂町（東部2ブロック）及び北島町（同）の2市4町により、前計画の広域化ブロック区割りを超えた枠組みで広域化・集約化計画が進められています。

ブロック区割りは、ごみ処理施設の整備について、特定の施設や場所を念頭に置いて設定されたものではなく、具体的な施設整備にあたっては、広域処理を計画する市町村が、地域の特性や実状に照らし、十分な協議を行い推進されるべきものであることを考慮すると、東部地域を4ブロックに分割した前計画の設定をそのまま維持すべき必要性は乏しく、広域化・集約化に向けた取組をかえって阻害するおそれがあると考えられます。

また、地理的にも、東部圏域を4ブロックに分割した前計画の設定を維持すべき理由はないことから、前計画の東部圏域4ブロックを「東部ブロック」として一つに統合することが妥当です。

前計画の「南部ブロック」及び「西部ブロック」については、前計画のブロック区割りの設定を見直すべき特段の事情はないものと考えられます。





表 34 本県の広域化におけるブロック割りの詳細

ブロック名	構成市町村	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）
東 部	徳島市	254,652	191.39
	鳴門市	55,438	135.66
	小松島市	36,207	45.37
	吉野川市	38,826	144.14
	阿波市	34,688	191.11
	勝浦町	4,862	69.83
	上勝町	1,338	109.63
	佐那河内村	2,058	42.28
	石井町	24,920	28.85
	神山町	4,614	173.30
	松茂町	14,719	14.24
	北島町	22,640	8.74
	藍住町	35,208	16.27
	板野町	13,111	36.22
	上板町	11,398	34.58
	計	554,679	1,241.61
南 部	阿南市	69,454	279.25
	那賀町	7,307	694.98
	牟岐町	3,749	56.62
	美波町	6,273	140.74
	海陽町	8,353	327.67
	計	95,136	1,499.26
西 部	美馬市	28,160	367.14
	三好市	23,663	721.42
	つるぎ町	7,615	194.84
	東みよし町	13,843	122.48
	計	73,281	1,405.88
徳島県		723,096	4,146.75

資料：人口は、「徳島県の人口（徳島県推計人口）令和2年6月1日現在」より

面積は、国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調査」より

## 第6節 各ブロックにおける廃棄物処理体制

### 1. 広域施設整備計画の概要

令和12年度及び27年度における各ブロックの人口、ごみ総排出量及び各ブロックの施設の種類と目安となるごみ焼却施設の規模等は次のとおりです。

今後、各ブロックにおいて、既存施設の改善等の状況を踏まえつつ、広域処理施設の整備時期を決定していく必要があります。

表35 各ブロックの推計値

	人口		ごみ排出量	
	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度
東部ブロック	508,591	428,895	179,041	163,521
南部ブロック	81,871	62,673	33,506	30,948
西部ブロック	60,772	43,802	22,591	21,078

表36 広域施設の整備規模の目安（ごみ焼却施設）

	施設規模（t/日）		施設数	
	令和12年度	令和27年度	令和12年度	令和27年度
東部ブロック	667	608	4～5施設	4～5施設
南部ブロック	125	115	1施設	1施設
西部ブロック	84	79	1施設	1施設

各ブロックにおける廃棄物処理体制は、以下の通りです。

【東部ブロック】

焼却施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
徳島市	徳島市西部環境事務所	180	1991 (H3)	20			396 (132×3戸)	1997 (R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (H30.11)
	徳島市東部環境事務所	190	1979 (S54)	20					
鳴門市	鳴門市クリーンセンターごみ焼却場	70	2008 (H20)	3,360		860	—	—	—
小松島市	小松島市環境衛生センター	70	1983 (S58)	20			396 (132×3戸)	1997 (R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (H30.11)
石井町	石井町清掃センター	30	1978 (S53)				396 (132×3戸)	1997 (R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (H30.11)
松茂町	松茂町第二環境センター	20	1999 (H11)				396 (132×3戸)	1997 (R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (H30.11)
北島町	北島町清掃センター	26	1985 (S60)				396 (132×3戸)	1997 (R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画 (H30.11)
藍住町	藍住町西クリンステーション	30	1980 (S55)			1,201	—	—	—
中央広域環境施設組合 (吉野川市、阿波市、坂野町、上坂町)	中央広域環境センター	120	2005 (H17)	58,050	1,800	2,078 (32,503,968m <sup>3</sup> /年 (発生ガス回収量))	—	未定	R3循環型社会形成推進地域計画策定予定
吉野川市	吉野川市						40	1995 (R7) . . 8	吉野川市循環型社会形成推進地域計画 (R1.12)

## 粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源七物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
松茂町	松茂町第二環境センター	9.5	併用	2000 (H12)	粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ	674	70	2027(R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画(2018(H30).11)
中央広域環境施設組合	中央広域環境センター	13	破砕	2005 (H17)	粗大ごみ、不燃ごみ	29			R9循環型社会形成推進地域計画策定予定(吉野川市脱退)

## 資源化処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源七物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等	
鳴門市	鳴門市クリーンセンターリサイクルプラザ	25	選別・圧縮・梱包	2008 (H20)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、不燃ごみ、粗大ごみ	934		—	—	
吉野川市	吉野川市リサイクルセンター	10	圧縮・梱包	2014 (H26)	金属類、ガラス類	529		—	—	
勝浦町	勝浦町リサイクルプラザ	0.16	選別・圧縮・梱包	2007 (H19)	ペットボトル、プラスチック	10	70	2027(R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画(2018(H30).11)	
勝浦町	勝浦町不燃物処理場	1	選別・圧縮・梱包	1978 (S52)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ	79	70	2027(R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画(2018(H30).11)	
上勝町	(仮設)ごみステーション	1	圧縮・梱包	2017 (H29)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ	227		—	—	
上勝町	ゼロ・ウェイストセンター ※H30~建設中	—	—	2020 (R2)				—	—	
石井町	石井町リサイクルセンター	4.9	選別・圧縮・梱包	1998 (H10)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	1,097	70	2027(R9)	徳島地域循環型社会形成推進地域計画(2018(H30).11)	
神山町	神山町環境センター前処理施設	4	選別・圧縮・梱包・破砕	1996 (H8)	金属類、粗大ごみ	65		—	—	

### 中継施設

設置者	施設名	現状			今後の整備予定		
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	年間処理 量 (t/年)	年間処理量 (t/年)	共用開始時期等	計画等
徳島市	徳島市廃棄物運搬中継施設	30	1999 (H11)	3,145	—	—	—

### 保管施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	共用開始時期 等	計画等	
徳島市	三幸クリーンセンター	100	0	2004 (H16)	プラスチック	3,288.75	—	—	
徳島市	三幸クリーンセンター	0	39	1991 (H3)	ペットボトル	185	—	—	
徳島市	三幸クリーンセンター	0	39	1991 (H3)	ペットボトル	54	—	—	
鳴門市	鳴門市クリーンセンター	604	234	2008 (H20)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、その他	970.5	—	—	
吉野川市	吉野川市リサイクルセンター	918	2228	2014 (H26)	紙類、金属類、ガラス類、ペットボトル、布類、その他	1,547	—	—	
勝浦町	勝浦町リサイクルプラザ	50	0	2007 (H19)	ペットボトル、プラスチック	10	—	—	
勝浦町	勝浦町資源ごみ保管場	0	250	1997 (H9)	紙類、金属類、ガラス類	106	—	—	
上勝町	箱川ストックヤード	165	0	2001 (H13)	ペットボトル、プラスチック	11	—	—	
佐那河内村	岡山建設	60	0	2007 (H19)	ペットボトル	3	—	—	
佐那河内村	佐那河内村社出処理場	169	0	1997 (H9)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ	23	—	—	
石井町	石井町リサイクルセンター	1552.67	60	1998 (H10)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類	1,097	—	—	
神山町	神山町リサイクルセンター	113	100	2000 (H12)	紙類、ガラス類、ペットボトル、布類	72	—	—	
松茂町	松茂町第二環境センター	94	338	2000 (H12)	金属類、ガラス類、ペットボトル	181	—	—	
北島町	北島町清掃センター	18	148	2000 (H12)	金属類、ガラス類	198	—	—	
藍住町	株式会社サンハイ	60	0	2005 (H17)	ペットボトル	49	—	—	
藍住町	藍住町西クリンステーション	832	0	1993 (H5)	紙類、ガラス類	974	—	—	

## 最終処分場

設置者	施設名	現状					今後の整備予定				
		埋立開始年度	埋立地面積 (㎡)	施設全体容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	埋立終了年度	処理対象廃棄物	埋立場所	年間保管量 (t/年)	共用開始時期等	計画等
小松島市	小松島市赤石地区一般廃棄物最終処分場	1998 (H10)	20,000	87,000	8,797	2019 (H31)	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、焼却残渣 (飛灰)、焼却ごみ・処理残渣	海面	—	—	—
吉野川市	鞆島一般廃棄物最終処分場	2003 (H15)	5,000	35,000	4,065	2018 (H30)	不燃ごみ、溶融スラグ	山間	—	—	—
石井町	石井町一般廃棄物最終処分場 (上浦)	2000 (H12)	7,300	65,000	29,243	2031 (R13)	焼却残渣 (主灰)、不燃ごみ、焼却残渣 (飛灰)	山間	—	—	—
神山町	神山町環境センター最終処分場	1997 (H9)	4,000	15,400	7,176	2031 (R13)	不燃ごみ、焼却ごみ・処理残渣	山間	—	—	—

## し尿処理施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定				
		処理能力 (t/日)	汚水処理	処理方式	使用開始年度	し尿処理量 (kl/年)	浄化槽汚泥処理量 (kl/年)	資源化等	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
徳島市	徳島市浄水処理第二工場	150	標脱	脱水、乾燥、焼却	1994 (S9)	2,413	41,488	—	—	—	—
徳島市	徳島市浄水処理第一工場	120	好希釈	脱水	1978 (S55)	1,597	27,454	—	—	—	—
鳴門市	鳴門市し尿処理施設	85	好気、焼却	脱水、乾燥、焼却	1994 (H6)	2,613	23,454	—	—	—	—
石井町	石井町クリーンセンター	35	高負荷、膜分離	脱水、焼却	1998 (H10)	844	9,553	—	—	—	—
松茂町	松茂町環境センター	20	好気	脱水、乾燥	1980 (S55)	220	6,111	—	—	—	—
北島町	北島町クリーンセンター	30	標脱	脱水、焼却	1982 (S57)	193	8,305	—	—	—	—
藍住町	藍住町中央クリーンステーション	30	標脱	脱水、乾燥	1982 (S57)	445	10,220	—	—	下水道放流予定 (2021 (R3) 以降)	—
坂野町	坂野町クリーンセンター	20	標脱	脱水	1983 (S58)	455	7,127	—	—	—	—
阿北環境整備組合 (吉野川市、阿波市、神山町)	阿北環境整備組合	100	標脱	脱水、焼却	1985 (S60)	1,797	31,340	—	—	阿北中央浄化センター (下水) で将来的に処理 (基本計画)	—
小松島市外三町村衛生組合	小松島市外三町村衛生組合しらす浄圃	87	高負荷、膜分離	脱水、焼却	2000 (H12)	1,500	19,110	—	—	—	—

## コミュニティプラント

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		計画最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	処理方法	使用開始年度	汚水処理量 (m <sup>3</sup> /年度)	処理能力 (kl/年)	共用開始時期等	計画等	
鳴門市	鳴門市矢倉岡地汚水処理場	240	長時間ばっ気	1993 (H5)	182.6	—	—	—	
勝浦町	勝浦町玉の木・五十田地域し尿処理施設	34	接触ばっ気	1984 (S59)	74	—	—	—	
北島町	北島町グリーンタウン下水処理場	1,225	長時間ばっ気	1975 (S50)	200,435	—	—	—	

## 【南部ブロック】

### 焼却施設

設置者	施設名	現状					今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	使用開始年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等	
阿南市	エコパーク阿南	96	2013 (H25)	20	1,420	1,398	—	—	—	
那賀町	那賀町クリーンセンター	6	2020 (R2)				—	—	—	
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海陽町)	海部郡衛生処理事務組合海部美化センター	50	1979 (S54)				—	—	牟岐町、美波町、海陽町と建設場所について協議中 (2020 (R2) .12.5 新聞報道)	



## 粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	3.1	破砕	2013 (H25)	粗大ごみ		—	—	—
那賀町	那賀町清掃センター	16	併用	1995 (H7)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	82	—	—	—
那賀町	那賀町クリーンセンター	3	併用	2020 (R2)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ		—	—	—

## 資源化処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	11	選別・圧縮・梱包	2013 (H25)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック、 不燃ごみ	1,888	—	—	—
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美濃町、海陽町)	海部衛生処理事務組合海部美化センター	20	選別・圧縮・梱包	1979 (S54)	金属類、不燃ごみ、粗大ごみ	136	—	—	—

## 保管施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	年間保管量 (t/年)	共用開始時期等	計画等
阿南市	エコパーク阿南	671	2,000	2013 (H25)	金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	3,288	—	—	—
那賀町	那賀町ストックヤード	186	50	1998 (H10)	繊維類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	282	—	—	—
那賀町	那賀町クリーンセンター（建設中）	247	0	2020 (R2)	繊維類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	—	—	—	—
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美濃町、海陽町)	海部衛生処理事務組合海部粗大ごみ資源化施設	82	122	1997 (H9)	繊維類、金属類、ガラス類、ペットボトル、プラスチック	560	—	—	—

## し尿処理施設

設置者	施設名	現状						今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式		使用開始 年度	し尿処理量 (k/年)	浄化槽汚濁処理量 (k/年)	資源化等 資源化量	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
			汚水処理	汚泥処理							
阿南市	阿南市クリーンビュー	106	高負荷、膜分離、 その他	脱水、焼却	1999 (H11)	4,007	27,882	—	—	—	
那賀町	那賀町衛生センター	13	高負荷、膜分離	脱水	2012 (H24)	615	3,363	堆肥化 24t/年	—	—	
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海陽町)	海部衛生処理事務組合第1し尿処理施設	25	高負荷	脱水、焼却	1985 (S60)	1,968	2,291	—	—	—	
海部衛生処理事務組合 (牟岐町、美波町、海陽町)	海部衛生処理事務組合第1し尿処理施設	20	高負荷	脱水、焼却	1988 (S63)	1,256	2,175	—	—	—	

## コミュニティプラント

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		計画最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	処理方法	使用開始年度	汚水処理量 (m <sup>3</sup> /年度)	処理能力 (kl/年)	共用開始時期 等	計画等	
									汚水処理量 (m <sup>3</sup> /年度)
阿南市	阿南市伊島地区コミュニティ・プラント	108	接触ばっ気	2001 (H13)	10,569	—	—	—	
阿南市	阿南市ハストラルゆたか野田地生活排水処理施設	266	接触ばっ気	1997 (H9)	38,523	—	—	—	
阿南市	阿南市春日野地域下水道	1,500	長時間ばっ気	1971 (S46)	312,743	—	—	—	
阿南市	阿南市西春日野生活排水処理施設	400	長時間ばっ気	2004 (H16)	76,217	—	—	—	

## 【西部ブロック】

### 焼却施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	使用開始 年度	エネルギー回収量 (MJ)	発電能力 (kW)	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
美馬環境整備組合	クリーンセンター美馬	72	1997 (H9)	2,510		29	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし市)	清掃センター	50	1981 (S56)	0		45 (22.5t/16h×2層)	2024(R6)		みよし広域連合循環型社会形成推進地域計画(2020(R2).3)

### 粗大ごみ処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
美馬環境整備組合	クリーンセンター美馬	20	併用	1997 (H9)	粗大ごみ、不燃ごみ、 資源ごみ	234	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし市)	清掃センター	15	併用	1981 (S56)	粗大ごみ、不燃ごみ	282	10	2024(R6)	みよし広域連合循環型社会形成推進地域計画(R2.3)

### 資源化処理施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始 年度	処理対象廃棄物	資源化物 回収量 (t/年)	処理能力 (t/日)	共用開始時期等	計画等
美馬環境整備組合	資源ごみ処理施設	4	選別、圧縮・梱包	2002 (H14)	ペットボトル、プラスチック	206	—	—	—
みよし広域連合 (三好市、東みよし市)	リサイクルプラザ	17	選別、圧縮・梱包	2000 (H12)	紙類、金属類、その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、布類	1,285	—	—	—

## 保管施設

設置者	施設名	現状				今後の整備予定			
		屋内面積 (㎡)	屋外面積 (㎡)	使用開始 年度	処理対象廃棄物	年間保管量 (t/年)	年間保管量 (t/年)	年間保管量 (t/年)	共用開始時期等 計画等
美馬環境整備組合	資源ごみ処理施設	138	0	2002 (H14)	ガラス類、ペットボトル、プラスチック	487	—	—	—
美馬環境整備組合	クリーンセンター兼馬	112	34	2000 (H12)	紙類、金属類、その他資源ごみ	1,065	—	—	—
みよし広域連合	清掃センター・リサイクルプラザ	381	0	2000 (H12)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、ペットボトル、プラスチック、布類	1,217	—	—	—

## 最終処分場

設置者	施設名	現状						今後の整備予定			
		埋立開始年度 (t/日)	埋立地面積 (㎡)	施設全容量 (㎡)	残余容量 (㎡)	埋立終了年度	処理対象廃棄物	埋立場所	年間保管量 (t/年)	共用開始時期 等	計画等
美馬環境整備組合	長谷最終処分場	2002 (H14)	7,500	44,000	27,782 (R15)	2033 (R15)	焼却残渣(主灰)、溶融飛灰、焼却残渣(飛灰)、破砕ごみ・処理残渣	山間	—	—	—
みよし広域連合	清掃センター・最終処分場	2000 (H12)	11,000	50,000	7,684 (R4)	2022 (R4)	可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、焼却残渣(飛灰)、破砕ごみ・処理残渣、粗大ごみ	山間	—	—	—

## し尿処理施設

設置者	施設名	現状						今後の整備予定			
		処理能力 (t/日)	処理方式	使用開始年度	し尿処理量 (k/年)	浄化槽汚泥処理量 (k/年)	資源化等	処理能力 (k/年)	共用開始時期等 計画等		
吉野川流域整備組合 (美馬市、つるぎ町)	吉野川浄園	70	曝気 脱水、乾燥	1988 (S8)	4,039.35	10,899.78	0	60	2024 (R6)	みよし広域連合併設型社会形成推進地域計画 (2020(R2),3)	
みよし広域連合	みよし広域連合浄化センター	70	好気 脱水、乾燥	1999 (H11)	5,701	15,063	資源化能力 1.5t/日	43	2025 (R7),3	吉野川流域整備組合地域循環型社会形成推進地域計画	

# 用語の定義・解説



# 用語の定義・解説

## 第1節 用語の定義

### ■一般廃棄物（ごみ）関係

#### 1) 排出量

収集量と直接搬入量，集団回収量を合計したものであり，市町村において量を把握することができるごみ量の合計となります。

本計画でごみの量を表す場合，この排出量を用いるものとします。

○排出量＝収集量＋直接搬入量＋集団回収量

#### 2) 1人1日あたり排出量

排出量(t)を総人口及び年間日数(365日)で割ったもので，住民1人が1日に排出するごみの量を示します。単位はg/人・日となります。

○1人1日あたり排出量＝排出量÷(総人口×365)×10<sup>6</sup>

#### 3) リサイクル率

排出量に対して，資源化等がされた量の割合を示します。

○リサイクル率＝資源化量(集団回収量＋直接資源化量＋中間処理後資源化量)  
÷(ごみ処理量＋集団回収量)×100

#### 4) 最終処分率

排出量に対して，最終処分された量の割合を示します。

○最終処分率＝最終処分量÷排出量×100

#### 5) 中間処理による減量化量

排出量から資源化量及び最終処分量を引いた値を示します。これは焼却処理等によりごみが減量化された量に該当します。

また，中間処理減量化率を，排出量に対する中間処理による減量化量の割合とします。

○中間処理による減量化量＝排出量－資源化量－最終処分量

○中間処理減量化率＝中間処理による減量化量÷排出量×100

## ■一般廃棄物（生活排水）関係

### 1) 下水道（処理人口）普及率

総人口（住民基本台帳人口）のうち、下水道が供用開始している処理区域の定住人口の割合を示します。

### 2) 汚水処理人口普及率

○汚水処理人口普及率＝汚水処理人口（下水道，農業集落排水等，コミュニティプラント，合併処理浄化槽の汚水処理の総計）÷総人口×100

### 3) 水洗化率

総人口のうち，汚水処理人口に単独浄化槽人口を加えた人口の割合を示します。

○水洗化率＝（汚水処理人口＋単独浄化槽人口）÷総人口×100

### 4) 浄化槽整備率

総人口のうち，浄化槽を利用している人口の割合を示します。

○浄化槽整備率＝浄化槽人口 ÷ 総人口×100

## ■産業廃棄物関係

### 1) 発生量

事業活動に伴い生じた不要物であって，産業廃棄物量及び有価物量を合計したものです。なお，有価物量とは中間処理されることなく，他者に有償で売却した量のことです，法令上は廃棄物に該当しないものをいいます。

### 2) 排出量

発生量から有価物量を除いた量のことです，本計画で産業廃棄物量を表す場合，この排出量を用いるものとします。

○排出量＝発生量－有価物量

### 3) 再生利用率

排出量に対して，再生利用された量の割合を示します。

再生利用量は，排出事業者又は処理業者等で再生利用された量をいいます。

○再生利用率＝再生利用量÷排出量×100

### 4) 中間処理による減量化率

排出量に対して，中間処理によって減量された量の割合を示します。

減量化量は，排出事業者又は処理業者等の中間処理によって減量化された量をいいます。

○中間処理減量化率＝中間処理による減量化量÷排出量×100



## 5) 出口側循環利用率

廃棄物等の発生量のうち循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を示します。

○産業廃棄物の出口側の循環利用率

$$= \left[ \text{再生利用量} + (\text{金属くず, ガラス・コンクリート・陶磁器くず, 鋳さい, がれき類, それぞれの減量化量}) - \text{動物のふん尿の直接再生利用量} \right] \div \text{排出量} \times 100$$

## 6) 最終処分率

排出量に対して、最終処分された量の割合を示します。

最終処分量は、排出事業者と処理業者等の最終処分量の合計をいいます。

$$\text{○最終処分率} = \text{最終処分量} \div \text{排出量} \times 100$$

## 第2節 用語の解説

### ■ア行

---

#### 【ア】

##### ○ISO14001 シリーズ

ISO14000 シリーズとは、ISO（国際標準化機構）が作成を進めている環境リスクの低減及び環境への貢献と、経営との両立をめざすマネジメントシステムの規格のこと。

この中で中心となるのが、「環境マネジメントシステムの仕様」を定めている ISO14001 である。

##### ○あわせ処理

市町村の一般廃棄物処理施設において、一般廃棄物と一緒に処理することが可能な性状の産業廃棄物をあわせて処理すること。

##### ○安定型処分場

産業廃棄物の最終処分場三類型の一つ。

廃棄物の性状が安定している産業廃棄物である。廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（これらは安定五品目と呼ばれる。）等を埋め立てる最終処分場。

#### 【イ】

##### ○一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。本計画では、一般廃棄物は、事業活動に伴って生じる事業系一般廃棄物と一般家庭の日常から生じる家庭系廃棄物とに区分している。

#### 【エ】

##### ○エコショップ

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売等、「環境にやさしい」様々な活動を行っている県内の小売店、事業所団体、企業等で、県によって認定されたもの。

##### ○エコマーク

様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。

## ○SDGs (Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標の略称であり、2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟国193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために17の目標と、それら目標を達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

## ○NGO (Non Governmental Organization)

非政府組織。平和・人権・環境問題等で国際的な活動を行っている非営利の民間協力組織。

## ○NPO (Non Profit Organization)

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

## ○エネルギー回収推進施設

可燃ごみを焼却あるいはガス化して、ごみの減容化と無害化を行うとともに、残渣または溶融固化物に変換する機能を有する施設。熱回収施設（焼却、ガス化溶融等）、メタンガス化施設、ごみ燃料化施設（RDF、BDF、炭化等）がある。

## 【オ】

### ○オフィス町内会

オフィスから発生する古紙類を複数の事業所が共同で行うリサイクルの取組。

複数の事業所が共同で分別排出することにより、古紙類を効率的に回収し、資源化することができる。

## ■力行

---

## 【カ】

### ○家畜排せつ物

牛、豚、鶏その他家畜排せつ物法政令で定める家畜の排せつ物をいう。

### ○家畜排せつ物法（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律）

家畜排せつ物は、野積みや素掘りといった不適切な管理によって、悪臭の発生要因となったり、河川や地下水へ流出して水質汚染を招くなど、環境問題の発生源としての側面を有する一方で、堆肥化など適切な処理を施すことによって、土壌改良資材や肥料としての有効活用が期待されるなど、農村地域における貴重な資源としての側面も有するものである。

このため、野積み・素掘りを解消し家畜排せつ物の管理（処理や保管）の適正化を図りつつ、家畜排せつ物の利用促進を図ることにより、健全な畜産業の発展に資する目的

で施行された法律である。

### ○活動量指標

産業（業種）ごとの事業活動を表す経済指標（産業別の従業者数，県内総生産や製造品出荷額等）で，産業廃棄物量を推計する際に用いられる。

### ○合併処理浄化槽

生活排水のうち，し尿と生活雑排水を併せて処理することができる浄化槽。

各家庭に設置できる小規模な装置であるが，下水処理場の二次処理と同程度（BOD 20mg/L 以下）の処理ができる。

### ○家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）

テレビ，エアコン，冷蔵庫・冷凍庫，洗濯機，衣類乾燥機等の対象品目の収集・運搬を小売業者に，回収・再商品化を製造者に義務付け，その費用を消費者等の排出者が負担することを規定した法律であり，平成 10 年に成立し平成 13 年 4 月から施行，平成 29 年度に改正された。使用済みの家電 1 台ごとに家電リサイクル券が付けられ，消費者からの引き取りから製造者に引き渡すまでの荷動きを管理する。

### ○可燃ごみ

一般には有機質からなる燃えるごみをいう。なお，市町村の焼却場における可燃・不燃の区別は，焼却炉の性能によって異なる。

### ○環境アドバイザー

環境に関する講演会，研修会，学習会等の講師・指導者として，徳島県が委嘱した環境の専門家。

### ○環境会計

企業等が，持続可能な発展を目指して，社会との良好な関係を保ちつつ，環境保全への取り組みを効率的かつ効果的に推進していくことを目的として，事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し，可能な限り定量的に測定し，伝達する仕組み。

### ○感染性廃棄物

医療関係機関等から生じる感染性病原体が含まれ，若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物をいう。特別管理廃棄物（特別管理産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物）とされており，密閉した容器での収集運搬，感染性を失わせる処分

方法等が処理基準として定められている。

## ○管理型処分場

最終処分のうち、遮断型処分場・安定型処分場で処分される産業廃棄物以外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる処分場。

管理型処分場では、埋立地から出る浸出液による地下水や公共水域の汚染を防止するため、遮水工（埋立地の側面や底面をビニールシート等で覆う）、浸出水を集める集水設備、集めた浸出液の処理施設が必要となる。

## 【ク】

### ○グリーン購入

環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入すること。製品やサービスの選択にあたっては、資源の採取から廃棄までのすべての製品ライフサイクルにおいて環境負荷が小さいこと、環境保全に積極的な事業者により製造、販売されること等を重視する必要がある。

### ○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして制定された。

### ○グリーン調達基本方針

環境負荷の低減に努める事業者等から、環境に配慮した製品やサービスを調達（購入）する際に、基本となる考え方を示したもの。

## 【ケ】

### ○ケミカルリサイクル

プラスチックを化学的に分解し、プラスチックに加工される以前の原料やモノマーの状態まで戻して再利用する場合のほか、高炉でコークスの代わりに還元剤として利用したり、コークス炉で化学原料として再資源化することである。

### ○建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化に関する法律）

特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る法律である。

## ○減量化量

脱水や焼却処理等の中間処理により、減量化する分の量を指す。

## 【コ】

### ○鉍さい

鉄，ニッケル，クロム等の鉍物を乾式精錬する際に生じた目的成分以外の溶融物質。

### ○骨材

セメントに混ぜて，コンクリートやモルタルを作る材料。砂・砂利・碎石等。

### ○子ども食堂

地域のボランティアが子どもたちに対し，無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組。

### ○コミュニティ・プラント

集合住宅や団地等に設置される小規模な污水处理施設のうち，環境省所管の地域し尿処理施設整備事業により設置されるもの。原則的に市町村が設置及び管理・運営を行う。し尿と生活雑排水を合わせて処理できる。

## ■サ行

---

## 【サ】

### ○最終処分

廃棄物を周囲の環境に影響を及ぼさない状態にさせるために，適切に処理した上で埋立や海洋投入する処理方法のこと。

### ○サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理するだけでなく，焼却の際に発生するエネルギーを回収・利用すること。

### ○産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち，廃棄物処理法及び同法施行令で定める燃え殻，汚泥，廃油，廃酸等 20 種類の廃棄物及び輸入された廃棄物をいう。

### ○産業廃棄物管理票（マニフェスト）

産業廃棄物の不法投棄を防止し，適正処理を徹底するため，事業者が排出するそれぞれ

れの産業廃棄物に付ける管理伝票のこと。廃棄物の受け渡しや処理の流れを明らかにすることにより、排出事業者が廃棄物の処理状況を自ら把握することができる。

### ○産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度（国の優良認定制度）

排出事業者が自らの判断により優良な産業廃棄物処理業者を選択することができるよう、通常の許可基準よりも厳しい基準に適合して優良な産業廃棄物処理業者を県が審査して認定する制度。優良産廃処理業者認定制度における認定を受けるためには、旬報性、事業の透明性等の基準に適合することが必要となっており、認定を受けた処理業者は許可証等を活用したPR等のメリットがある。

### ○3010運動

宴会時、「乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみましょう。お開き10分前になったら自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょう。」と呼びかけ、宴会時の食べ残しを減らす取組。

### 【シ】

#### ○自家処理

家庭からでるごみを、自家肥料又は飼料として用いるか、直接農家等に依頼して処分させること。

#### ○事業系一般廃棄物

事業所から排出される廃棄物のうち、法律で定められた20種類の産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

#### ○資源化量

自治体や事業者により、分別され資源化されたものの量。

#### ○資源ごみ

ごみの収集区分の一つであり、再資源化することを目的として収集されたものを指す。

#### ○し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設のこと。

#### ○集団回収

自治会や学校等の非営利団体により行われる古紙回収活動等を指す。市町村が本活動に対して助成金を交付するケースも多い。

## ○循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12年に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義された。

## ○循環型社会形成推進基本法

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針を定めた法律。

## ○焼却残さ

焼却施設から排出される焼却灰と集じん器等で捕集され排出されるばいじんの総称。

## ○省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）

燃料資源を有効に利用するため、工場・事業場等におけるエネルギー使用の合理化を目的として定められた法律。平成20年の改正により、それまで工場・事業場ごとに行っていたエネルギー管理を企業全体で行うことが義務づけられた。

## ○消費期限

定められた方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化に伴い安全性を欠くこととなるおそれがないと認められる期限を示す年月日をいう。

## ○賞味期限

定められた方法により保存した場合において、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいう。ただし、当該期限を越えた場合であっても、これらの品質が保持されていることがあるものとする。

## ○食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等に関する法律）

食品循環資源の発生抑制、減量化、再生利用を促進するための法律であり、平成19年度の改正では、食品廃棄物等の発生量が100トン以上の食品廃棄物等多量発生事業者は、毎年、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが定められている。

## ○食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り、期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し等が原因。



## 【ス】

### ○ストックマネジメント

施設の機能診断等を適切に実施することにより、施設の有効活用や長寿命化を図り、当該施設の建設から運用・維持管理及び解体までの全期間に要する費用（ライフサイクルコスト）を可能な限り低減するための技術体系及び管理手法の総称。

### ○3R

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce=ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse=再使用）」「リサイクル（Recycle=再資源化）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

## 【セ】

### ○生活雑排水

生活排水のうちし尿を除くもの。

### ○生活排水

し尿と日常生活に伴う台所、洗たく、風呂等からの排水。

## 【ソ】

### ○粗大ごみ

一般廃棄物のうち、家具、家電製品、石油・ガス器具、自転車、寝具、カーペット、楽器・遊具類等、ある一定の寸法や重量以上の大型の耐久消費財をいう。

## ■タ行

---

## 【タ】

### ○ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をまとめてダイオキシン類と呼ぶ。

### ○多量排出事業者

多量の産業廃棄物を生じる事業場を設置している事業者。前年度の発生量が合計1,000t以上（特別管理産業廃棄物は50t以上）の事業場を設置している事業者は、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画や計画の実施状況を知事に報告する義務がある。

## ○単独処理浄化槽

し尿のみを処理の対象とする浄化槽のこと。生活雑排水は処理できず、付近の小河川等の公共用水域にそのまま放流されることから、河川や海域の水質汚濁の原因のひとつといわれている。浄化槽法の改正により、平成 13 年度以降は単独処理浄化槽の設置は禁じられている。

## 【チ】

### ○中間処理

廃棄物の最終処分に先立て行われる人為的な操作等を指し、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させ、廃棄物を減量・減容化すること。具体的な方法としては、焼却、溶融、破碎、圧縮等がある。

## 【テ】

### ○電子マニフェスト

マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の 3 者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組み。

廃棄物処理法第 13 条の 2 の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で一つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っている。

## 【ト】

### ○動植物性固形不要物

と畜場における獣畜のとさつ・解体時及び食鳥処理場における食鳥の処理時に排出される固形状の不要物。

### ○動植物性残さ

廃棄物処理法により定められた 20 品目の産業廃棄物の一つで、食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物性や植物性の固形状の不要物を指す。

### ○とくしま環境県民会議

県民と事業者、行政がお互いに協力して環境問題に取り組むため、平成 12 年 1 月に設立された団体。地球温暖化対策推進法に基づく地域協議会の一つである。

### ○徳島県環境基本計画

徳島県基本条例 10 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る計画。

## ○徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度

この制度は、産業廃棄物の処理に関し、高い遵法意識を持って適切な処理を行い、地球温暖化などの環境問題にも積極的に取り組む優良な産業廃棄物の処理業者を認定することにより、優良な処理業者による産業廃棄物の処理を促進し、不法投棄、不適正処理を未然に防止し、県民の安全・安心で快適な生活環境を守ることを目的として創設された徳島県独自の制度である。

## ○とくしま食べきるんじょ協力店

食品ロスの削減に向け、食べきりの呼びかけや、食べきれぬ量の提供など、エシカル消費の実践・普及に取り組む飲食店等を登録する制度。

## ○土壌改良材

土壌を作物の生育に適する状態にするために施す資材。

## ■ナ行

---

### 【ノ】

#### ○農業集落排水施設等

農業集落、林業集落、漁業集落における生活環境の向上、海や川の水質保全等を目的として、各家庭のトイレ・台所・お風呂等からでた汚水を処理場に集め、きれいにして川に戻す施設。

#### ○野焼き

焼却施設を使用せず廃棄物を焼却する野外焼却（野焼き）は、廃棄物処理法により庭先でのたき火、キャンプファイヤー、農業者が行う稲わら等の焼却等一部の例外を除き禁止されている。

## ■ハ行

---

### 【ハ】

#### ○バイオガス

乳牛や豚等の家畜の糞尿や生ごみ等のバイオマスを、酸素のない密閉層の中で発行させると発生するガス。

※バイオマスとは、生物資源（BIO）の量（MASS）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」。

## ○廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の排出を抑制し，その適正な分別，保管，収集，運搬，再生，処分等の処理をすることを目的とした法律で，廃棄物処理施設の設置規制，廃棄物処理業者に対する規制，廃棄物処理基準の策定等を内容とする。

## ○ばいじん

燃焼によって生じるすすや燃えかすの固体粒子状物質のことをいう。

## 【ヒ】

### ○PCB特措法（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法）

PCB廃棄物の処理に関する法律で，PCBが難分解性の性状を有し，かつ，人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること及びPCB廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることから，PCB廃棄物の保管，処分等についての必要な規制，処理のための必要な体制の速やかな整備により，確実かつ適正な処理を推進し，国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする廃棄物処理法の特別法。

## ○PCB廃棄物

PCB（ポリ塩化ビフェニル化合物の総称）は電気機器用の絶縁油，各種工業における加熱並びに冷却用の熱媒体及び感圧複写紙等，様々な用途に利用されていた物質で，現在は新たな製造が禁止されている。

PCB濃度等により，高濃度PCB廃棄物と低濃度PCB廃棄物に分類され，高圧トランス・コンデンサ等の高濃度PCB廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）で処理を行っている。

## 【フ】

### ○フードドライブ

家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り，それらをまとめて地域の福祉団体や施設，フードバンクなどに寄附する活動。

## ○不燃ごみ

一般に，金属，ガラス，陶磁器，土砂，灰，ガレキ等の「燃えないごみ」をいう。市町村の焼却炉の能力等によって，プラスチック類が不燃ごみとして区分されているケースも多い。

## ○不燃残さ

粗大ごみ処理施設や資源化施設等から排出される資源選別後の残さで、不燃性のものを指す。

## ○分別収集計画

容器包装リサイクル法に基づき、市町村が3年に一度策定する、分別収集に関する計画。

## 【ホ】

### ○ポリ塩化ビフェニル

一般にPCBとよばれる主に油状の物質。熱安定性、電気絶縁性に優れ、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられた。しかし、脂肪に溶けやすいという性質があり、慢性的な摂取により、生体に蓄積し健康被害を引き起こす物質で、熱媒体として使われたPCBが製造過程で米ぬか食用油に混入し、それを食べた人に皮膚障害、肝機能障害等の油症を発症したカネミ油症事件（1968）が起こり、その毒性が注目された。

### ○ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画で環境大臣が定めるもの。

## ■マ行

---

## 【マ】

### ○マイクロプラスチック

海洋等の環境中に拡散した5mm以下の微細なプラスチックのかけらであり、含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

プラスチック製品の原料となるペレットやマイクロビーズ等の一次マイクロプラスチックと、海洋に流れ出たプラスチックが紫外線による劣化や、波に砕かれたりして細片化した二次マイクロプラスチックに分類される。

### ○マイバッグ運動

買い物の際、買い物袋を持参して、レジ袋を受け取らない運動。ごみの排出抑制につながる。

## ○マテリアルリサイクル（材料リサイクル）

ごみを原料として再利用すること。使用済み製品、生産工程からでるごみ等を回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことを指す。

### 【ミ】

## ○「未知への挑戦」とくしま行動計画

本県に進める政策の基本的な方向をまとめた最上位計画であり、毎年度の予算編成や事業の立案等の基本となるもの。

### 【ム】

## ○無機性汚泥

有機性のものを含まない汚泥であり、代表的なものとしては、セメント工場から発生する汚泥、建設汚泥等がある。

## ■ヤ行

---

### 【ユ】

## ○有価物

売却することによって利益を得ることができるもの。

## ○有機性汚泥

有機性のものを含む汚泥であり、代表的なものとしては、活性汚泥法による処理後の汚泥、パルプ廃液から生ずる汚泥、動植物性原料を使用する各種製造業の廃水処理後に生ずる汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものは除く）等がある。

### 【ヨ】

## ○容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

一般廃棄物の容積の約 6 割を占める容器包装ごみの減量化を図り、リサイクルを積極的に進めるため、平成 7 年 6 月に制定された。消費者が分別排出し、市町村が分別収集し、事業者が再商品化をするというそれぞれの役割分担が示されている。

## ○溶融スラグ

ごみ焼却残さ等を高温で加熱溶融し、冷却固化したもの。溶融スラグ化するとダイオキシン類のような化学物質はほとんど分解され、重金属類は溶融スラグのガラス質と一

体化して溶出しないようになる。このような性質から、溶融スラグは路盤材やコンクリート骨材等の土木資材として再利用可能である。

## ○溶融炉

焼却灰等を概ね 1200℃以上の高温で溶かし、これを固めて「スラグ」（黒いガラス粒状の物質）にする処理を行う炉。溶融炉には、ごみ焼却炉から出る焼却灰や飛灰を処理する「灰溶融炉」と、ごみをガス化して残った「かす」を溶融する「ガス化溶融炉」がある。

## ■ラ行

---

### 【リ】

#### ○リデュース

ごみを出さないこと。ごみの発生抑制ともいわれ、生産工程で出るごみを減らしたり、使用済み製品の発生量を減らすことを指す。

具体的には、原材料使用量を減らすような製品設計上の工夫をしたり、製品の寿命を長くしたりすることでごみの発生を抑えることができる。

#### ○リユース

一度使用して不用になったものをそのままの形でもう一度使うこと。

形状を維持したまま使用することから、リサイクルに比べ、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少ない。

### 【ロ】

#### ○路盤材

舗装道路で路盤に用いられる碎石（再生材含む）や砂等の資材。

路盤とは舗装路面（アスファルト、コンクリート等）と路床の間に位置する層。